

第二類 第五回 国会 議院 衆百五十九回

武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録 第二号

平成十六年四月十三日(火曜日)

午後四時十八分開議

出席委員

委員長

自見庄三郎君

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出第九八号)  
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出第九九号)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出第一〇一号)  
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出第一〇二号)

武力攻撃事態における海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出第一〇三号)  
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(内閣提出第一〇四号)

日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求める件(条約第一〇一号)

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求める件(条約第一〇二号)  
一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求める件(条約第一〇三号)

○自見委員長 これより会議を開きます。

理事植竹繁雄君から、理事辞任の申し出がありまます。これを許可するに御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に北村誠吾君を指名いたします。

○自見委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。

○井上国務大臣 ただいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律案、武力攻撃事態等における海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求める件(条約第一〇一号)

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求める件(条約第一〇二号)  
一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求める件(条約第一〇三号)

日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に

関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間

の協定を改正する協定の締結について承認を求

める件(条約第一〇一号)

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約

の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追

加議定書(議定書I)の締結について承認を求める件(条約第一〇二号)

一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約

の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求める件(条約第一〇三号)

本法律案は、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めるこ

とにより、事態対処法と相まって、国全体として

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

万全の態勢を整備し、もつて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、総則的事項として、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないこと、国民は国民の保護のための措置の実施に協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとするこ

と、国民の保護のための措置を実施するに当たっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、国及び地方公共団体は国民に対し正確な情報を提供しなければならないこと、国は武力攻撃事態等に対する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案及び国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について御説明申し上げます。

我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な法制を整えることは、國家としての当然の責務であり、こうした観点から、武力攻撃事態等における国

の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法が整備されました。

本法律案は、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めるこ

とにより、事態対処法と相まって、国全体として

策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体また財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令するとともに、関係都道府県知事に対し所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示すること、避難措置の指示を受けた職員を指揮し、警察等の関係機関と連携して避難住民を誘導しなければならないこと等を定めてお

ります。

第二に、住民の避難に関する措置について、対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体また財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令するとともに、関係都道府県知事に対し所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示すること、避難措置の指示を受けた職員を指揮し、警察等の関係機関と連携して避難住民を誘導しなければならないこと等を定めてお

ります。

順次趣旨の説明を聴取いたしました。井上国務大臣。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

第三に、避難住民等の救援に関する措置について、都道府県知事は避難住民等に対し、食品の給与、医療の提供その他の救援を行わなければならぬこと、都道府県知事は必要があると認めるときは救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。都道府県知事は救援を行うため必要があると認めるときは、医薬品、食品その他の救援の実施に必要な物資についての売り渡しを要請すること等ができる。地方公共団体の長、総務大臣その他の関係機関は、避難住民等の安否情報を収集し、照会に対し回答すること等を定めています。

第四に、武力攻撃災害への対処に関する措置について、國はみずから必要な措置を講ずるとともに地方公共団体と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施しなければならないこと、地方公共団体はその区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならないこと、指定行政機関の長は危険物質等に係る武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないこと等を定めています。

第五に、国民生活の安定に関する措置等について、指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づいて適切な措置を講じなければならないこと、電気事業者、ガス事業者その他の指定公共機関等は、武力攻撃事態等において、電気、ガスの安定的な供給等必要な措置を講じなければならないこと等を定めています。

第六に、復旧、備蓄その他の措置について、指定行政機関の長等は武力攻撃災害の復旧を行わないこと、指定行政機関の長等は武力攻撃災害の復旧を行わなければならぬこと、指定行政機関の長等はその保護のための措置に必要な物資等を

備蓄等しなければならないこと、指定行政機関の

長等は武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に係る職務を行う者等に対し特殊標準を交付

できること等を定めています。

第七に、財政上の措置等について、國及び地方公共団体は、この法律の規定に基づく処分が行われたときは当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこと、地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に要する費用については、原則として國が負担すること等を定めています。

第八に、緊急対処事態に對処するための措置について、國はみずから必要な措置を講ずるとともに地方公共団体と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施しなければならないこと、地方公共団体はその区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならないこと、指定行政機関の長は危険物質等に係る武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないこと等を定めています。

第九に、

第十に、

第十一に、

第十二に、

第十三に、

第十四に、

第十五に、

第十六に、

第十七に、

第十八に、

第十九に、

第二十に、

第二十一に、

第二十二に、

第二十三に、

第二十四に、

第二十五に、

第二十六に、

第二十七に、

第二十八に、

第二十九に、

第三十に、

第三十一に、

第三十二に、

第三十三に、

第三十四に、

第三十五に、

第三十六に、

第三十七に、

第三十八に、

第三十九に、

第四十に、

第四十一に、

第四十二に、

第四十三に、

第四十四に、

第四十五に、

第四十六に、

第四十七に、

第四十八に、

第四十九に、

第五十に、

第五十一に、

第五十二に、

第五十三に、

第五十四に、

第五十五に、

第五十六に、

第五十七に、

第五十八に、

第五十九に、

第六十に、

第六十一に、

第六十二に、

第六十三に、

第六十四に、

第六十五に、

第六十六に、

第六十七に、

第六十八に、

第六十九に、

第七十に、

第七十一に、

第七十二に、

第七十三に、

第七十四に、

第七十五に、

第七十六に、

第七十七に、

第七十八に、

第七十九に、

第八十に、

第八十一に、

第八十二に、

第八十三に、

第八十四に、

第八十五に、

第八十六に、

第八十七に、

第八十八に、

第八十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第一百に、

第一百一に、

第一百二に、

第一百三に、

第一百四に、

第一百五に、

第一百六に、

第一百七に、

第一百八に、

第一百九に、

第一百二十に、

第一百一十一に、

第一百一十二に、

第一百一十三に、

第一百一十四に、

第一百一十五に、

第一百一十六に、

第一百一十七に、

第一百一十八に、

第一百一十九に、

第一百二十に、

第一百二十一に、

第一百二十二に、

第一百二十三に、

第一百二十四に、

第一百二十五に、

第一百二十六に、

第一百二十七に、

第一百二十八に、

第一百二十九に、

第一百三十に、

第一百三十一に、

第一百三十二に、

第一百三十三に、

第一百三十四に、

第一百三十五に、

第一百三十六に、

第一百三十七に、

第一百三十八に、

第一百三十九に、

第一百四十に、

第一百四十一に、

第一百四十二に、

第一百四十三に、

第一百四十四に、

第一百四十五に、

第一百四十六に、

第一百四十七に、

第一百四十八に、

第一百四十九に、

第一百五十に、

第一百五十一に、

第一百五十二に、

第一百五十三に、

第一百五十四に、

第一百五十五に、

第一百五十六に、

第一百五十七に、

第一百五十八に、

第一百五十九に、

第一百六十に、

第一百六十一に、

第一百六十二に、

第一百六十三に、

第一百六十四に、

第一百六十五に、

第一百六十六に、

第一百六十七に、

第一百六十八に、

第一百六十九に、

第一百七十に、

第一百七十一に、

第一百七十二に、

第一百七十三に、

第一百七十四に、

第一百七十五に、

第一百七十六に、

第一百七十七に、

第一百七十八に、

第一百七十九に、

第一百八十に、

第一百八十一に、

第一百八十二に、

第一百八十三に、

第一百八十四に、

第一百八十五に、

第一百八十六に、

第一百八十七に、

第一百八十八に、

第一百八十九に、

第一百九十に、

第一百九十一に、

第一百九十二に、

第一百九十三に、

第一百九十四に、

第一百九十五に、

第一百九十六に、

第一百九十七に、

第一百九十八に、

第一百九十九に、

第二百に、

第二百一に、

第二百二に、

第二百三に、

第二百四に、

第二百五に、

第二百六に、

第二百七に、

第二百八に、

第二百九に、

第二百十に、

第二百十一に、

第二百十二に、

第二百十三に、

第二百十四に、

第二百十五に、

第二百十六に、

第二百十七に、

第二百十八に、

第二百十九に、

第二百二十に、

第二百二十一に、

第二百二十二に、

第二百二十三に、

第二百二十四に、

第二百二十五に、

第二百二十六に、

第二百二十七に、

第二百二十八に、

第二百二十九に、

第二百三十に、

第二百三十一に、

第二百三十二に、

第二百三十三に、

第二百三十四に、

第二百三十五に、

第二百三十六に、

第二百三十七に、

第二百三十八に、

第二百三十九に、

第二百四十に、

第二百四十一に、

第二百四十二に、

第二百四十三に、

第二百四十四に、

第二百四十五に、

第二百四十六に、

第二百四十七に、

第二百四十八に、

第二百四十九に、

第二百五十に、

第二百五十一に、

第二百五十二に、

第二百五十三に、

第二百五十四に、

第二百五十五に、

第二百五十六に、

第二百五十七に、

第二百五十八に、

第二百五十九に、

第二百六十に、

第二百六十一に、

電波は、対処措置等の実施において、利用が不可欠であり、かつ、利用の集中が予想されるものであるため、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために他の必要な事項を定める必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設の利用について、対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、特定の地域における港湾施設または飛行場施設の利用に関する指針を定めることができること、対策本部長は、特定の港湾施設または飛行場施設に関し、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る上で特に必要があると認めるときは、港湾施設または飛行場施設の利用に関する指針に基づき、当該施設の管理者に対し、特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる、当該要請に基づく所要の利用が確保されない場合等においては、事態対処法第十五条に定める内閣総理大臣の権限を行使することができる」ととするものであります。

第二に、武力攻撃事態等における道路の利用について、対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、特定の地域における道路の利用に関する指針を定めることができると言るものであります。

第三に、武力攻撃事態等における海域、空域の利用について、対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、特定の海域または空域の利用に関する指針を定めることができる」とし、海上保安庁長官は、海域の利用に関する指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、

定の海域において船舶の航行を制限することができます。第四に、武力攻撃事態等における電波の利用について、対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、特定の電波の利用に関する指針を定めることができます。総務大臣は、電波の利用に関する指針に基づき、特定の無線通信を優先して実施するためには必要な免許条件の変更等を行うことができることがあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

最後に、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について御説明申し上げます。

武力攻撃事態等に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の的確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

このような趣旨から、事態対処法第二十一条第二項では、「事態対処法は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。」と規定しており、本法律案はこの規定を受けて、国際人道法に規定する重大な違反行為を处罚することにより、刑法等による处罚と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、締結について御承認をいただきため、今議定書の実施のために必要である重要な文化財を破壊する罪、捕虜の送還を遅延させる罪、占領地域に移送する罪及び文民の出国等を妨げる罪の新設等、所要の法整備を行うこととしております。重要な文化財を破壊する罪は、武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品または礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊する行為を処罰することとしております。

捕虜の送還を遅延させる罪は、捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となつた武力紛争が終了した場合等において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国等への捕虜の送還を遅延させる行為を処罰することとしております。

占領地域に移送する罪は、占領に関する措置の一環として占領地域に入植させる目的で、自国民等を占領地域に移送する行為を処罰することとしております。

文民の出国等を妨げる罪は、出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げる行行為等を処罰することとしております。

第二に、これらの行為その他のジュネーブ諸条約等が規定している重大な違反行為について、これらの条約による国外犯の処罰を可能とするため、所要の法整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○自見委員長 次に、石破防衛庁長官。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案  
法律案

○石破國務大臣　ただいま議題となりました武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、武力攻撃事態に際して、我が国領海または排他的経済水域を含む我が国周辺の公海における外國軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外國軍用品審査所における審査の手続等を定めるのとを内容としております。

昨年六月に成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律において規定されておりますところより、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図るため、自衛隊の行動を円滑かつ効果的にするための措置に係る法制化を整備していく必要があります。

本法律案は、かかる考え方を踏まえ、武力攻撃事態に際して、我が国領海または我が国周辺の公海における外國軍用品等の海上輸送を規制するため、停船検査等の措置その他の必要な事項を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、防衛出動が命ぜられた海上自衛隊の部隊に対し、我が国領海または我が国周辺の公海に

おける外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めることは、防衛廳長官は、内閣總理大臣の承認を得て、停船検査等の措置の実施を命令することができることとし、そのため必要な規定を整備するものであります。

第三に、外國軍用品等を輸送している隻のときは、當該船舶が実施区域を航行しているときは、停船検査及び回航措置の手続、武器の使用について、必要な規定を整備するものであります。

いについて審判等を行う機関として、臨時に、特別の機関として外国軍用品審判所を置くこととし、その所掌事務等の規定を整備するとともに、同審判所における審判の手続、審決の執行等について、必要な規定を整備するものであります。

第五に、補償、罰則に係る規定等を整備するとともに、附則において防衛局設置法等について所要の改正を行ふものであります。

次に、武力文書監査による審査等の取扱い、

次に、武力攻撃事態における抗處等の取扱いに関する法律案について申し上げます。

本法律案は、武力攻撃を排除するために必要な限りの自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるよう<sup>1</sup>にすることも、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ条約、いわゆるジュネーヴ第三条約その他の捕虜等の取り扱いに係る国際人道法的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取り扱いに關し必要な事項を定めることを内容としております。

昨年六月に成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律において規定されておりますところ、武力攻撃が発生した場合には、これを排除し、その速やかな終結を図るために、自衛隊の行動を円滑かつ効果的にするための措置に係る法制化

等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力攻撃事態に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、民間人等の武力紛争による被害をできる限り軽減するため、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法的確な実施を確保することが重要であり、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が國国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

本法律案は、かかる考え方を踏まえ、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取り扱いに關し必要な事項を定め、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の円滑かつ効果的な行動の実施に資するとともに、武力攻撃事態におけるジュネーヴ第三条約その他の捕虜等の取り扱いに係る国際人道法的確な実施を確保することを目的として提案するものであります。

施に資するとともに、武力攻撃事態におけるジュネーヴ第三条約その他の捕虜等の取り扱いに係る国際人道法的確な実施を確保することを目的として提案するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に捕虜等の人の道が得たる保護を確保すること、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害または危難から常に保護することその他捕虜等の取り扱いに関する責務等

を定めるものであります。  
第二に、敵国軍隊等の構成員その他この法律案の対象となる捕虜等の範囲を定め、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が捕虜等の資格を有すると疑うに足りる相当の理由のある者を拘束できる権限を整備することも、拘束された者についてその資格を認定するために必要な手続を規定するものであります。

第三に、捕虜等の抑留その他の業務を行っため、陸海空三自衛隊の共同の機関として、臨時に捕虜収容所を設置できることとするとともに、捕虜等の人道的な待遇を確保するため、ジュネーヴ第三条約その他の国際人道法の規定に従つて、必

要な食糧、衣服等の提供に係る規定、敵国衛生要員による医療活動の実施その他の衛生、医療に係る規定、捕虜等と外部との通信に関する規定及び捕虜等に対する金銭給付に係る規定その他所要の規定を整備するとともに、捕虜等の規律違反行為に対する懲戒制度を整備するものであります。

第四に、捕虜等の資格認定及び抑留中の懲戒処分に対する不服申し立てを審理するため、防衛省に捕虜資格認定等審査会を臨時に設けるとともに、その審理手続等所要の規定を設けるものであります。

第五に、捕虜等の送還その他の抑留の終了に必要な規定を設けるものであります。

第七に、敵国衛生要員等が行う医療活動に関する規定を整備するものであります。捕虜等の送還の決定等に關与し得る独立した委員会の指定に係る規定、その他所要の特例措置等に係る規定を整備するものであります。

る守秘義務違反に係る罰則を整備するものであります。  
最後に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

武力攻撃事態等に際しての活動及び国際の平和促進、及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な物品または役務の自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間における相互の提供に関する枠組みにつきましては、これまで日米間で検討を続けてきたところであります。が、今般日米間で合意に達し、二月二十七日に、日本国の大衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定に署名が行われたところであります。

本改正協定は、自衛隊と米軍との間の緊密な協力関係を促進し、もつて日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用及び国際連合を中心とする国際平和のための努力等に寄与するものであります。が、本改正協定に定める物品及び役務の提供を実際に自衛隊が行うことができるることとするためには、自衛隊法を改正することが必要となります。

本法律案は、天災地変その他の災害に際して災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊、外国における緊急事態に際して邦人の輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊、及び訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊に対する物品、役務の提供権限を整備し、あわせて所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でござります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらることをお願い申し上げます。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に  
おける後方支援、物品又は役務の相互の提供  
に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府と  
の間の協定を改正する協定の締結について承  
認を求めるの件

一九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約  
の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する  
追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を  
求めるの件

一九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約  
の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する  
追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認  
を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○川口國務大臣 ただいま議題となりました日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

日本両政府は、武力攻撃事態等における我が国との平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に言う武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際しての活動、並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品または役務の相互の提供を、平成八年に締結された平成十一年に改正された日本国との自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定によつて確立された枠組みに従つて行つ得るようによるため、現行協定を改正することにつき協議を行つてまいりました。その結果、政府は、現行協定を改正する協定の案文について、米国政府との間で最終的合意を見るに至つたので、平成十六年二月二十七日に東京において、先方ペークー駐日大使との間でこの協定に署名を行つた次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動または周辺事態に際しての活動に必要な後方支援、物品または役務の提供について現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するため必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な後方支援、物品または役務の提供についても適用し得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

この協定による現行協定の改正により、日本国との平和及び安全に寄与することとなるとともに、

国際連合を中心とした国際平和のための努力等に積極的に寄与することとなると考えられます。

よつて、ここに、この協定の締結につき御承認を求める次第であります。

次に、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたしました。

武力攻撃事態等に対処するに当たつては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護するることによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の的確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この追加議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るために従つて行つ得るようによるため、現行協定を改正することにつき協議を行つてまいりました。その結果、政府は、現行協定を改正する協定の案文について、米国政府との間で最終的合意を見るに至つたので、平成十六年二月二十七日に東京において、先方ペークー駐日大使との間でこの協定に署名を行つた次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動または周辺事態に際しての活動に必要な後方支援、物品または役務の提供について現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するため必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な後方支援、物品または役務の提供についても適用し得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

この協定による現行協定の改正により、日本国との平和及び安全に寄与することとなるとともに、

な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであります。傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この追加議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るために従つて行つ得るようによるため、現行協定を改正することにつき協議を行つてまいりました。その結果、政府は、現行協定を改正する協定の案文について、米国政府との間で最終的合意を見るに至つたので、平成十六年二月二十七日に東京において、先方ペークー駐日大使との間でこの協定に署名を行つた次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動または周辺事態に際しての活動に必要な後方支援、物品または役務の提供について現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するため必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な後方支援、物品または役務の提供についても適用し得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

この協定による現行協定の改正により、日本国との平和及び安全に寄与することとなるとともに、

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会(第三十七条第一項)

第六節 組織の整備、訓練等(第四十一条第一項)

第七章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等(第四十四条第一項)

第二節 避難の指示等(第五十二条第一項)

第三節 避難住民の誘導(第六十一条第一項)

第四節 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 救援(第七十四条第一項)

第二節 安否情報の収集等(第九十四条第一項)

第三節 被災情報の収集等(第一百二十六条第一項)

第四節 国民生活の安定に関する措置等(第一百二十八条第一項)

第五章 国民生活の安定に関する措置等(第一百二十九条第一項)

第六章 復旧、備蓄その他の措置(第一百四十二条第一項)

第七章 応急の復旧(第一百二十九条第一項)

第八章 緊急対処事態に對処するための措置(第一百五十八条第一項)

第九章 財政上の措置等(第一百五十九条第一項)

第十章 罰則(第一百八十八条第一項)

附則

第一節 総則

第二節 国民の保護のための措置の実施(第十一条第一項)

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制(第二十四条第一項)

第四節 国民の保護に関する基本指針等(第三十二条第一項)

第一章 總則

第一節 通則

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関する、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もつて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで(第三号を除く。)、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第一号に掲げる措置(同号ヘに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、そ

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に關し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努力するものとする。

2 前項の協力は国民の自發的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（灾害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであつてはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が

2 国及び地方公共団体は、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の二）の放送事業者その他の放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。）の事業を行つ者をいう。以下同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

（国民に対する情報の提供）

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関する情報に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

（留意事項）

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

2 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保しなければならない。

第二節 国民の保護のための措置の実施

（国の実施する国民の保護のための措置）

第十条 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置



し、第十一條第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 第十二条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(事務の委託の手続の特例)

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等(地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。)にこれを管理し、及び執行させることができる。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る

国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官に連絡することができる。この場合において、防衛庁長官は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすることができる。

(安全の確保)

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定があつたときは、総務大臣を經由して、直ちに、その旨を同項の指定を受けた都道府県の知事及び市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならない。

実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(武力攻撃等の状況等の公表)

第二十三条 対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の国民の保護のための措置の実施の状況について、適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しなければならない。

2 第三節 国民の保護のための措置の実施

(対策本部の所掌事務)

第二十四条 対策本部は、事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

第三条 第二十五条第二項の規定による指定

第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

3 第二十五条 同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 内閣総理大臣は、第一項の指定を解除する必要があると認めるときは、当該指定の解除について、閣議の決定を求めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(指定の要請)

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を行いうよう要請することができる。

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民の保護対策本部(以下「都道府県対策本部」といいう。及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

2 市町村長は、内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

3 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」といいう。)

う。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く)をもつて充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視総監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が

当該都道府県の職員のうちから任命する者

本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 助役

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、國の職員その他該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

7 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、國民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるとときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させることとする。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の國民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の國民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部の国民の保護に関するため必要があると認めるときは、

5	市町村対策本部長は、當該市町村の区域に施すべき保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、當該市町村長等は、都道府県	に、國民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一を行なう組織として、現地対策本部を置くことができる。
6	都道府県対策本部長は、當該都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がかつ迅速に実施するため必要があると認めるとときは、當該都道府県及び關係市町村並びに關係指定公共機関が実施する	第二十九条 都道府県対策本部長は、當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとときは、當該都道府県及び關係市町村並びに關係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、
7	市町村対策本部長は、特に必要があると認めるとときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する國民の保護のための措置に関する総合調整を行なうことができる。	2 前項の場合において、關係市町村長等又は關係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、當該關係市町村又は關係指定公共機関若しくは
8	市町村対策本部長は、特に必要があると認めるとときは、當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置に関する総合調整を行なうことができる。	3 都道府県対策本部長は、國民の保護のための措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるとときは、當該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(當該指定地方行政機関がないときは、當該指定行政機関の長)又は當該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
9	都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ當該都道府県又は市町村の区域に係る國民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を行なうよう求めることができる。	4 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、當該総合調整の關係機関に対し、それぞれ當該都道府県又は市町村の区域に係る國民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
10	都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長又は市町村対策本部長に對し、指定期行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の國民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定期行政機関の國民の保護に関する業務計画の作成並びに國民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項	第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、國民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、國民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
11	都道府県対策本部長等は、都道府県	第三十三条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に關する必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

四	都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、國民の保護のための措置を実施することができる。(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)
五	市町村対策本部長は、當該市町村の教育委員会に対し、それぞれ當該都道府県又は市町村の区域に係る國民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
六	都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、國民の保護のための措置を実施することができる。
七	都道府県対策本部長は、當該都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する國民の保護のための措置に関する総合調整を行なうことができる。
八	市町村対策本部長は、特に必要があると認めるとときは、當該都道府県及び關係市町村並びに關係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項	六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
六 国民の保護のための措置の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の方の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項	七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に關し必要な事項
七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に關し必要な事項	八 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項
八 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項	九 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
九 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。	十 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
十 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。	十一 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。
十一 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。	十二 指定行政機関の国民の保護に関する計画(指定行政機関の国民の保護に関する計画)
十二 指定行政機関の国民の保護に関する計画(指定行政機関の国民の保護に関する計画)	十三 第三十三条 都道府県の長は、基本指針に基づき、第十一条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に關し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
十三 第三十三条 都道府県の長は、基本指針に基づき、第十一条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に關し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。	十四 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
十四 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。	十五 一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
十五 一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項	十六 二 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
十六 二 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。	十七 一 该都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
十七 一 该都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項	十八 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
十八 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項	十九 三 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
十九 三 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項	二十 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
二十 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項	二十一 五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
二十一 五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項	二十二 六 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
二十二 六 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項	二十三 三 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
二十三 三 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項	二十四 四 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
二十四 四 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。	二十五 五 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
二十五 五 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。	二十六 六 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するところに、公表しなければならない。
二十六 六 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するところに、公表しなければならない。	二十七 七 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
二十七 七 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。	二十八 八 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。
二十八 八 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。	二十九 九 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
二十九 九 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。	三十 一〇 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
三十 一〇 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。	三十一 一一 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。
三十一 一一 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。	三十二 一二 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
三十二 一二 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。	三十三 一三 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画
三十三 一三 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画	三十四 一四 指定公共機関は、基本指針に基づく

き、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に必要な事項

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び指定市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

第三十七条 都道府県の区域内に係る国民の保護のための措置に關し広く住民の意見を求める施設を総合的に推進するため、都道府県に、都道府県国民保護協議会(以下この条及び次条において「都道府県協議会」という)を置く。

2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諸間に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

三 都道府県協議会は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する業務計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

四 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域内に係る国民の保護のための措置に關し広く住民の意見を求める、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する者を除く。

2 防衛廳長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者

3 市町村長の諸間に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議すること。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

6 市町村長は、会務を總理する。

7 市町村長は、会務を總理する。

8 市町村長は、会務を總理する。

9 市町村長は、会務を總理する。

10 市町村長は、会務を總理する。

11 市町村長は、会務を總理する。

12 市町村長は、会務を總理する。

13 市町村長は、会務を總理する。

14 市町村長は、会務を總理する。

15 市町村長は、会務を總理する。

16 市町村長は、会務を總理する。

17 市町村長は、会務を總理する。

18 市町村長は、会務を總理する。

19 市町村長は、会務を總理する。

20 市町村長は、会務を總理する。

21 市町村長は、会務を總理する。

22 市町村長は、会務を總理する。

23 市町村長は、会務を總理する。

24 市町村長は、会務を總理する。

25 市町村長は、会務を總理する。

26 市町村長は、会務を總理する。

27 市町村長は、会務を總理する。

28 市町村長は、会務を總理する。

29 市町村長は、会務を總理する。

30 市町村長は、会務を總理する。

31 市町村長は、会務を總理する。

32 市町村長は、会務を總理する。

33 市町村長は、会務を總理する。

34 市町村長は、会務を總理する。

35 市町村長は、会務を總理する。

36 市町村長は、会務を總理する。

37 市町村長は、会務を總理する。

38 市町村長は、会務を總理する。

39 市町村長は、会務を總理する。

40 市町村長は、会務を總理する。

41 市町村長は、会務を總理する。

42 市町村長は、会務を總理する。

43 市町村長は、会務を總理する。

44 市町村長は、会務を總理する。

45 市町村長は、会務を總理する。

46 市町村長は、会務を總理する。

47 市町村長は、会務を總理する。

48 市町村長は、会務を總理する。

49 市町村長は、会務を總理する。

50 市町村長は、会務を總理する。

51 市町村長は、会務を總理する。

52 市町村長は、会務を總理する。

53 市町村長は、会務を總理する。

54 市町村長は、会務を總理する。

55 市町村長は、会務を總理する。

56 市町村長は、会務を總理する。

57 市町村長は、会務を總理する。

58 市町村長は、会務を總理する。

59 市町村長は、会務を總理する。

60 市町村長は、会務を總理する。

61 市町村長は、会務を總理する。

62 市町村長は、会務を總理する。

63 市町村長は、会務を總理する。

64 市町村長は、会務を總理する。

65 市町村長は、会務を總理する。

66 市町村長は、会務を總理する。

67 市町村長は、会務を總理する。

68 市町村長は、会務を總理する。

69 市町村長は、会務を總理する。

70 市町村長は、会務を總理する。

71 市町村長は、会務を總理する。

72 市町村長は、会務を總理する。

73 市町村長は、会務を總理する。

74 市町村長は、会務を總理する。

75 市町村長は、会務を總理する。

76 市町村長は、会務を總理する。

77 市町村長は、会務を總理する。

78 市町村長は、会務を總理する。

79 市町村長は、会務を總理する。

80 市町村長は、会務を總理する。

81 市町村長は、会務を總理する。

82 市町村長は、会務を總理する。

83 市町村長は、会務を總理する。

84 市町村長は、会務を總理する。

85 市町村長は、会務を總理する。

86 市町村長は、会務を總理する。

87 市町村長は、会務を總理する。

88 市町村長は、会務を總理する。

89 市町村長は、会務を總理する。

90 市町村長は、会務を總理する。

91 市町村長は、会務を總理する。

92 市町村長は、会務を總理する。

93 市町村長は、会務を總理する。

94 市町村長は、会務を總理する。

95 市町村長は、会務を總理する。

96 市町村長は、会務を總理する。

97 市町村長は、会務を總理する。

98 市町村長は、会務を總理する。

99 市町村長は、会務を總理する。

100 市町村長は、会務を總理する。

101 市町村長は、会務を總理する。

102 市町村長は、会務を總理する。

103 市町村長は、会務を總理する。

104 市町村長は、会務を總理する。

105 市町村長は、会務を總理する。

106 市町村長は、会務を總理する。

107 市町村長は、会務を總理する。

108 市町村長は、会務を總理する。

109 市町村長は、会務を總理する。

110 市町村長は、会務を總理する。

111 市町村長は、会務を總理する。

112 市町村長は、会務を總理する。

113 市町村長は、会務を總理する。

114 市町村長は、会務を總理する。

115 市町村長は、会務を總理する。

116 市町村長は、会務を總理する。

117 市町村長は、会務を總理する。

118 市町村長は、会務を總理する。

119 市町村長は、会務を總理する。

120 市町村長は、会務を總理する。

121 市町村長は、会務を總理する。

122 市町村長は、会務を總理する。

123 市町村長は、会務を總理する。

124 市町村長は、会務を總理する。

125 市町村長は、会務を總理する。

126 市町村長は、会務を總理する。

127 市町村長は、会務を總理する。

128 市町村長は、会務を總理する。

129 市町村長は、会務を總理する。

130 市町村長は、会務を總理する。

131 市町村長は、会務を總理する。

132 市町村長は、会務を總理する。

133 市町村長は、会務を總理する。

134 市町村長は、会務を總理する。

135 市町村長は、会務を總理する。

136 市町村長は、会務を總理する。

137 市町村長は、会務を總理する。

138 市町村長は、会務を總理する。

139 市町村長は、会務を總理する。

140 市町村長は、会務を總理する。

141 市町村長は、会務を總理する。

142 市町村長は、会務を總理する。

143 市町村長は、会務を總理する。

144 市町村長は、会務を總理する。

145 市町村長は、会務を總理する。

146 市町村長は、会務を總理する。

147 市町村長は、会務を總理する。

148 市町村長は、会務を總理する。

149 市町村長は、会務を總理する。

150 市町村長は、会務を總理する。

151 市町村長は、会務を總理する。

152 市町村長は、会務を總理する。

153 市町村長は、会務を總理する。

154 市町村長は、会務を總理する。

155 市町村長は、会務を總理する。

156 市町村長は、会務を總理する。

157 市町村長は、会務を總理する。

158 市町村長は、会務を總理する。

159 市町村長は、会務を總理する。

160 市町村長は、会務を總理する。

161 市町村長は、会務を總理する。

162 市町村長は、会務を總理する。

163 市町村長は、会務を總理する。

164 市町村長は、会務を總理する。

165 市町村長は、会務を總理する。

166 市町村長は、会務を總理する。

167 市町村長は、会務を總理する。

168 市町村長は、会務を總理する。

169 市町村長は、会務を總理する。

170 市町村長は、会務を總理する。

171 市町村長は、会務を總理する。

172 市町村長は、会務を總理する。

173 市町村長は、会務を總理する。

174 市町村長は、会務を總理する。</p

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第

七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道

府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは

「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 第六節 組織の整備、訓練等

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関以下「指定行政機関の長等」という。は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する職員の配置及び整備するとともに、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を定めるところにより、国民の保護のための措置を定めるところにより、警報を発令しなければならない。

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による訓練を行なうときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第二章 住民の避難に関する措置

#### 第一節 警報の発令等

(警報の発令)

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

2 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等の現状及び予測

二 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私

の団体に対し周知させるべき事項

3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令する場合において、前項第二号の地域に該当する地域を特定することができないときは、同号の事項を定めることを要しない。

(対策本部長等による警報の通知)

第四十五条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長と共同して、国民

の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 前項に規定するもののほか、総務大臣は、国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官は、第四十五条规定による通知を受けたときは、その内容を学

校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

5 前項に規定するもののほか、内閣官房長官は、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事による警報の通知)

第四十六条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、そ

の内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

第二章 住民の避難に関する措置

#### 第一節 警報の発令等

(警報の発令)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私との団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私との団体に伝達するよう努めなければならない。

3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達)

4 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を、市町村長並びに都道府県知事等は、第四十五条又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を学

校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を、都道府県知事(次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難を含む。以下同じ。)が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府

県知事(次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難を含む。以下同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

7 対策本部長は、前項の規定による指示(以下「避難措置の指示」という。)をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 住民の避難が必要な地域(以下「要避難地

域」という。)

2 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」とい

う。)

3 住民の避難に関する関係機関が講ずべき措

通大臣にあつては航空機内に在る者に、海上保安庁長官にあつては船舶内に在る者に伝達するよう努めなければならない。

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

(警報の放送)

第五十一条 対策本部長は、警報の必要がなくなつたと認めるときは、当該警報を解除するものとする。

2 第四十五条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。

3 第二節 避難の指示等

(避難措置の指示)

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難(屋内への避難を含む。以下同じ。)が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府

県知事(次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、前項の規定による指示(以下「避難措置の指示」という。)をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 住民の避難が必要な地域(以下「要避難地

域」という。)

2 住民の避難先となる地域(住民の避難の経

路となる地域を含む。以下「避難先地域」とい

う。)

3 住民の避難に関する関係機関が講ずべき措

置の概要

4 対策本部長は、避難措置の指示をする場合に

において、離島を含む地域を要避難地域として示すときは、当該離島の避難住民、第五十四条第一項の規定による指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。)の運送に關し特に配慮しなければならない。

4 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該指示に係る地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができます。

6 都道府県知事は、前項の規定による指示(以下「避難の指示」という。)をするときは、第五十条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。

7 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域が含まれるときは、あらかじめ、当該指定都市の長の意見を聴くものとする。

8 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。

9 第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(避難措置の指示の解除)

10 第五十三条 対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなつたと認めるとときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除するものとする。

11 前項の場合において、対策本部長は、絵務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、避難措置の指示を解除した旨を通知しなければならない。

12 前条第四項から第八項までの規定は、対策本部長が第一項の規定により避難措置の指示を解除する場合について準用する。

(避難の指示)

13 第五十四条 条款

避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難すべき旨を指示しなければならない。

14 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

15 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定公共機関の長及び所管する指定公共機関に通知しなければならない。

16 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知しなければならない。

17 第四十六条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

18 第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(避難措置の指示の解除)

19 第五十三条 対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなつたと認めるとときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除するものとする。

20 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。

21 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長(当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。)に通知しなければならない。

22 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正當な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

23 第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

24 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の避難の指示が当該要避難地域を管轄する都道府県知事により行われないと認められ、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護

都道府県の区域内の避難先地域の避難施設第百四十八条第一項の避難施設をいう。第百五十条を除き、以下同じ。)の管理者に通知しなければならない。

25 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(避難の指示の解除)

26 都道府県知事は、第五十三条第一項の規定により要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除しなければならない。

27 都道府県知事は、前条第一項後段の規定により避難の指示をした場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなつたと認めるとときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとする。

28 前条第七項及び第八項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により避難の指示を解除した場合について準用する。この場合において、同一条第七項中「市町村の長(第一項及び第五項の市町村長を除く。)」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

29 第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村長に通知しなければならない。

30 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定及び次項において「受入地域」という。)を決定し、直ちに、その旨を当該受入地域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

31 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定する都道府県の区域内の指定都市に限る。)の区域が含まれる場合について準用する。

32 避難先地域を管轄する都道府県知事は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を要避難地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

33 第五十四条第六項の規定は、市町村長が第三項の規定による通知を受けた場合について準用する。



(市町村長との協議等)

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、  
警察官等が避難住民を誘導しようとするとき  
は、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命  
ぜられた自衛隊の部隊等の長(次項及び第三項  
において「警察署長等」という)は、あらかじめ  
関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿つて  
避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措  
置を講じなければならない。

2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住  
民を誘導しているときは、警察署長等に対し、  
避難住民の誘導の実施の状況に関し必要な情報  
の提供を求めることができる。

3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住  
民を誘導している場合において、避難住民の生  
命又は身体の保護のため緊急の必要があると認  
めるときは、その必要な限度において、警察署  
長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置  
を講ずるよう要請することができる。  
(病院等の施設の管理者の責務)

第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他  
自ら避難することが困難な者が入院し、その他  
滞在している施設の管理者は、これらの者が避  
難を行なうときは、当該避難が円滑に行われるた  
めに必要な措置を講ずるよう努めなければなら  
ない。

(避難住民を誘導する者による警告、指示等)

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第  
六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項に  
おいて準用する場合を含む。)の規定により避難  
住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等におい  
て危険な事態が発生するおそれがあると認める  
ときは、当該危険な事態の発生を防止するた  
め、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれ  
のある者その他関係者に対し、必要な警告又は  
指示をすることができる。

2 前項の場合において、警察官又は海上保安官  
は、特に必要があると認めるときは、危険な場  
所への入りを禁止し、若しくはその場所から

退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある  
道路上の車両その他の物件の除去その他必要な  
措置を講ずることができ。

3 前項の規定は、警察官及び海上保安官がその  
場にいない場合に限り、避難住民を誘導してい  
る消防吏員又は自衛官の職務の執行について準  
用する。

3 都道府県知事による避難住民の誘導に関する  
措置

第六十七条 都道府県知事は、避難住民の誘導を  
円滑に実施するため、市町村長に対し、的確か  
つ迅速に必要な支援を行うよう努めなければな  
らない。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に  
基づく所要の避難住民の誘導が関係市町村長に  
より行われない場合において、住民の生命、身  
体又は財産の保護を図るために必要があると認  
めるときは、当該市町村長に対し、当該所要  
の避難住民の誘導を行うべきことを指示するこ  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行  
つてもなお所要の避難住民の誘導が当該関係  
市町村長により行われないときは、当該市町村  
長に通知した上で、その職員を指揮し、避難住  
民を誘導させることができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市  
町村の長が当該都道府県の区域を越えて避難住  
民の誘導を行なうとき、又は当該市町村長から要  
請があつたときは、その職員を指揮し、避難住  
民の誘導を補助させることができる。

5 前条第一項の規定は、前二項の規定により避  
難住民を誘導し、又は避難住民の誘導を補助す  
る都道府県の職員について準用する。

(避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理  
大臣の是正措置)

第六十八条 内閣総理大臣は、避難住民の誘導に  
関する措置に對し対策本部長が行つた事態対処  
法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避  
難住民の誘導が関係都道府県の職員について準用  
する。

により講じられない場合において、国民の生  
命、身体又は財産の保護を図るために必要が  
あると認めるときは、対策本部長の求めに応  
じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難  
住民の誘導に関する措置を講すべきことを指示  
することができる。

(避難住民の復帰のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は  
第二項の規定により要避難地域又は要避難地域  
に近接する地域の全部又は一部について避難の  
指示が解除されたときは、当該地域の避難住民  
を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの  
誘導その他必要な措置を講じなければならない  
い。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に  
基づく所要の避難住民の誘導が関係市町村長に  
より行われない場合において、住民の生命、身  
体又は財産の保護を図るために必要があると認  
めるときは、当該市町村長に対し、当該所要  
の避難住民の誘導を行うべきことを指示するこ  
とができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行  
つてもなお所要の避難住民の誘導が当該関係  
市町村長により行われないときは、当該市町村  
長に通知した上で、その職員を指揮し、避難住  
民を誘導させることができる。

2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)  
の規定は、前項の規定による避難住民の復帰の  
ための措置について準用する。この場合におい  
て、第六十二条第一項中「その避難実施要領」と  
あるのは「別に定める避難住民の復帰に関する  
要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とある  
のは「長が別に定める避難住民の復帰に関する  
要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の誘導への協力)

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十  
二条第一項若しくは第二項(同条第五項におい  
て準用する場合を含む。)若しくは第六十七条第  
三項の規定により避難住民を誘導する者又は同  
条第四項の規定により避難住民の誘導を補助す  
る者は、避難住民の誘導のため必要があると認  
めるときは、避難住民その他の者に対し、当該  
避難住民の誘導に必要な援助について協力を要  
請することができる。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正  
措置)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、指定  
公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が  
ないのに前条第一項の規定による求めに応じな  
いと認めるときは、指定公共機関にあつては対  
策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては  
都道府県対策本部長に対し、その旨を通知する  
ことができる。

2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機  
関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及  
び第七十九条第一項において同じ。)に対し、避  
難住民の運送を求めることができる。

(避難住民の運送の求め)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、避難  
住民を誘導するため、運送事業者である指定公  
共機関又は指定地方公共機関(都道府県知事に  
あつては当該都道府県知事が指定した指定地方  
公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属  
する都道府県の知事が指定した指定地方公共機  
関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及  
び第七十九条第一項において同じ。)に対し、避  
難住民の運送を求めることができる。

2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定  
地方公共機関により的確かつ迅速に行われない  
場合において、住民の生命、身体又は財産の保  
護を図るために必要があると認めるときは、  
当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民  
の運送を行なべきことを指示することができる。

(避難住民の運送の求め)

第七十三条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に  
関し対策本部長が行つた事態対処法第十四条第  
一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送  
が関係指定公共機関により行われない場合にお  
いて、国民の生命、身体又は財産の保護を図る  
ため特に必要があると認めるときは、対策本部  
長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、當  
該所要の避難住民の運送を行なるべきことを指示  
することができる。

2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定  
地方公共機関により的確かつ迅速に行われない  
場合において、住民の生命、身体又は財産の保  
護を図るために必要があると認めるときは、  
当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民  
の運送を行なるべきことを指示することができる。

(避難住民の運送の求め)

第七十四条 都道府県知事は、避難住民の運送が  
関係指定地方公共機関により的確かつ迅速に行  
われない場合において、住民の生命、身体又は財  
産の保護を図るために必要があると認めるときは、  
当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民  
の運送を行なるべきことを指示することができる。

3 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第四十四条第一項の規定により対策本部長が発令した警報の内容に照らし指定公共機関及び指定地方公機関の安全が確保されないと認められる場合でなければ、前二項の規定による指示を行つてはならない。
4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならぬ。

第三章 避難住民等の救援に関する措置
第一節 救援
(救援の指示)
第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。
2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。
(救援の実施)
第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示(以下この項において「救援の指示」といいう)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊
2 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
八 前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行なうことができる。
(市町村長による救援の実施等)
第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めることは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。
(日本赤十字社による措置)
第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護にかかる、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

2 第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。
(救援への協力)
第七十八条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。
2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

個人がする協力(第八十条第一項の協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができるものと認めるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行なうことができる。
3 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。
4 (通信設備の設置に関する協力)
第七十八条 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一条第五号の電気通信事業者をいう。)、第三百三十五条第二項及び第三百五十六条において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の提供は、政令で定める。
3 救援の程度、方法及び期間に関する必要な事項(市町村長による救援の実施等)
第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たつて必要な物資及び資材、次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。)の運送を求めることができる。
2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行なうため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
3 都道府県知事は、救援を行なうに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ぜることができる。
4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行なうことができる。
(土地等の使用)
第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないと

き、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在

が不明であるため同項の同意を求めることがで

きないときは、都道府県知事は、避難住民等に

収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医

療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を

開設するため特に必要があると認めるときにつ

り、同項の規定にかかわらず、同意を得ない

で、当該土地等を使用することができる。

(公用令書の交付)

第八十三条 第八十一条第二項、第三項及び第四

項(同条第一項に係る部分を除く。)並びに前条

の規定による処分については、都道府県知事並

びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の

長は、政令で定めるところにより、それぞれ公

用令書を交付して行わなければならない。ただし、

土地の使用に際して公用令書を交付すべき

相手方の所在が不明である場合その他の政令で

定める場合にあつては、政令で定めるところに

より事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項

の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第八十四条 都道府県知事又は指定行政機関の長

若しくは指定地方行政機関の長は、第八十一条

第二項若しくは第四項の規定により特定物資を

収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の

規定により特定物資の保管を命じ、又は第八十

二条の規定により土地等を使用するため必要が

あるときは、その職員に当該土地若しくは家屋

又は当該特定物資を保管せらる場所若しくは当

該特定物資若しくは物資の所在に立ち入り、当該

土地、家屋又は特定物資若しくは物

資の状況を検査させることができる。

2 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは

指定地方行政機関の長は、第八十一条第三項又

は第四項の規定により特定物資を保管させたと

きは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を

求め、又はその職員に当該特定物資を保管させ

てある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の

状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により都道府県又は指定行政機

関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る

場合においては、当該職員は、あらかじめ、そ

の旨をその場所の管理者に通知しなければなら

ない。

4 前項の場合において、その職員は、その身分

を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求が

あるときは、これを提示しなければならない。

(医療の実施の要請等)

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃

災害が発生した場合において、避難住民等に対

する医療の提供を行うため必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に対し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に

対する医療を提供するため特に必要があると認

めるとき限り、当該医療関係者に対し、医療

を行うべきことを指示することができる。この

場合においては、同項の事項を書面で示さなけ

ればならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関

係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行な

べきことを指示するときは、当該医療関係者の

安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ぼな

いよう必要な措置を講じなければならない。

(応援の指示)

第八十六条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行

う救援について、他の都道府県知事に対し、そ

の救援をすべきことを指示することができる。

(救援の支援)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政

機関の長は、都道府県知事から救援を行うに當

たつての支援を求められたときは、救援に係る

物資の供給その他必要な支援を行うものとす

(救援に係る内閣総理大臣の是正措置)

第八十八条 内閣総理大臣は、救援に關し対策本

部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合

調整に基づく所要の救援が関係都道府県知事に

より行われない場合において、国民の生命、身

体又は財産の保護を図るために必要があると

認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該

都道府県知事に対し、当該所要の救援を行なうべ

きことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を

行つてもなお所要の救援が当該関係都道府県知

事により行われないとき、又は国民の生命、身

体若しくは財産の保護を図るために必要があ

ると認める場合であつて事態に照らし緊急を要

すると認めるときは、対策本部長の求めに応

じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又

は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、

又は行わせることができることができる。

(収容施設等に関する特例)

第八十九条 消防法(昭和二十三年法律第百八

六号)第十七條の規定は、避難住民等を収容

し、又は避難住民等に対する医療の提供を行な

うための施設(第三項において「収容施設等」とい

う)であつて都道府県知事が臨時に開設するも

の(次項及び第三項において「臨時の収容施設

等」という。)については、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、

消防法に準拠して、臨時の収容施設等について

の消防の用に供する設備、消防用水及び消火活

動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を

定め、その他当該臨時の収容施設等における災

害を防止し、及び公の安全を確保するため必

要な措置を講じなければならない。

第二章の規定は、都道府県知事が臨時に開設す

る避難住民等に対する医療の提供を行なうための

施設については、適用しない。

(外国医療関係者による医療の提供の許可)

第九十一条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃

災害が発生した場合において、次の各号に掲げ

る資格を有する者の確保が著しく困難であり、

避難住民等に対して十分な医療を提供すること

ができないと認められ、かつ、外国政府、国際

機関等から医療の提供の申出があつたときは、

それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわ

らず、政令で定めるところにより、その従事す

る区域及び業務の内容を指定して、外国におい

て当該各号に掲げる資格に相当する資格を有す

る者(第三項において「外国医療関係者」とい

う。)が、必要な限度で医療を行うことを許可す

ることができる。

1 医師 医師法(昭和二十三年法律第二百一

号)第十七條

2 歯科医師 歯科医師法(昭和二十三年法律

第二百二号)第十七條

3 薬剤師 薬剤師法(昭和三十五年法律第百

四十六号)第十九條

4 看護師 保健師助産師看護師法(昭和二十

三年法律第二百三号)第三十二条第一項

5 準看護師 保健師助産師看護師法第三十二

条

6 救急救命士 保健師助産師看護師法第三十

一条第一項及び第三十二条

7 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をし

たときは、速やかに、その旨を当該許可に際し

て指定した区域を管轄する都道府県知事に通知

しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可を

受けた外国医療関係者(以下この条において「許

可外国医療関係者」という。)による医療を行な

う必要がなくなつたと認めるときは、当該許可を

取り消すものとする。

4 厚生労働大臣は、許可外国医療関係者が、業

(救援に係る内閣総理大臣の是正措置)

第九十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

<p>5 許可外國医療關係者については、外國において医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士に相当する資格を有する者をそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士とみなして、政令で定める法律の規定を適用する。</p> <p>6 医師法第十八条、歯科医師法第十八条、薬剤師法第二十条又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十八条の規定は、許可外國医療關係者のうち、それぞれ外國において医師、歯科医師、薬剤師又は救急救命士に相当する資格を有する者については、適用しない。</p>
<p>3 薬事法第八十条第二項の規定は、第一項において準用する同法第十三条の三第一項の規定により輸入される医薬品又は医療用具について準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「第五十四条、第五十五条第一項(第六十八条の五において準用する場合を含む)、第五十六条」であるのは、「第五十四条(第六十四条において準用する場合を含む)、第五十五条第一項(第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む)」、第五十六条、第六十三条、第六十三条の二、第六十五条」と読み替えるものとする。</p> <p>(海外からの支援の受入れ)</p> <p>第九十三条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、法律の規定によつては避難住民等の救援に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、当該支援の受け入れについて必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。</p> <p>2 災害対策基本法第九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p>3 第二節 安否情報の収集等 (市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)</p> <p>第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したもの(安否情報を報告しなければならない)の安否情報を報告する。(武力攻撃災害への対処) 第一節 通則</p> <p>第九十七条 国は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、基本指針で定めるところによつて、当該安否情報を報告する場合に、都道府県知事は、都道府県知事に対し、第四項の規定による場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。</p>
<p>4 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>5 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があつたときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対策基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。</p> <p>6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行いうよう求めることができる。</p> <p>7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。</p> <p>(発見者の通報義務等)</p> <p>8 第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。</p>

2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 消防吏員等は、第一項の規定による通報を受けた場合において、その旨を市町村長に通報することができないときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

5 前二項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令しなければならない。

2 緊急通報の内容は、次のとおりとする。

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
- 2 前号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(関係機関への緊急通報の通知等)

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

2 第四十七条の規定は、市町村長が前項の規定

による通知を受けた場合について準用する。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

## 第二節 応急措置等

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設

で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理に對し、その

を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

を講ずるよう要請することができる。

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認めら

れる施設

を講ずるよう要請することができる。

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認めら

れる施設

を講ずるよう要請することができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事が要請があつたときは、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入り制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入り制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入り制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入り制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入り制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入り制限区域からの退去を命ぜることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に關し必要な措置を講じなければならない。

4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。)の他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事が要請があつたときは、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入り制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入り制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入り制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入り制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入り制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入り制限区域からの退去を命ぜることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に關し必要な措置を講じなければならない。

一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄	4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機關の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができるもの。
5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。	(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)
第六百四条 武力攻撃に伴つて発生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第一条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)に係る災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画(特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画)」と、同法第二十三条第二項中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中「石油コンビナート等防災計画」とあるのは「それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県知事、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条规定による	

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事、所在市町村長(同項の関係周辺市町村長をいう。)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(同項の関係周辺市町村長をいう。)にその旨を通報するものとする。	2 指定行政機関の長は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を関係指定公共機関に通知しなければならない。
4 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に通報しなければならない。	5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。
6 都道府県知事は、第一項前段の規定による通知を受けた場合に、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を関係指定地方公共機関に通知しなければならない。	6 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に對し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。
7 対策本部長は、第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつた場合において、武力攻撃に伴つて放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身體又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるとときは、直ちに、次に掲げる事項の公示をしなければならない。	7 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

8 内閣総理大臣は、第七項の公示をしたときは、対策本部長の求めに応じ、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、応急対策を実施させなければならない。	9 対策本部長は、第七項の公示をしたときは、直ちに、応急対策実施区域を管轄する都道府県知事に對し、住民の避難その他所要の応急対策を実施すべきことを指示しなければならない。
10 対策本部長は、第七項の公示をしたときは、直ちに、応急対策実施区域を管轄する都道府県知事に對し、住民の避難その他所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。	10 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、市町村長に對し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。
11 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に對し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。	11 都道府県知事は、第七項の公示があつた場合において、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に對し、所要の応急対策を実施すべきことを指示することができる。
12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。	12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは指定行政機関の長(原子力災害対策特別措	13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは指定行政機関の長(原子力災害対策特別措
14 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に通報しなければならない。	14 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に通報しなければならない。
15 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に通報しなければならない。	15 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。)外(事業所外運搬(同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。)へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長(同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。)、所在都道府県知事(同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)、所在市町村長(同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。)及び関係隣接都道府県知事(同条第二項の関係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)に通報しなければならない。

置法第三十四条第二項に規定する主務大臣による。」と、「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条(見出しを含む。)中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七項第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第一項中「原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の発生又はその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と読み替えるものとする。

14 原子力防災専門官(原子力災害対策特別措置法第三十条第一項の原子力防災専門官をいう。)は第一項前段又は第三項の規定による通報があつたときは、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集に関する助言その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

15 国及び地方公共団体は、前二項の規定による措置を講ずる者の安全の確保に関し十分に配慮しなければならない。

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止) 第百六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、

16 条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めることにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の長の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策(前項の規定による公示があつた時以後において、武力攻撃による原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域

その他」とあるのは「応急対策実施区域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」と、同項第四号中「原子力災害原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

16 原子力防災専門官(原子力災害対策特別措置法第三十条第一項の原子力防災専門官をいう。)は第一項前段又は第三項の規定による通報があつたときは、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集に関する助言その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

17 国及び地方公共団体は、前二項の規定による措置を講ずる者の安全の確保に関し十分に配慮しなければならない。

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止) 第百六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、

18 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係大臣を指揮し、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならぬ。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

19 前項の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

20 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を講じる場合について準用する。

(土地等への立入り) 第百九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二条の規定による措置を講じるため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その職員

他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他

汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質による汚染の拡大の防止) 第百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴つて放射性物質、放射線、サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第一条に規定するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化學物質、生物剤(細菌兵器(生物兵器)及び毒氣兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならぬ。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

21 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講じる場合について準用する。

(土地等への立入り) 第百九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二条の規定による措置を講じるため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その職員

に対し、汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に關し必要な助言を求めることができる。

22 第百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

五 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

23 前項の規定は、前条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が汚染の拡大を防止するための措置を講じる場合について準用する。

(土地等への立入り) 第百九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、前二条の規定による措置を講じるため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その職員

に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶

若しくは航空機（次項において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

場合においては、前項後段の規定を準用する。  
(市町村長の退避の指示等)

2 前項の規定により他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯

3  
し、かつ、関係人の請求があるときは、これを  
提示しなければならない。

**第百十二条** 市町村長は、武力攻撃災害が発生したし、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避(内への退避を含む。第四項において同じ。)をすべき旨を指示することができる。

前項の規定による指示(以下この条において、「**退避の指示**」といふ。)をする場合において、シ

認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。

(応急公用負担等)

第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

第一百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しよ

三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県」と読み替えるものとする。

災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「そ

第一百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第一百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の

管理者又は長及び警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員（警察官及び消防吏員を含む。）の安全の確保に関して十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

要があると認めるときは、市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

うとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

市町村長は、当該市町村の区域内に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとして

(市町村長の事前措置等)  
第一百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の余地、手段等による措置を講ずること

第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

いる場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるとときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合に

<sup>2</sup> 前項の場合において、都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

者道府県知事は、退避の指示をしたときには、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待つことまがいと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をする。

3  
おいて、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があつたときは、第一項の規定による指示をすることができる。この

ことができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項  
いて、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

第一類第五号 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十六年四月十三日

るときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待つことまないと認めるとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができるものと認めるとき、又はこれらの人々から要請があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。

4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消防攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができ

る。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(漂流物等の処理の特例)

第一百六条 武力攻撃災害が発生した場合において、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品

を取り除いたときは、警察署長又は海上保安部長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長又は海上保安部長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管する場合について準用する。

(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

第百十七条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者(水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二条第二項の水防管理者をいう。)に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講すべきことを指示することができる。

(消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待つことまがないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待つことまがないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講すべきことを指示することができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずるために必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講すべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

という。」に關し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講すべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待つことまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講すべきことを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講すべきことを指示することができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずるために必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講すべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(消防等に関する安全の確保)

第一百二十条 消防庁長官及び都道府県知事は、前三条の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に關し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(感染症等の指定等の特例)

第百二十二条 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴つて既に知られている感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第百十四号)第六条第二項の一類感染症を「(一類感染症)(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第百十四号)第六条第二項の一類感染症をいう。)」を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、同法第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第七項の規定にかかわらず、当該疾患を同項の指定感染症として指定することができる。

この場合における同法第七条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣の定める期間」と、同条第一項中「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」とある。これは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、「当該政令で定められた疾病」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」とある。これは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)第二条の検疫感染症以外の感染性の疾患(同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。)」が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及

び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十四条の規定にかかるわらず、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章第三十四条の二から第四十条までを除く)の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合においては、同法第十六条第二項の規定にかかるわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、

武力攻撃に伴つて感染性の疾患(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第二項の一定類疾病(以下この項において「一類疾病」という。)及び同条第三項の二類疾病を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及び蔓延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第八号の規定にかかるわらず、当該疾病を一類疾病として指定することができる。

(埋葬及び火葬の特例)

第一百二十二条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

(保健衛生の確保への協力)

第一百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

前項の場合において、地方公共団体の長及び

その職員は、その要請を受けて住民の健康の保めるべき健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めると認めたときは、同法第三十四条の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

(廃棄物処理の特例)

第一百二十四条 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)次項及び第三項において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項の廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の特例地域(以下この条において単に「特例地域」という。)を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない場合に、廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

る。

5 環境大臣は、第一項の規定により特例地域を指定し、又は第二項の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

(文化財保護の特例)

第一百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等(重要文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の重要な文化財をいう。)、重要有形民俗文化財(同法第七十八条第一項の重要な有形民俗文化財をいう。)又は史跡名勝天然記念物(同法第百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。)をいいう。以下この項及び第三項において同じ。)の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要な措置を講じさせることができることを認めたときは、文化財保護法第三十九条第一項及び第二項並びに第一百八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会が前項において準用する同法第一百八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなくして、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において準用する文化財保護法第一百八十六条第一項の規定による委託に基づいて都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

8 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第一百八十六条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(被災情報の収集)

第一百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集に努めなければならない。

9 第二項の場合は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

10 第二項の場合は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

11 第二項の場合は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の報告)

第一百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

4 指定地方行政機関の長及び指定公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、当該指定地方行政機関を管轄し、又は当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長に報告しなければならない。

5 第三項に規定するものほか、指定行政機関の長は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第一百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

## 第五章 国民生活の安定に関する措置等

### 第一節 国民生活の安定に関する措置等

(生活関連物資等の価格の安定等)

第一百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところによ

り、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第百二十一号)、物価統制令(昭和四十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(金銭債務の支払猶予等)

第一百三十条 内閣は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)

第一百三十二条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第七条までの規定は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合について準用する。この場合において、同法第二条の見出し及び第七条中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」とある。

と、同法第二条第一項中「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」とある。

2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項の水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項の水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第一項並びに第六条中「特定

及び第二項、第五条第一項並びに第六条中「特定非常災害に」とあるのは「特定武力攻撃災害に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と読み替えるものとする。

(武力攻撃災害に関する融資)

第一百三十二条 政府関係金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、当該大規模な武力攻撃災害に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第一百三十三条 日本銀行は、武力攻撃事態等において、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

2 第二節 生活基盤等の確保に関する措置

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第一百三十四条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十号の電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項のガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

第一百三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第一百三十五条 運送事業者である指定公共機関及

び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めることにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 日本郵政公社並びに一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項の一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めることにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

第一百三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項の道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項の自動車道をい

(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和三十一年法律第八十号))、第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ。)及び空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号))、第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ。)の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(武力攻撃災害に関する指導、助言等)

第二百三十八条 災害に関する研究を業務として行う指定公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、國、地方公共団体及び他の指定公共機関に対し、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三節 応急の復旧

(応急の復旧)

第二百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

(応急の復旧に関する支援の求め)

第二百四十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に關し支援を求めることができる。

第六章 復旧、備蓄その他の措置

(武力攻撃災害の復旧)

第二百四十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

う。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。)及び空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号))、第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ。)の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第二百四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検しなければならない。

(避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給)

第二百四十三条 都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

(物資及び資材の供給の要請)

第二百四十四条 都道府県知事及び市町村長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(応急の復旧に関する支援の求め)

第二百四十五条 指定行政機関の長等は、第二百四十二条に規定するもののか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第二百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第二百四十七条 指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(避難施設の指定)

第二百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(避難施設に関する届出)

第二百四十九条 前条第一項の避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築その他の事由により当該施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、同項の規定による指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(避難施設に関する調査及び研究)

第二百五十条 政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第二百五十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に對し、前条第一項の職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合については、この限りでない。

第二百五十三条 第百五十三条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができない。

2 地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣のあっせん)

第二百五十四条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に對し、前条第一項の職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣義務)

第二百五十五条 第百五十五条において同じ。)の職員に限る。)の派遣について、あっせんを求めることができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求める場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第二百五十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあっせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障

のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

**第一百五十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。**

(交通の規制等)

**第一百五十五条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるように対する緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することができる）以外の車両の道路における通行を禁止する。又は制限することができる。**

**2 災害対策基本法第七十六条第二項及び第七十一条の二から第七十六条の四までの規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）」第一項及び前項の規定にかかるわらず、指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一項及び第四項において「赤十字標章法」という。第一項及び前項の規定にかかるわらず、指定行政機関の長にあつては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は該当指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。）である医療関係者をいう。以下の項及び次項において同じ。）に対し、都道府県知事にあつてはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対し、これらの者（これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。**

**第一条 第三項及び第四項並びに同法第七十条の四中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第七十六条の三第三項及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。**

(電気通信設備の優先利用等)

**第一百五十六条 指定行政機関の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。**

(赤十字標章等の交付等)

**第一百五十七条 何人も、武力攻撃事態等において特殊信号（第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）第八条（m）の特殊信号をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（第一追加議定書第十八条の3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。**

**2 指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一項及び第四項において「赤十字標章法」という。第一項及び前項の規定にかかるわらず、指定行政機関の長にあつては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は該当指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。）である**

**医療関係者をいう。以下の項及び次項において同じ。）に対し、都道府県知事にあつてはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対し、これらの者（これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。**

**2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指**

**定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行ふ者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれら者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。**

**3 前項に規定する医療機関及び医療関係者以外の医療機関及び医療関係者は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法第一条及び第一項の規定にかかるわらず、これらの者（これらの者の委託により医療に係る業務を行ふ者を含む。以下この項において同じ。）又はこれらの者が行う医療のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。**

**4 赤十字標章法第三条の規定は、武力攻撃事態等においては、適用しない。ただし、対処基本方針が定められる前に同条の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、同条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、前項の規定にかかるわらず、赤十字標章等を使用することができる。**

**（特殊標章等の交付等）**

**第五百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第一追加議定書第六十六条の3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（同条の3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。**

**2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指**

**定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行ふ者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれら者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定行政機関を所管する指定公共機関にあつては当該指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行ふ者を含む。）若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、**

機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、そのため特殊標章又は身分証明書を使用することができるとする。

#### 第七章 財政上の措置等

##### (損失補償等)

第一百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分に係る部分を除く)、第八十二条、第一百三十条

第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に係る部分を除く)、第八十二条、第一百三十条

第一条若しくは第五項(同条第一項に係る部分に係る部分を除く)、第八十二条、第一百三十条

に従つて医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償しなければならない。

第一項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第一百六十二条 国は、国民の保護のための措置に限る。において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第一百二十五条第四項又は第一百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む)の規定による処分が行われたときは、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従つて医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

前二項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第一百六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第八十条第一項、第一百五十五条第一項又は第一百二十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

都道府県は、第八十五条第一項の規定による指

共機関若しくは指定地方公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

前二項の規定の実施に關し必要な手續は、政令で定める。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第一百六十二条 国は、別に法律で定めるところにおいて、武力攻撃災害による被災者の国税その他國の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができるものとする。

第一項の規定により対策本部長が総合調整を行ひ、又は第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第六十条第一項、第一百六十八条、第七十三条第一項(第七十九条第二項において準用する場合を含む)若しくは第八十一条第一項の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に當たつて当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに歸すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第一百六十三条 国は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

地方公共団体は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第一百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第一百九十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するといとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第一百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができるくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行つ場合の費用の支弁)

第一百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができるものとする。

第二項第七十九条第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県知事が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に當たつて当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定公

第二項第七十九条第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県知事が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に當たつて当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該市町村又は指定公

## (国及び地方公共団体の費用の負担)

第一百六十八条 次に掲げる費用のうち、第一百六十九条から前条まで(第一百六十五条第二項及び前条第二項を除く。次項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、國が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他の政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用  
二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用  
三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用  
四 第百五十九条から第一百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

前項の規定により國が負担する費用を除き、第一百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。(国の補助)

第一百六十九条 國は、地方公共団体が国民の保護のための措置その他この法律に基づいて実施する措置に要する費用で前条第二項の規定により当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。(起債の特例)

第一百七十条 次に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第

十五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金での減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

二 國民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

三 前項の地方債は、國又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号の郵便貯金資金若しくは同項第五号の簡易生命保険資金(次項において「政府資金」という。)をもつて引き受けるものとする。

四 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置)  
第一百七十二条 前三条の規定にかかわらず、第一百四十二条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

四十一條に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

二 前項の法律においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう國費による必要な財政上の措置を講ずるものとする。

三 政府は、第一項の法律が施行されるまでの間においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第八章 緊急対処事態に対処するための措置  
(国、地方公共団体等の責務)  
第一百七十二条 國は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手

段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であるとの認定が行われることとなる事態を含む。)で、國家

として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものとして内閣総理大臣が第百八十二条第一項の規定により認定したものという。以下同じ。)においては、緊急対処事態に属する対処方針を定めるとともに、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態において、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第百八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する措置その他これらの方が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し國費による適切な措置を講ずること等により、國全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

二 前項の協力は國民の自発的な意思に由だねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない。

三 國及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## (基本的人権の尊重)

第一百七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たつては、日本国憲法の保障する國民の自由と権利が尊重されなければならない。

二 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、國民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも國民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであつてはならない。

## (國民の権利利益の迅速な救済)

第一百七十五条 國及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の國民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

三 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。

四 地方公共機関は、緊急対処事態においては、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

五 地方公共機関は、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するよう努力しなければならない。

## (國民の協力等)

第一百七十三条 國民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

二 前項の協力は國民の自発的な意思に由だねられるものであつて、その要請に当たつて強制に

わざることがあつてはならない。

三 國及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## (指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

二 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、國民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は当該緊急対

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第一百七十七条 都道府県知事は、第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があったときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 都道府県の委員会及び委員は、第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があったときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針が定められた」とあるのは、「第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があった」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第一百七八条 市町村長は、第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたとき、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第一百六十二条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置

置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針が定められた」とあるのは、「第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつた」とある。

2 (指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第一百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 (基本指針等の必要記載事項)

第一百八十条 政府は、緊急対処事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

(市町村長)

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に關する必要な事項を定めなければならない。

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第一百六十二条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置

中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置(緊急対処保護措置を含む。)」とする。

2 第一百八十二条 内閣総理大臣は、緊急対処事態に至つたと認めるときは、その認定について、閣議の決定を求めなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、併せて緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めるべきである。

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(緊急対処事態の認定)

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、その認定について、事態対処法第十二条第一号中「対処措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、事態対処法第十九条及び第二十条の規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、事態対処法第十二条第一号中「対処措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、事態対処法第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処保護措置に

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第一百六十二条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置

定があつたときは、緊急対処保護措置の実施を推進するため、内閣(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかるわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該緊急対処事態対策本部の名稱並びに設置の場所及び期間を公示しなければならない。

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、その認定について、事態対処法第十二条第一号中「対処措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、事態対処法第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処保護措置に

2 第一百八十二条第一項の規定により緊急対処事態の認定について閣議の決定があつたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。内閣総理大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、直ちに、緊急対処事態であることの認定及び緊急対処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。

(準用)

2 第一百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十七条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第一百四十七条及び第一百五十四条を除く。)、第三章第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第一百四十七条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条及び第一百五十六条まで並びに第七章(第一百六十一条第一項を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第一百四十七条及び第一百五十四条を除く。)、第三章第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第一百四十七条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条及び第一百五十六条まで並びに第七章(第一百六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第二項	第十四条第一項、第二十三条、第七十四条第二項、第七十五条第一項、第八十五条第一項、第九十一条第一項、第九十四条第一項、第九十七条（見出しを含む）、第九十八条第一項及び第三項、第九十九条第二項第一号、第一百二条第一項から第三項まで、第五項及び第八項、第一百三条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、第一百四条の見出し、第六条（見出しを含む）、第一百十一项第一項及び第二項、第一百十二条第一項及び第五項、第一百十三条第一項から第三項まで、第一百十四条第一項及び第二項、第一百五条、第一百十六条第一項、第一百七十七条（見出しを含む）、第一百十八条（見出しを含む）、第一百十九条第一項及び第二項、第一百二十二条、第一百二十三条第一項、第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項、第一百二十六条第一項、第一百三十八条（見出しを含む）、第一百三十九条、第一百四十二条（見出しを含む）、第一百六十二条、第一百六十八条第一項第三号、第一百七十条第一項第一号並びに第一百七十二条（見出しを含む）。	武力攻撃灾害	次条第二項
第十五条第一項	対策本部長	第二十条	第一百八十三条において準用する第二十条
第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第五十一条、第五十二条第一項から第四項まで、第五十三条、第五十四条第八項、第七十三条第三項、第七十四条、第九十七条第三項から第五項まで、第一百零三条第二項、第七項から第十項まで及び第十二项、第一百二十七条第三項及び第五項並びに第一百一十八条第一項	緊急対処事態対策本部長	第一百八十三条において準用する第二十条	用する次条第二項 緊急対処事態における災害













の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の次に次の二条を加える。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第十二条の二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める。

(調整規定)

第十五条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るために建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日後となる場合における附則第十三条の規定の適用については、同条中「第三項」とあるのは「第四項」とする。

(消防組織法の一部改正)

第十六条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第 号)に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第 九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十三号中「応急救助」の下に

「及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二号)第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。)の救援」を加える。

の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)以下「事態対処法」という。)第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。

二 武力攻撃 事態対処法第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

三 武力攻撃事態 事態対処法第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。

四 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するため必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動(前号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動)をいう。(以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が国が実施する措置であつて、対処基本方針(事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。)に基づき、自衛隊その他の指定行政機関(事態対処法第二条第四号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)が実施するものをいう。

(政府の責務)

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

(行動関連措置の基本原則)

第四条 行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであつてはならない。

(地方公共団体及び事業者の責務)

第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

## (合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

## (情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

## (地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置(事態対処法第二条第七号に規定する対処措置をいう。)に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

## (合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛庁長官は、武力攻撃事態(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。)において、合衆国軍隊から、同法第百十五条の十一第一項若しくは第二項又は第一百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

## (自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施)

第十一条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、行動関連措置としての自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

2 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、行動関連措置としての役務の提供を実施することができる。

3 前項に規定するもののほか、防衛庁長官は、内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関

## (損失の補償)

又は自衛隊の部隊等(自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)に、行動関連措置としての役務の提供の実施を命ずることができるものとする。

## 4 第一項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び前二項の規定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、補給(武器の提供を行う補給を除く)、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務(宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務これらは港湾に関する業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

## (指定行政機関による行動関連措置の実施)

第十一条 前二条に規定するもののほか、指定行政機関は、法令及び対処基本方針に基づき、必要な行動関連措置を実施するものとする。

## (武器の使用)

第十二条 第十条第三項の規定により行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行つに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行つに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第八十二条规定による。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

## (行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 武力攻撃事態等対策本部長(事態対処法第十一條第一項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。)は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

2 指定行政機関は、前項に規定する指針が定められたときは、当該指針に基づき、必要な行動関連措置を適切に実施しなければならない。

## (損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

## 一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行つ自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用者の車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両(合衆国軍隊の使用者の車両をいう。以下この号において同じ。)により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第八十二条规定による。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

## 三 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、内閣総理大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形態を変更することができる。

4 自衛隊法第百三十三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十八項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地等を使用する場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるのは内閣総理大臣と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは「国」と、同条第十三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により内閣総理大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、防衛府の職員に委任することができる。

6 (政令への委任)

第十六条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。



## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もつて対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国和平と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第一条、第二条第一号、同条第四号、同条第六号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第七号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するためには必要な行動並びに国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一号))をいう。

この法律において「特定公共施設等」とは、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項各号の港湾施設(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第三条第三項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第四項の普通財産であるものを除く。)をいう。

5

この法律において「飛行場施設」とは、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港の施設及び同項の空港以外の政令で定める公共の用に供する飛行場(航空法昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十六条の四第一項の規定に基づき公共の用に供すべきものとして指定された着陸帯その他の施設のある自衛隊の設置する飛行場を含む。)の施設をいう。

6

この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項の道路、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三条)第二条第八項の一般自動車道その他の一般交通の用に供する道をいう。

7

この法律において「電波」とは、電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第二条第一号の電波をいう。

### (対策本部長の責務)

第三条 対策本部長は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかかる利用の指針に基づき、港湾施設の利用に關する指針(以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。)を定めることができることとする。

### (港湾施設の利用指針)

第六条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に關する指針(以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。)を定めることができることとする。

円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、対処措置等を実施するに際しては、対策本部長がそれぞれの特定公共施設等ごとに定めるその利用に関する指針を踏まえ、適切にこれを利用し、又は利用させるものとする。

## 第二章 港湾施設の利用

### (港湾施設の利用指針)

第六条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に關する指針(以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。)を定めることができることとする。

### (港湾施設の許可の変更等)

第七条 対策本部長は、前条第一項の要請に基づきその管理する特定の港湾施設の利用に係る場合において、必要があると認めるときは、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消すことができる。

### (港湾施設の許可の変更等)

第八条 港湾管理者は、前条第一項の要請に基づきその管理する特定の港湾施設の利用に係る場合において、必要があると認めるときは、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消した場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、当該船舶の船長その他の当該船舶の運航に責任を有する者(次条第四項において「当該船舶の船長等」という。)に対し、当該船舶の移動を命ぜることができる。

### (港湾施設の許可の変更等)

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が保されない場合において、國民の生命、身體若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

準用する。

### (港湾施設の利用の要請)

第七条 対策本部長は、特定の港湾施設に關し、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る上で特定の者の優先的な利用を確保することが特に必要であると認めるときは、港湾施設の利用指針に基づき、当該特定の港湾施設の名称、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の内容及びその期間その他の具体的な事項を明らかにして、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる。

### (港湾施設の許可の変更等)

第八条 港湾管理者は、前条第一項の要請に基づきその管理する特定の港湾施設の利用に係る場合において、必要があると認めるときは、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消した場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、当該船舶の船長その他の当該船舶の運航に責任を有する者(次条第四項において「当該船舶の船長等」という。)に対し、当該船舶の移動を命ぜることができる。

### (港湾施設の許可の変更等)

第九条 内閣総理大臣は、特定の港湾施設について第七条第一項の要請に基づく所要の利用が保されない場合において、國民の生命、身體若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2 前条の規定は、港湾管理者が前項の指示に従いその管理する特定の港湾施設を利用させる場合について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の指示を行つてもなお所要の利用が確保されないと、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃の排除を図るために必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせた場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、国土交通大臣を指揮し、当該船舶の船長等に対し、当該船舶の移動を命じさせることができる。

### 第三章 飛行場施設の利用

(飛行場施設の利用指針)

第十一条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針(以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。)を定めることができることとする。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、飛行場施設の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の地域における飛行場施設」と読み替えるものとする。

第八条第二項及び第九条第四項	当該船舶の移動	当該航空機の移動	許可その他の処分を変更し、又は取り消した
第九条第一項	第七条第一項	第十一條において準用する第七条第一項	第十一條において準用する第七条第一項
第九条第二項	港湾管理者	管理者(国土交通大臣及び防衛庁長官を除く。)	第十一條において準用する第八条第一項
第九条第三項	第一項	第十一條において準用する第九条第一項	第十一條において準用する第九条第一項

第七条第一項	港湾施設の利用指針	飛行場施設の利用指針	第七条第一項
第七条第二項	港湾管理者	管理者	第七条第二項
第七条第二項並びに第九条第二項及び第三項	港湾管理者	飛行場施設の管理者(国土交通大臣及び防衛庁長官を除く。)	第七条第二項
第八条第一項及び第二項	港湾管理者	飛行場施設の管理者	第八条第一項
第八条第一項及び第二項	前項	第十一條において準用する第七条第一項	第十一條において準用する第七条第一項

第四章 道路の利用 (道路の利用指針)	第十一條において準用する第九条第三項	第十一條において準用する第九条第三項	第十一條において準用する第九条第三項	第十一條において準用する第九条第三項
第十二条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、道路の利用に関する指針(以下この条において「道路の利用指針」という。)を定めることができる。	許可その他の処分又は許可その他の処分の変更若しくは取消しを行わせた	必要な指示をさせ、又は条件を付させ、若しくは変更をさせた	必要な指示をさせ、又は条件を付させ、若しくは変更をさせた	必要な指示をさせ、又は条件を付させ、若しくは変更をさせた
2 第六条第二項から第七項までの規定は、道路の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の地域における道路」という。)	当該船舶の船長等	当該航空機の機長等	当該船舶の船長等	当該航空機の機長等

設」とあるのは、「特定の地域における道路」と読み替えるものとする。

## 第五章 海域の利用

### (海域の利用指針)

第十三条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、海域の利用に関する指針（以下この条、次条及び第二十一条において「海域の利用指針」という。）を定めることができる。

第六条 第二項から第七項までの規定は、海域の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の海域」と読み替えるものとする。

### (船舶の航行制限等)

第十四条 海上保安庁長官は、海域の利用指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、告示により、特定の海域に関して、範囲又は期間を定めて、当該特定の海域を航行することができる。ただし、特定の海域を航行することができる船舶又は時間で、当該特定の海域を航行することができるとときは、他の適当な方法によることができる。

2 海上保安庁長官は、船舶乗組員に対し、海域の利用指針の内容及び前項の处分に係る情報を迅速に提供しなければならない。

## 第六章 空域の利用

### (空域の利用指針)

第十五条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、空域の利用に関する指針（以下この条及び次条において「空域の利用指針」といふ。）を定めることができる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、空域の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の電波」と読み替えるものとする。

のとする。  
(航空機の飛行制限等)

### 第十六条 国土交通大臣は、空域の利用指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第八十条、第九十六条及び第九十九条の規定による措置を適切に実施しなければならない。

### (電波の利用指針)

第十七条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために、対処基本方針に基づき、電波の利用に関する指針（以下この条及び次条において「電波の利用指針」という。）を定めることができる。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、電波の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の電波」と読み替えるものとする。

### (電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のものを、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、当該無線局が行う無線局について、当該無線局が行う無線局に付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第百十二条规定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### (緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

一 事態対処法第二条第七号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 電波法第二条の二第一項各号に掲げる無線通信（前号に掲げる無線通信を除く。）

2 前項の規定により総務大臣が特定の無線通信を行う無線局について必要な措置を講じた場合

においては、当該無線局により当該特定の無線通信を行った者は、総務大臣による無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用の確保に資するため、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 第一項第一号に掲げる無線通信を行う無線通信を行うときを除き、同項各号に掲げる無線通信を行う他の無線局に対し、その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。

4 第一項第一号に掲げる無線通信を行う無線局については、電波法第五十六条の規定は、適用しない。

3 第一項第一号に掲げる無線通信を行う無線通信を行うときを除き、同項各号に掲げる無線通信を行う他の無線局に対し、その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。

いて準用する場合を含む。）、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定め（政令への委任）

第三章 法律の実施のための政令（附則）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十三条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十四条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十五条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十六条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十七条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十八条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十一条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十二条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十三条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十四条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十六条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十七条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十八条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十九条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日のジュネーヴ条約(以下「第三条約」という。)及び千九百四十九年八月十二日のジュ

ネー・ヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書「議定書」(以下「第一追加議定書」という。)において捕虜として取り扱われるものをいう。

イ 第三条約第四条に規定する者

者(同条2から4までの規定により捕虜となる権利を失う者を除く。)

二 傷病捕虜 捕虜であつて、第三条約第百十一条第一項(1)から(3)までに該当する者をいう。

三 文民 次のイ又はロに掲げる者であつて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下「第四条約」という。)及び第一追加議定書において被保護者として取り扱われるものをいう。

イ 第四条約第四条第一項に規定する者(同条第二項及び第四項の規定により被保護者と認められない者を除く。)

ロ 第一追加議定書第七十三条に規定する者(重要な文化財を破壊する罪)

(第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、七年以下の懲役に処する。)  
一 第一追加議定書第一条3に規定する事態であつて、次のイ又はロに掲げるもの  
イ 第一追加議定書の締約国間におけるもの  
ロ 第一追加議定書第九十六条2の規定により第一追加議定書の規定を受諾し、かつ、適用する第一追加議定書の非締約国と第一

(捕虜の送還を遅延させる罪)

第四条 捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となつた武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国(当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。次項において「送還地」という。)への捕虜の送還を遅延させたときは、五年以下の懲役に処する。

ロ 第一追加議定書第四十四条1に規定する者(同条2から4までの規定により捕虜となる権利を失う者を除く。)

二 傷病捕虜 捕虜であつて、第三条約第百十一条第一項(1)から(3)までに該当する者をいう。

三 文民 次のイ又はロに掲げる者であつて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下「第四条約」という。)及び第一追加議定書において被保護者として取り扱われるものをいう。

イ 第四条約第四条第一項に規定する者(同

条第二項及び第四項の規定により被保護者と認められない者を除く。)

ロ 第一追加議定書第七十三条に規定する者(重要な文化財を破壊する罪)

(第六条 出国の管理に関する権限を有する者が、正當な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、三年以下の懲役に処する。  
2 占領地域からの出域(被占領国からの出域又は被占領国との国境を越えない占領地域外への移動をいう。以下同じ。)の管理に関する権限を有する者が、正當な理由がないのに、文民(被占領国の国籍を有する者を除く。)の占領地域からの出域を妨げたときも、前項と同様とする。)(国外犯)

(施行期日)

第七条 第三条から前条までの罪は、刑法第四条の二の例に従う。

#### 附 則

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる約束により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)  
二年法律第五十二号の一部を次のように改正する。

第三条 刑法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「条約」の下に「並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」を加える。

第五条 第三条第一号に掲げる事態において、占領に関する措置の一環としてその国が占領した地域(以下「占領地域」という。)に入植させる目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、五年以下の懲役に処する。

(文民の出国等を妨げる罪)

(第六条 出国の管理に関する権限を有する者が、正當な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、三年以下の懲役に処する。  
2 占領地域からの出域(被占領国からの出域又は被占領国との国境を越えない占領地域外への移動をいう。以下同じ。)の管理に関する権限を有する者が、正當な理由がないのに、文民(被占領国の国籍を有する者を除く。)の占領地域からの出域を妨げたときも、前項と同様とする。)(国外犯)

(理由)

武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されることが重要であり、これらの国際人道法に規定する重大な違反行為についての处罚規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二節 回航措置(第二十七条—第三十四条)

第三節 雜則(第三十五条—第三十八条)  
第五章 審判手続(第三十九条—第六十条)  
第六章 審決の執行(第六十一条—第六十五条)  
第七章 補償(第六十六条—第六十七条)  
第八章 雜則(第六十八条—第七十二条)  
第九章 罰則(第七十三条—第七十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態(武力攻撃事態等における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。)に際して、我が國領海又は我が國周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。)における外國軍用等の海上輸送を規制するため、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外國軍用等審判所における審判の手続等を定め、もつて我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外國軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃(武力攻撃事態等における我が國の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。)を行つてゐる外國の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 外國軍用品 次のイからヲまでのいずれかに掲げる物品(政令で指定するものに限る。)で外國軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからヲまでのいづれかに掲げ

第二章 外國軍用品等の海上輸送の規制(第四条第一項)  
第三章 外國軍用品審判所(第七条—第十五条)  
第四章 停船検査及び回航措置  
第一節 停船検査(第十六条—第二十六条)

第二類第五号 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十六年四月十三日

る物(政令で指定するものに限る)で、外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいふ。核兵器、化学生兵器、生物兵器若しくは毒素兵器(これらの運搬の用に供されるミサイルその他のこれらの運搬手段を含む)又は対人地雷。

口銃砲

ハ 銃砲弾又は軍用の爆発物(イに掲げるもののを除く)。

二 軍用の武器(イからハまでに掲げるものを除く)。

ハ 銃砲弾又は軍用の爆発物(イに掲げるもののを除く)。

木 軍用の航空機、ロケット、船舶又は車両(イに掲げるものを除く)。

ト イからハまでに掲げるものの部分品又は附属品

ヘ 軍用の通信機器又は電子機器

チ 軍用の火薬類(爆発物を除く)又は軍用の燃料

リ 装甲板、軍用ヘルメット、防弾衣その他軍用の装備品(イからトまでに掲げるものを除く)。

ヌ 航空機、ロケット、船舶若しくは車両の修理若しくは整備に用いられる装置又はその部分品若しくは附属品

ル 航空機、ロケット、船舶又は自動車の燃料(チに掲げるものを除く)、潤滑油又は作動油

ヲ 食糧(外国軍隊等に仕向けられたものに限る)。

三 外國軍用品等 外國軍用品又は外國軍隊等の構成員をいう。

四 船舶 軍艦等(軍艦及び各國政府が所有し、又は運航する船舶であつて、非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下同じ)以外の船舶をいふ。

五 船長等 船舶の船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいふ。

六 艦長等 第四条第一項の規定により第四章の規定による措置を命ぜられた海上自衛隊の長をいう。

七 停船検査 外國軍用品等を輸送しているかどうかを確かめるため、船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客(以下「乗組員等」という)に対して必要な質問をすることがある。

八 回航措置 停船検査を行つた船舶の船長等に対し、我が国の港(政令で指定するものに限る。第二十八条第一項において同じ)へ回航すべき旨を命じ、当該命令の履行を確保するためには監督をすることをいう。

(国際法規の遵守)

第三条 第四章の規定による措置その他この法律に基づく手続を実施するに当たり、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつては、これを遵守しなければならない。

第二章 外國軍用品等の海上輸送の規制

(海上自衛隊の部隊による措置)

第四条 防衛庁長官(以下「長官」という)は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外國軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。

(関係機関等に対する周知)

2 長官は、前項の規定による命令をするときは、停船検査を実施する区域(以下「実施区域」という)を告示して定めなければならない。

2 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、関係する外國政府及び国際機関に対し、外國軍用品の範囲及び実施区域を周知させること。

第六条 外國軍用品審判所は、第二十七条第三項の規定による送致を受けた積荷又は第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶の積荷(以下この条及び第五十二条第一項から第三項までにおいて「積荷」と総称する)が第二条第二号二号イに該当する外國軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、これを廃棄しなければならない。

2 外國軍用品審判所は、積荷が第二条第二号口から三までのいずれかに該当する外國軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止しなければならない。

3 外國軍用品審判所は、積荷が第二条第二号リからフまでのいずれかに該当する外國軍用品である場合には、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止することができる。

4 外國軍用品審判所は、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外國軍用品等を輸送しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該船舶が外國軍用品等の海上輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、第五章に規定する手続に従い、その航行を停止することができる。

一 当該船舶の傭船者が外國軍隊等であるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該船舶の船長等が外國軍隊等の指揮監督を受けるとき。

三 当該船舶の旅客の相当数が外國軍隊等の構成員であるとき。

2 外國軍用品審判所の設置の場所及び期間は、政令で定める。

(任務)

第八条 外國軍用品審判所は、艦長等が停船検査を行つた船舶に係る事件(以下単に「事件」という)の調査及び審判を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第九条 外國軍用品審判所は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 事件について必要な調査に関すること。

二 審判の執行に関すること。

(外國軍用品審判所長)

第十条 外國軍用品審判所の長は、外國軍用品審判所長として、第十二条第一項の審判官をもつて充てる。

2 支部の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(審判官及び事務官)

第十二条 外國軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。

2 審判官は、法律(国際法規を含む)、防衛又は海事に関し知識経験を有する者であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、長官が任命する。

3 審判官の定数は、政令で定める。

4 事務官は、命を受け、事務に従事する。

(審判官の職権の独立)

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。(構成)

第十四条 外國軍用品審判所は、審判官五名をもつて構成する合議体で、事件について必要な調査及び審判を行う。

2 合議体の合議は、過半数により決する。

3 外國軍用品審判所長は、各事件について、第

る措置をとらなければならない。

#### 六 外國軍用品等の輸送の規制

##### 第六条 外國軍用品審判所は、第二十七条第三項

の規定による送致を受けた事件に係る船舶の積荷(以下この条及び第五十二条第一項から第三項までにおいて「積荷」と総称する)が第二条第二号二号イに該当する外國軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、これを廃棄しなければならない。

2 外國軍用品審判所は、積荷が第二条第二号口から三までのいずれかに該当する外國軍用品であるときは、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止しなければならない。

3 外國軍用品審判所は、積荷が第二条第二号リからフまでのいずれかに該当する外國軍用品である場合には、第五章に規定する手続に従い、その輸送を停止することができる。

4 外國軍用品審判所は、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外國軍用品等を輸送しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該船舶が外國軍用品等の海上輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、第五章に規定する手続に従い、その航行を停止することができる。

一 当該船舶の傭船者が外國軍隊等であるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該船舶の船長等が外國軍隊等の指揮監督を受けるとき。

三 当該船舶の旅客の相当数が外國軍隊等の構成員であるとき。

2 外國軍用品審判所の設置の場所及び期間は、政令で定める。

#### (任務)

第八条 外國軍用品審判所は、艦長等が停船検査を行つた船舶に係る事件(以下単に「事件」とい

う)の調査及び審判を行うことを任務とする。

第九条 外國軍用品審判所は、前条の任務を達成

するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 事件について必要な調査に関すること。

二 審判の執行に関すること。

(外國軍用品審判所長)

第十条 外國軍用品審判所の長は、外國軍用品審判所長として、第十二条第一項の審判官をもつて充てる。

2 支部の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(審判官及び事務官)

第十二条 外國軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。

2 審判官は、法律(国際法規を含む)、防衛又

は海事に関し知識経験を有する者であつて、政

令で定める資格を有するもののうちから、長官

が任命する。

3 審判官の定数は、政令で定める。

4 事務官は、命を受け、事務に従事する。

(審判官の職権の独立)

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。(構成)

第十四条 外國軍用品審判所は、審判官五名をもつて構成する合議体で、事件について必要な調査及び審判を行う。

2 合議体の合議は、過半数により決する。

3 外國軍用品審判所長は、各事件について、第

一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。
4 外国軍用品審判所長は、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。
5 審判長は、その事件について必要な調査及び審判に関する事務を総理する。
(事務局)
第十五条 外国軍用品審判所の事務を処理させるため、外国軍用品審判所に事務局を置く。
2 事務局の内部組織は、政令で定める。

## 第四章 停船検査及び回航措置

### 第一節 停船検査

#### (停船検査)

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

(停船命令)

第十七条 艦長等は、停船検査を行おうとするときは、あらかじめ、無線その他の通信手段を用いて、当該船舶に対し、進行の停止を命ずるものとする。

2 艦長等は、前項の規定により進行の停止を命じた場合において、当該船舶がこれに従わないときは、接近、追尾、伴走又は進路前方における待機を行つて、繰り返し進行の停止を命ずるものとする。

3 前二項の場合において、艦長等は、自衛艦旗を掲げるほか、必要に応じ、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段により、自己の存在を示すものとする。

(船上検査の実施)

第十八条 艦長等は、前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた船舶が停止したときは、

海上自衛隊の三等海尉以上の自衛官を当該船舶に乗り込ませ、第二十一条から第二十二条までの規定による検査(以下「船上検査」という。)を行わせるものとする。

(船長等に対する告知)

第十九条 前条の自衛官(以下「船上検査官」といいう。)は、船上検査を行う船舶に乗船したときは、その船長等に対し、船上検査を行う旨及び船上検査の手続きに関し苦情があるときは艦長等に対し理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(停船検査の終了)

第二十条 船上検査官は、船長等に対し、次に掲げる書類(以下「船舶書類」という。)の提示を求めることができる。

一 船舶国籍証書その他の船舶の国籍を証明する書類

二 乗組員等の名簿

三 航海日誌その他の航行の状況を記録する書類

四 船荷証券その他の積荷に関する書類

(乗組員等への質問)

第二十一条 船上検査官は、必要があると認めるときは、乗組員等に質問をすることができる。

(積荷の検査)

第二十二条 船上検査官は、前二条の規定による

検査を行つた場合において、なお当該船舶が

外國軍用品等を輸送している疑いがあると認め

るときは、船長等を立ち会わせて、積荷を検査

することができる。

(出入禁止)

第二十三条 船上検査官は、船上検査を行う間

は、乗組員等(船長等を除く。)に対し、許可を

得ないでその場所に出入りすることを禁止する

ことができる。

(身分証明書の提示等)

第二十四条 船上検査官は、船上検査を行うとき

は、その身分を示す証明書を携帯し、船長等の

一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

4 外国軍用品審判所長は、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

5 審判長は、その事件について必要な調査及び審判に関する事務を総理する。

(事務局)

第十五条 外国軍用品審判所の事務を処理させるため、外国軍用品審判所に事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、政令で定める。

3 第二十二条から第二十三条までの規定による検査(以下「船上検査」という。)を行わせるものとする。

(船長等に対する報告)

第十九条 前条の自衛官(以下「船上検査官」といいう。)は、船上検査を行う船舶に乗船したときは、その船長等に対し、船上検査を行う旨及び船上検査の手続きに関し苦情があるときは艦長等に対し理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(停船検査の終了)

第二十条 船上検査官は、船長等に対し、次に掲げる書類(以下「船舶書類」という。)の提示を求めることができる。

一 船舶国籍証書その他の船舶の国籍を証明する書類

二 乗組員等の名簿

三 航海日誌その他の航行の状況を記録する書類

四 船荷証券その他の積荷に関する書類

(乗組員等への質問)

第二十一条 船上検査官は、必要があると認めるときは、乗組員等に質問をすることができる。

(積荷の検査)

第二十二条 船上検査官は、前二条の規定による

検査を行つた場合において、なお当該船舶が

外國軍用品等を輸送している疑いがあると認め

るときは、船長等を立ち会わせて、積荷を検査

することができる。

(出入禁止)

第二十三条 船上検査官は、船上検査を行う間

は、その身分を示す証明書を携帯し、船長等の

3 第二十二条から第二十三条までの規定による検査(以下「船上検査」という。)を行わせるものとする。

(船長等に対する報告)

第二十四条 船上検査官は、船上検査を行うとき

は、その身分を示す証明書を携帯し、船長等の

3 第二十二条から第二十三条までの規定による検査(以下「船上検査」という。)を行わせるものとする。

(回航命令)

第二十五条 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 当該報告のほか、当該船舶の外観、航海の

態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事

情等から判断して、なお当該船舶が外國軍用

品等を輸送している疑いがあると認めるとき

(前二号に該当するときを除く。)

4 艦長等は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、直ちにその結果を艦長等に報告しなければならない。

(艦長等への報告)

第二十六条 船上検査官は、船上検査を行つたときは、直ちにその結果を艦長等に報告しなければならない。

(停船検査の終了)

第二十七条 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、当該報告に係る船舶の積荷が外國軍用品で

あると認められ、かつ、当該積荷をその自衛艦

に収容することができる場合において、第六条

第四項各号のいずれにも該当しないと認めるとき、当該船舶の船長等に対し、当該積荷の引

渡しを求めることができる。

2 艦長等は、前項の引渡しを受けたときは、調

書を作成し、当該船舶の船長等に交付しなけれ

ばならない。

(回航命令)

第二十八条 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

3 第二十二条の報告を受けた艦長等

は、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該報告に係る船舶の船長等に対し、我が国の港

へ回航すべきことを命ずることができる。

1 当該船長等が前条第一項の規定による外國

軍用品の引渡しの求めに応じないとき。

2 当該船舶が外國軍用品等を輸送していると

認めるとき(前条第一項の規定により外國軍

軍用品の引渡しを求める場合を除く。)

2 回航監督官は、船長等が前項の規定による指示に従わない場合において、やむを得ない必要があるときは、自ら当該指示に係る措置をとることができる。

3 艦長等は、回航監督官に、第二十九条に規定する措置を講じさせることができる。

## (回航船舶への自衛艦旗の掲揚)

第三十三条 回航監督官は、回航船舶に、当該船舶の旗（海洋法に関する国際連合条約第九十条に規定するその旗を掲げる権利を有する国）の国旗及び自衛艦旗を掲げさせるものとする。

## (外国軍用品審判所への送致)

第三十四条 艦長等は、回航船舶が我が国の港に到着したときは、速やかに、書類とともに事件を外国軍用品審判所に送致しなければならない。

## 第三節 雜則

## (長官への報告)

第三十五条 艦長等は、停船検査を行つたとき、又は回航措置をとつたときは、速やかに、当該停船検査又は回航措置に関する報告書を作成し、長官に提出しなければならない。

2 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、又は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情の申出があつたときは、直ちにその旨を長官に報告しなければならない。

3 長官は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。

## (艦長等の配慮義務)

第三十六条 艦長等並びに船上検査官及び回航監督官は、停船検査を行い、又は回航措置をとるときは、その対象となる船舶が必要以上に予定の航路を変更することのないように配慮しなければならない。

## 3

外国軍用品審判所は、第四十五条第一項又は第二項の規定による決定をしたとき、その他第

律第百三十六号第七条の規定は、この章の規定による措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、同項に規定する自衛官は、艦長等が第十七条第二項の規定に基づき当該船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお当該自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信するに足りる相手に、武器を使用することができる。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者（武力攻撃事態における捕虜等）の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二号）第三条第四号に規定する抑留対象者をいふ）がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

## 第五章 審判手続

## (送致事件の調査)

第三十九条 外国軍用品審判所は、第一一七条第三項又は第三十四条の規定による事件の送致を受けたときは、当該事件について必要な調査をしなければならない。

(調査のための強制処分)

第四十条 外国軍用品審判所は、第三十四条の規定による事件の送致を受けたときは、当該事件に係る船舶の船長等に対し、當該船舶の船長等を禁止することができる。

2 前項の規定により出航を禁止する期間は、事件が送致された日から起算して一月とする。ただし、外国軍用品審判所は、通じて一月を超えない範囲で、当該期間を延長することができ

一項の船舶の出航を禁止する必要がなくなつたときは、前項の期間内であつても、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

2 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該事件に係る船舶の乗組員その他の関係者又は参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの人から意見若しくは報告を徴することができる。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定せること。

三 当該事件に係る船舶の船舶書類、積荷その他の該船舶に関する物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件若しくは第二十七条第三項の規定による送致を受けた積荷を留置すること。

四 当該事件に係る船舶その他必要な場所に立ち入り、前号に規定する物件を検査すること。

五 前項の規定により立入検査をする調査官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(調査の作成)

第四十四条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調査記載し、かつ、特に第四十条第一項又は第四十一

条第一項の規定による処分があつたときは、その結果を明らかにしておかなければならぬ。

(審判の開始)

第四十五条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査の結果、第六条各項に規定する場合のいずれかに該当すると認めるときは、審判を開始する旨の決定をしなければならない。

2 外国軍用品審判所は、前項に規定する場合を除き、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

3 第四十条の規定は、外国軍用品審判所が、事件について必要な調査の結果、第六条第四項に規定する場合に該当すると認めて、第一項の規定による審判開始決定をしたときについて準用する。この場合において、第四十条第二項本文中「事件が送致された日」とあるのは「第四十五条第一項の規定による審判開始決定の日」と

## (留置物件の返還)

第四十三条 外国軍用品審判所は、留置物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからなければならぬ。

2 外国軍用品審判所は、前項の留置物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬいため、又はその他の事由によりこれを還付することができる。

3 前項の公告に係る留置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、その留置物件は、國庫に帰属する。

4 前項の期間内であつても、価値のない留置物件は、これを廃棄し、保管に不便な物件は、政令で定めるところにより、これを売却してその代価を保管することができる。

5 前項の公告に係る留置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、その留置物件は、國庫に帰属する。

6 前項の期間内であつても、価値のない留置物件は、これを廃棄し、保管に不便な物件は、政令で定めるところにより、これを売却してその代価を保管することができる。

7 前項の規定による処分があつたときは、その結果を明らかにしておかなければならぬ。

(審判の開始)

第四十六条 外国軍用品審判所は、事件について必要な調査の結果、第六条各項に規定する場合のいずれかに該当すると認めるときは、審判を開始する旨の決定をしなければならない。

2 外国軍用品審判所は、前項に規定する場合を除き、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

3 第四十条の規定は、外国軍用品審判所が、事件について必要な調査の結果、第六条第四項に規定する場合に該当すると認めて、第一項の規定による審判開始決定をしたときについて準用する。この場合において、第四十条第二項本文中「事件が送致された日」とあるのは「第四十五条第一項の規定による審判開始決定の日」と

「一月」とあるのは「三月」と、同項ただし書中「通じて一月を超えない範囲で、当該期間を延長する」とあるのは「特に必要があると認めるときは、一月ごとに当該期間を更新する」と、同条第三項中「第四十五条第一項又は第二項の規定による決定」とあるのは第五十二条第四項又是第五項の審決と読み替えるものとする。

第四十六条 外国軍用品審判所は、前条第一項の規定による審判開始決定をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、利害関係者は、公告の日から三十日以内に、外国軍用品審判所に意見書を提出することができる。

3 外国軍用品審判所は、前項の期間が経過した後、審判を開始するものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、利害関係者は、外國軍用品審判所がやむを得ない事情があると認めるときは、同項の期間が経過した後であつても、意見書を提出することができる。

(調査官の権限)

第四十七条 第四十四条第二項の規定により指定された調査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

第四十八条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又はない。ただし、外國政府との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができ

る。

(審判長の権限)

第四十九条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判の秩序を維持する。

2 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命

じ、その他審判廷の秩序を維持するため必要な措置をとることができる。

(証拠の取調べ)

第五十条 外国軍用品審判所は、申立により、又は職権で、必要な証拠を取り調べることができ

る。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第一百四十三条から第一百四十七条まで、第一百四十九条、第一百五十四条から第一百五六条まで、第

百六十五条及び第六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第一百四十三条及び第一百六十五条中「裁判所」とあるのは「外國軍用品審判所」と、同法第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条第一項、第一百五十四条及び第一百五十六条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第一百四十三条、第一百四十四条及び第一百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは

「審問する」と、同法第一百四十九条ただし書中「証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く)」その他裁判所の規則」とあるのは「その他外國軍用品審判所が」と、同法第一百五十五条第一項中「尋問しなければ」とあるのは

「審問しなければ」と読み替えるものとする。

(利害関係者の意見の陳述等)

第五十一条 第四十六条第二項又は第四項の規定により意見書を提出した利害関係者又はその代理人は、外國軍用品審判所に対し、審判廷における意見の陳述を申し出、又は証拠を提出することができる。

2 外國軍用品審判所は、前項の申出があるときは、審判の期日において、その意見を陳述させるものとする。ただし、審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見を陳述して意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

(審決)

第五十二条 外國軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号イに該当する外國軍用品であると認めるときは、当該積荷について

廃棄の審決をしなければならない。

2 外國軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号ロからチまでのいすれかに該

当する外國軍用品であると認めるときは、当該積荷について輸送停止の審決をしなければならない。

3 外國軍用品審判所は、審判手続を経た後、積荷が第二条第二号リからヲまでのいすれかに該当する外國軍用品であると認める場合において輸送停止の審決をしなければならない。

4 外國軍用品審判所は、審判手続を経た後、第三十四条の規定による送致を受けた事件に係る船舶が外國軍用品等を輸送しており、かつ、第六条第四項各号のいずれかに該当すると認める場合において、当該船舶が外國軍用品等の海上輸送を反復して行うことを防止するため必要があると認めるときは、航行停止の審決をしなければならない。

5 外國軍用品審判所は、審判手続を経た後、第六条各項に規定する場合のいすれにも該当しないと認めるときは、その旨を明らかにする審決をしなければならない。

(証拠による事実認定)

第五十三条 前条の審決においては、公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

(審決の方式)

第五十四条 第五十二条の審決においては、認定した事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

(審決の効力発生時期)

第五十五条 審決は、審判廷における言渡しによってその効力を生ずる。

(審決の公示)

第五十六条 外國軍用品審判所は、第五十二条の審決をしたときは、政令で定めるところによつて、その旨を公告しなければならない。

(審決の取消し)

3 審決執行官は、第一項の積荷のうち、人の生命若しくは財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあるものの又は腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少したもので

買受人がないものを廃棄することができる。

#### (航行停止の審決の執行)

第六十四条 審決執行官は、第五十二条第四項の審決があつたときは、第二十条第一号に掲げる書類その他の当該審決に係る船舶の航行のため必要な文書を取り上げて保管するとともに、当該船舶の出航を禁止しなければならない。

#### (取消し審決の執行)

第六十五条 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第二項又は第六十三条第一項又は第二項の規定により保管する当該審決に係る積荷又はその代価をその返還を受けるべき者に還付しなければならない。

#### (取消し審決の執行)

第六十六条 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第四項の審決を取り消す審決があつたときは、第六十三条第一項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 審決執行官は、第五十七条又は第五十八条の規定により、第五十二条第四項の審決を取り消す審決があつたときは、取り消された審決に係る船舶の船長等に前条の規定により保管する文書を還付するとともに、当該船舶の出航を許可しなければならない。

#### (乗組員等への便宜供与)

第六十七条 補償 第七章 補償

第六十六条 外国軍用品審判所が第四十五条第一項の規定による審判を開始しない旨の決定をしたとき、第五十二条第五項の審決をしたとき、又は外国軍用品審判所の審決を取り消す裁判が確定したときは、当該決定又は審決に係る船舶の所有者、賃借人又は傭船者は、國に対し、当該船舶の回航措置により生じた損失(外国軍用品審判所が第四十条第一項第四十五条第三項において準用する場合を含む。第六十九条において同じ。)の規定による命令をした場合にあっては、当該命令により生じた損失を含む。)の補償を請求することができる。

第六十七条 國は、前条の補償を行つた場合においては、同一の事由については、その額の限度において、國家賠償法(昭和二十二年法律第八百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責めを免れる。

#### (第八章 雜則)

##### (参考人等の費用の請求)

第六十八条 第四十一一条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

##### (乗組員等への便宜供与)

第六十九条 外国軍用品審判所は、第四十条第一項又は第六十四条の規定により出航を禁止された船舶の乗組員等の本邦への上陸又は本邦からの出国に際して、これらの者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)等の法令による手続を行う場合においてその手続を円滑に行なうことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

(行政手続法の適用除外)

第七十条 この法律に基づく处分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

##### (行政不服審査法による申立て)

第七十一条 この法律に基づく処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

##### (政令への委任)

第七十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七十三条 第五十五条第二項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

##### (第九章 罰則)

##### (施行期日)

第七十四条 第四十二条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第七十五条 第四十一条第一項(第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十一条第一項第一号又は第二項の規定による船舶関係者又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第四十一条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第四十一条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第五十一条第二項において準用する刑事訴訟法第五十四条又は第六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

五 第五十四条第二項において準用する海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百五十四号)の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

##### (自衛隊法の一部改正)

##### (第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。)

第六十九条の四の次に次の二条を加える。

##### (防衛出動時における海上輸送の規制のための権限)

第七十条 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、

武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百五十四号)の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

##### (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正)

第七十一条 第四十九条第二項の規定による審判長の命令に従わなかった者は、五万円以下の過料に処する。

##### (附 則)

##### (施行期日)

第七十二条 第二項において準用する海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百五十四号)の第四条の規定による権限を次のように改正する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (防衛府設置法の一部改正)

第二条 防衛府設置法(昭和二十九年法律第八百六十四条)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

##### (第二章第二節第四款中第三十二条の次に次の二条を加える。)

##### (外國軍用品審判所)

第三十二条の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる特別の機関で本庁に置かれるものは、外國軍用品審判所とする。

理由

武力攻撃事態に際して、外國軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛府に設置する外國軍用品審判所における審判の手続等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案	第一章 総則(第一条～第三条)
	第二章 拘束及び抑留(第四条～第七条)
	第三節 指定部隊長による確認(第八条～第九条)
	第三章 捕虜収容所における抑留及び処遇(第十条～第二十一条)
	第四節 他の法令による手続との関係等(第二十二条～第二十三条)
	第五節 脱走時の措置(第二十七条～第二十八条)
	第六節 収容の開始(第二十九条～第三十条)
	第七節 宗教(第四十条～第四十二条)
	第八節 規律及び秩序の維持(第四十三条～第四十四条)
	第九節 保健衛生及び医療(第四十五条～第四十六条)
	第十節 制止等の措置等(第四十七条～第四十八条)
	第十一節 懲戒(第四十九条～第五十五条)
	第十二節 捕虜代表及び捕虜代表補助者(第五十六条～第五十七条)
	第十三節 被収容者の待遇(第五十八条～第六十条)
	第十四節 捕虜の業務(第六十一条～第六十二条)
	第十五節 外部との交通(第六十三条～第六十四条)
	第十六節 捕虜等抑留付金(第六十五条～第六十九条)
	第十七節 面会(第六十六条～第六十七条)
	第十八節 信書及び電信等の発送(第六十八条～第六十九条)
	第十九節 苦情(第六十一条～第六十二条)
	第二十節 審査請求(第六十三条～第六十四条)

第一節 捕虜資格認定等審査会の組織(第九条～第一百五条)
第二節 資格認定審査請求の手続(第一百六条～第一百二十四条)
第三節 懲戒審査請求の手続(第一百二十五条～第一百三十三条)
第四節 雜則(第一百三十四条～第一百三十五条)
第五章 抑留の終了(第一百三十六条～第一百三十七条)
第六章 補則(第一百三十八条～第一百三十九条)
第七章 武器の使用(第一百五十二条～第一百五十三条)
第八節 領置(第一百五十三条～第一百六十条)
第九節 逃走時の措置(第一百六十二条～第一百六十七条)
第十節 混成医療委員(第一百六十八条～第一百七十条)
第十一節 死亡時の措置(第一百七十二条～第一百七十三条)
第十二節 施設に関する基準(第一百七十二条～第一百七十三条)
第十三節 特例規定等(第一百七十三条～第一百八十二条)
第十四節 奨励(第一百八十三条～第一百八十四条)
第十五節 罰則(第一百八十五条～第一百八十六条)
附則(目的)
第一章 総則
第二章 武力攻撃事態(第二条～第二号に規定する武力攻撃事態)
三 敵国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。
四 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。
イ 敵国軍隊等の構成員(ホ、ト、リ及びヌ)に掲げる者を除く。)
ロ 敵国軍隊等に随伴する者(敵国軍隊等の構成員を除く。)であつて、当該敵国軍隊等からその随伴を許可しているもの(へ及

(基本原則)
第二条 国は、武力攻撃事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者(以下この条において「捕虜等」という。)の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。
2 この法律(これに基づく命令を含む。)の規定により捕虜等に対し与えられる保護は、人類する基準に基づく不适当に差別的なものであつてはならない。
3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。
(定義)
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)。
次号において「事態対処法」という。(第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。)
二 航空機である敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。)に警護されるもの又は外國軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有するものに限る。)
三 改善に関する千九百四十九年八月十二日のジユネーヴ条約(以下「第一条約」という。)第二十四条に規定する傷者若しくは病者の検索、収容、輸送若しくは治療若しくは疾病の予防に専ら從事する衛生要員又は敵国軍隊等の衛生部隊及び衛生施設の管理に専ら従事する職員
ハ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行つてゐる外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの。
ト 第一条約第二十四条に規定する敵国軍隊等に随伴する宗教教員
チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行つてゐる外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの。

ハ 船舶(軍艦及び各國政府が所有し又は運用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)であつて敵国軍隊等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外國軍用品等(二)において「外國軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有する者に限る。)
二 國際民間航空空条約第二条に規定する民間用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有する者に限る。)
規定する外國軍用品等(二)において「外國軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有する者に限る。)
成十六年法律第二条第三号に規定する外國軍用品等(二)において「外國軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有する者に限る。)
八 船舶(軍艦及び各國政府が所有し又は運用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)であつて敵国軍隊等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外國軍用品等(二)において「外國軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃を行つてゐる外国の国籍を有する者に限る。)



る旨を告知しなければならない。

第一項の場合において、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の判断に同意したときは、指定部隊長は、当該被拘束者に対し、当該判断に同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、前条第四項の規定による確認記録の写しを交付の上、直ちにこれを放免しなければならぬ

前項の規定により放免する場合を除き、指定部隊長は、長官の定めるところにより、遅滞なく、被拘束者を確認記録とともに管轄の抑留資格認定官に引き渡さなければならない。

抑留資格認定

第十条 押留資格認定官は、第六条第一項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合には、第三条第四号イからルまでのいすれに該当するかの認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならぬ。

(指留資本註定)

2 拘留資格認定官は、拘留資格認定のため必要があるときは、参考人の出頭を求めて、当該参考人を取り調べることができる。この場合において、当該参考人が他の拘留資格認定官の管理する収容区画等(第百七十二条第一項に規定する区画又は施設をいう。)に留め置かれ、又は捕虜収容所に収容されている者であるときは、拘留資格認定官は、当該他の拘留資格認定官又は捕虜収容所長に対し、当該参考人の取調べを依頼することができる。

3 拘留資格認定官は、拘留資格認定のため必要があるときは、被拘束者の所持品又は身体の検査をすることができる。ただし、女性の被拘束

詩定語互詁錄(作足)

**第十二条** 拘留資格認定官は、前条第一項から第四項までの規定による調査を行つたときは、その結果について、認定調査記録を作成し、かつ、自らこれに署名しなければならない。ただし、同条第五項の規定により認定補佐官が当該調査を行つたときは、当該認定補佐官が、その認定調査記録を作成し、かつ、これに署名するものとする。

**放免**

前条第二項の規定により参考人の取調べを依頼された抑留資格認定官又は捕虜収容所長についても、前項と同様とする。

第二回

2 抑留資格認定官は、前項の資格認定審査請求があつたときは、捕虜資格認定等審査会に対し、審査請求書、認定調査記録その他の関係書類を送付しなければならない。

きる。

その通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面(次項において「審査請求書」という。)を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

は、同項の抑留資格認定に不服があるときは、

卷之三

抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときにつきに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、長官の承認を得なければならない。

抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならぬ。

二

2 前項の通知をする場合には、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、次条第一項の規定による資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

3 第一項の場合において、被拘束者が同項の抑留資格認定に同意したときは、抑留資格認定官は、当該被拘束者に対し、当該認定に同意する旨を記載した文書に署名させるとともに、次項

第二回 前編

2 抑留資格認定官は、前項の資格認定審査請求があつたときは、捕虜資格認定等審査会に対し、審査請求書、認定調査記録その他の関係書類を送付しなければならない。

きる。

その通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面(次項において「審査請求書」という。)を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

は、同項の抑留資格認定に不服があるときは、

卷之三

者にその旨の通知をしなければならない。

2 押留資格認定官は、被拘束者が押留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の押留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者の押留は、武力攻撃を排除するため必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限りるものとし、押留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、長官の承認を得なければならない。

3 押留資格認定官は、被拘束者が押留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の押留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4 第一項又は前項の通知をする場合には、被拘束者（軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の押留資格認定を受け、かつ、第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定を受けた者を除く。）に対し、第百六条第一項の資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

5 押留資格認定官は、第一項又は第三項の通知

及び前項の告知をした後、同項に規定する被拘束者に対し、速やかに、第十八条の規定による拘留令書を発付し、これを抑留するものとする。

## (放免)

第十七条 抑留資格認定官は、被拘束者(軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の抑留資格認定を受け、かつ、前条第二項の規定により抑留する必要性がない旨の判定を受けた者に限る。)に対し、同条第三項の通知をする場合には、第四項の資格認定審査請求をすることができる旨を告知しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する被拘束者が、軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の抑留資格認定及び前条第二項の規定による拘留する必要性がない旨の判定に同意したときは、これに同意する旨を記載した文書に署名させることも、次項の規定による放免書を交付の上、直ちにこれを放免しなければならない。前項に規定する被拘束者が第四項の資格認定審査請求をしなかつたときも、同様とする。

3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

## 二 拘束の日時及び場所

4 交付年月日

## 五 その他内閣府令で定める事項

4 1 第一項に規定する被拘束者は、軍隊等非構成員捕虜に該当する旨の抑留資格認定又は前条第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定に不服があるときは、同条第三項の通知を受けた時から二十四時間以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面を抑留資格認定官に提出して、捕虜資格認定等審査会に対し、資格認定審査請求をることができるものとする。

5 第十四条第二項及び第五十五条の規定は、前項の資格認定審査請求があつた場合について準用する。

## (抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

## 二 拘束の日時及び場所

三 抑留資格(抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第四号イからルまでの区分をいう。以下同じ。)

## 四 発付年月日

五 その他内閣府令で定める事項

(抑留令書の執行)

第十九条 抑留令書は、認定補佐官が執行する。その抑留される者に抑留令書を示して、速やかに、その者を捕虜収容所長に引き渡さなければならない。

2 認定補佐官は、抑留令書を執行するときは、受けたときは、当該引渡しを受けた者を捕虜収容所に収容するものとする。

(逃走者に対する措置)

3 捕虜収容所長は、前項の規定による引渡しを受けると認めるときは、その者について、第六条の規定の例により、抑留令書を発付を受けている者

2 抑留資格認定官は、前項の規定による調査の結果、同項第二号に掲げる者が抑留対象者に該当すると認めるときは、その者について、第六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、入国情報官(入管法第二条第十三号に規定する入国情報官をいう。)からその者の引渡しを受け、これを抑留することができる。

(第三条の締約国からの移入)

第二十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は第九条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けた場合において、当該被拘束者が抑留令書によって拘束されている者であつて逃亡したものであることが判明したときは、第十六条の規定にかかるわざ、当該被拘束者に対し、当該抑留令書により再び抑留する旨を告げた上、直ちにこれを捕虜収容所長に引き渡すものとする。

2 捕虜収容所長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた者に対し、受ける限り速やかに抑留令書を示さなければならぬ。

(内閣府令への委任)

## 第二十二条 この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手続に必要な事項は、内閣府令で定めする。

## (他の法令による手続との関係)

第十三条 抑留資格認定官は、次に掲げる者であつて抑留対象者に該当すると思料するものが拘束しないときであつても、その者について第十二条第三項を除く。の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

## (基本原則)

第二十四条 捕虜収容所長は、捕虜収容所の適正な管理運営を図り、被収容者(抑留令書により捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員、宗教要員、区別義務違反者、間諜及び傭兵並びに仮収容令書により捕虜収容所に収容されている者(以下「仮収容者」という。)をいう。以下同じ。)の人権を尊重しつつ、被収容者の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国における風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な待遇を行ふものとする。

## (第一節 通則)

第二十五条 捕虜収容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関(赤十字国際機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)及び指定期間内に、その他の管理運営上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられなければならない。

## (利益保護国等への配慮)

第二十六条 捕虜収容所長は、被収容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。)の代表が第三条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければならない。

## (階級等の区分)

第二十七条 捕虜収容所長は、被収容者(仮収容者を除く。)について、その階級等に応じた適切な処遇を行ふため、長官の定める階級等の基準に従い、将校、准士官、下士官及び兵の区分を指定するものとする。

抑留することが相当であると認めるときは、当該外国人について、第十六条の規定の例により、抑留令書を発付した上、同項の締約国の官憲から当該外国人の引渡しを受け、これを抑留することができる。

## (第三章 捕虜収容所における抑留及び処遇)

## (第一章 捕虜収容所)

第二章 捕虜収容所における抑留及び処遇

## 第二節 収容の開始

### (収容開始時の告知)

第二十七条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、その収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知するものとする。

一 保健衛生及び医療に関する事項

二 宗教に関する事項

三 第四十四条第一項に規定する遵守事項

四懲戒処分に関する事項

五 物品の貸与等及び自弁に関する事項

六 書籍等の閲覧に関する事項

七 面会及び信書の発受に関する事項

八 苦情の申出に関する事項

2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。

(写真撮影・指紋の採取)

第二十八条 捕虜収容所長は、被収容者につき、その収容の開始に際し、内閣府令で定めるところにより、その者の識別のため必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

### 第三節 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第二十九条 捕虜収容所においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずるものとする。

(被収容者の清潔義務)

第三十条 被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居住区画(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として捕虜収容所長が指定した区画をいう。第四十五条规定において同じ。)その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

(健康診断)

第三十一条 捕虜収容所においては、収容の開始後速やかに、及び毎月一回以上定期的に、被収

容者の健康診断を行うものとする。捕虜収容所における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

### (医療)

第三十二条 捕虜収容所長は、被収容者が負傷し、若しくは疾病にかかる場合は、これらの疑いがある場合には、速やかに、内閣府令で定めることにより、診療その他必要な措置を講ずるものとする。

2 捕虜収容所長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、その措置を受ける被収容者の意思を十分に尊重するとともに、被収容者がその所属する国の衛生要員による診療を受けることができるよう配慮しなければならない。

3 捕虜収容所長は、被収容者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百二十四号)第十二条第一項各号に掲げるに該当すると認めるときは、長官の定めるところにより、当該被収容者の隔離、入院その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医師相当衛生要員等)

第三十三条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容所長が外国において歯科医師に相当する資格を有する者と認めたもの(以下「歯科医師相当衛生要員等」という。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条の規定にかかるわらず、自衛隊病院等において、被収容者に対し、同法第五条に規定する業をることができる。

2 歯科医師法第十九条、第二十条及び第二十二条から第二十三条の二までの規定は、歯科医師相当衛生要員等について準用する。

(歯科医師相当衛生要員等)

第三十四条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容所長が外国において歯科医師に相当する資格を有する者と認めたもの(以下「歯科医師相当衛生要員等」という。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条の規定にかかるわらず、自衛隊病院等において、被収容者に対し、同法第五条に規定する業をることができる。

2 歯科医師法第十九条、第二十条及び第二十二条から第二十三条の二までの規定は、歯科医師相当衛生要員等について準用する。

(歯科医師相当衛生要員等)

第三十五条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容所長が外国において薬剤師に相当する資格を有する者と認めたもの(以下「薬剤師相当衛生要員等」という。)は、保健師助産師看護師法第三十二条から第二十四条までの規定を適用する。

2 医師法第十九条、第二十条及び第二十三条から第二十四条の二までの規定は、医師相当衛生要員等について準用する。

3 第一項の規定により医業をする場合における

医師相当衛生要員等は、医師とみなして、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第六条及び第三十七条、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十三条の三、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八条第一項、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条第一項及び第二十条の二、薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)第十九条及び第二十二条から第二十四条まで並びに臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。

2 薬剤師法第二十一条から第二十六条までの規定は、薬剤師相当衛生要員等について準用する。この場合において、同法第二十二条ただし書中「医師若しくは歯科医師」とあるのは「医師、歯科医師、医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等」と、同法第二十三条及び第二十四条中「医師、歯科医師又は歯科医師」とあるのは「医師、歯科医師、医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等」と読み替えるものとする。

(看護師相当衛生要員等)

第三十六条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容所長が外国において看護師に相当する資格を有する者と認めたもの(以下「看護師相当衛生要員等」という。)は、保健師助産師看護師法第三十二条第一項の規定にかかるわらず、自衛隊病院等において、被収容者に対し、同法第五条に規定する業をることができる。

2 保健師助産師看護師法第三十七条の規定は、看護師相当衛生要員等について準用する。この場合において、同条中「主治の医師又は歯科医師」とあるのは、「主治の医師、歯科医師、医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により保健師助産師看護師法第三十五条に規定する業をする場合における看護師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等と読み替えるものとする。

2 保健師助産師看護師法第三十七条の規定は、看護師とみなして、同法第六条の規定を適用する。

(准看護師相当衛生要員等)

第三十七条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜収容所長が外国において准看護師に相当する資格を有する者と認めたもの(以下「准看護師相当衛生要員等」という。)は、保健師助産師看護師法第三十二条の規定にかかるわらず、自衛隊病院等において、被収容者に対し、医師、歯科医師、看護師、医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生

等」という。)は、薬剤師法第十九条の規定にかかるわらず、自衛隊病院等において、被収容者に對し、授与の目的で調剤することができる。

2 薬剤師法第二十一条から第二十六条までの規定は、薬剤師相当衛生要員等について準用する。この場合において、同法第二十二条ただし書中「医師若しくは歯科医師」とあるのは「医師、歯科医師、医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等」と、同法第二十三条及び第二十四条中「医師、歯科医師又は歯科医師」とあるのは「医師、歯科医師、医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等」と読み替えるものとする。

要員等又は看護師相当衛生要員等の指示を受けて、同法第六条に規定する業をすることができる。

2 保健師助産師看護師法第三十七条の規定は、准看護師相当衛生要員等について準用する。この場合において、同条中「主治の医師、歯科医師又は歯科医師」とあるのは、「主治の医師、歯科医師、医師相当衛生要員等又は歯科医師相当衛生要員等」と読み替えるものとする。

## (秘密を守る義務)

第三十八条 医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等、薬剤師相当衛生要員等、看護師相当衛生要員等又は准看護師相当衛生要員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等、薬剤師相当衛生要員等、看護師相当衛生要員等又は准看護師相当衛生要員等でなくなった後においても、同様とする。

## (管理者の任務)

第三十九条 自衛隊病院等の管理者は、当該自衛隊病院等において医療に関する業務に従事する医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等、薬剤師相当衛生要員等、看護師相当衛生要員等、准看護師相当衛生要員等その他の衛生要員及び第六十八条の規定により第六十四条第三号に掲げる業務に従事することと許された捕虜の業務遂行に欠けるところのないよう、必要な注意をしなければならない。

## 第四節 宗教

## (自ら行う宗教上の行為)

第四十条 捕虜収容所内において被収容者が自ら個別に行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

## (宗教上の儀式行事)

第四十一条 捕虜収容所長は、捕虜収容所内にお

いて被収容者が希望する場合には、宗教要員その他の宗教家の行う説教、礼拝その他の宗教上の儀式行事に参加することができる機会を設けるように努めなければならない。

2 捕虜収容所長は、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、被収容者を前項に規定する宗教上の儀式行事に参加させないことができる。

## (宗教要員等の行為)

第四十二条 宗教要員等(宗教要員及び第六十九条の規定により第六十四条第四号に掲げる業務に従事することと許された捕虜)は、第八十四条第三項において同じく、捕虜収容所内において、被収容者の行う第四十条に規定する宗教上の行為を補助し、又は前条第一項に規定する宗教上の儀式行事を行うことができる。

## 第五節 規律及び秩序の維持

## 第一款 通則

## (捕虜収容所の規律及び秩序)

第四十三条 捕虜収容所の規律及び秩序は、厳正に維持されなければならない。

- 2 前項の目的を達成するためこの章の規定によりどる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

## (遵守事項等)

第四十四条 捕虜収容所長は、捕虜収容所内の規律及び秩序を維持するため必要な被収容者の遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)を定めるものとする。

## (用具の使用)

第四十五条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、前条の規定による措置をとる場合又は被収容者を護送する場合には、長官の定めるところにより、手錠その他の内閣府令で定める用具を使用することができる。

## 第二款 制止等の措置等

## (身体の検査等)

第四十五条 捕虜収容所長の指定する自衛官は、

捕虜収容所の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、被収容者の身体、着衣、所持品及び居住区画を検査し、並びに被収容者の所持品を取り上げて一時保管することができる。ただし、女性の被収容者の身体及び着衣を検査する場合には、捕虜収容所長の指定する女性の自衛官が行わなければならない。

2 捕虜収容所長は、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、被収容者を前項に規定する宗教上の儀式行事に参加させないことができる。

## (制止等の措置)

## 第四十六条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、被

収容者が逃走し、自己若しくは他人に危害を与えた、捕虜収容所の職員の職務の執行を妨げ、その他捕虜収容所の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとするときは、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、当該被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

## (用具の使用)

第四十七条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、前

条の規定による措置をとる場合又は被収容者を護送する場合には、長官の定めるところにより、手錠その他の内閣府令で定める用具を使用することができる。

## 第三款 懲戒

## (懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者(捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官、防衛庁設置法昭和二十九年法律第百六十四号)第十七条第二項に規定する幹部自衛官をいう。)であつて政令で定める者をいう。以下同じ。)は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

1 逃走すること(第三条約第九十一条第一項(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)又は逃走しようとすること。

2 自己又は他人に危害を与えること、捕虜収容所の職務の執行を妨げること、遵守

三 一日につき二時間下回らない長官が定めた範囲内で希望する時間の戸外における運動をすること。

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 前三号に掲げる行為を準備し、共謀し、あおり、唆し、又は援助すること。

## (懲戒処分の種類)

第一 第七十四条の規定により給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の二分の一以内の削減

二 一日につき二時間以内の内閣府令で定める業務への従事

三 他の被収容者から分離して行う拘禁

四 前条各号に掲げる行為(以下「反則行為」といふ。)に該当する二以上の行為に対して同時に懲

5 第一項第二号に掲げる懲戒処分において従事した業務については、第七十四条の規定による業務従事報奨金の加算はない。

6 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、内閣府令で定めるところにより、懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分離した区画において拘禁する。この場合において、当該懲戒処分を受ける者から、次に掲げる行為の求めがあつたときは、これを許さなければならない。

一 苦情の申出及び請願をすること。

二 利益保護国代表及び捕虜代表と連絡をとること。

三 一日につき二時間下回らない長官が定め

四 書籍等の閲覧をすること。
五 第十節第二款の規定により信書を発受すること。
7 女性の被収容者に対し第一項第三号に掲げる懲戒処分を行うときは、当該被収容者を男性的捕虜収容所の職員のみの監視の下に置いてはならない。
第五十条 懲戒処分を行うに当たっては、反則行為をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び捕虜収容所の運営に及ぼした影響、反則行為後における当該被収容者の態度その他の事情を考慮しなければならない。
第五十一条 懲戒権者は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料するときは、反則行為の有無及び前条の規定により考慮すべき事情について、できる限り速やかに調査を行わなければならぬ。
2 前項の調査のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある被収容者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、当該被収容者を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。
3 懲戒処分を行うときは、あらかじめ、反則行為をした疑いのある被収容者に事実の要旨を告げた上、弁解の機会を与えるなければならない。
4 前項の事実を告げられた被収容者は、必要な参考人の陳述を求めることができる。
5 懲戒権者は、被収容者に懲戒処分を行うことを決定したときは、内閣府令で定めるところにより、当該被収容者及び捕虜代表に対し、その旨及び当該懲戒処分の内容を通知しなければならない。
6 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところに
第六節 捕虜代表及び捕虜代表補助者
(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)
第五十六条 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜代表及び捕虜代表補助者を指名するものとする。
7 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところに
第八節 捕虜の業務
(業務の種類)
第六十四条 捕虜収容所長は、次に掲げる業務を捕虜に行わせることができる。
一 捕虜収容所の維持運営に関する業務
二 通訳又は翻訳の業務
三 被収容者に対する医療に関する業務
四 教育活動に関する業務
(将校及び准士官の業務)
第六十五条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することができる。
(下士官の業務)
第六十六条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することができる。
7 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕
より、懲戒処分に係る記録を作成し、及び保存しなければならない。
7 捕虜収容所長は、懲戒処分を受けた被収容者、利益保護国代表その他内閣府令で定める者から前項の記録の閲覧を求められたときは、これを許可しなければならない。
(懲戒処分の執行)
第五十二条 懲戒処分の執行は、捕虜収容所内において行わなければならない。
2 懲戒処分の執行は、前条第五項の規定による通知の時から一月を経過したときは、これを開始してはならない。
3 懲戒処分の執行は、直近の懲戒処分の執行が終了した後三日以内は、これをすることはできない。ただし、当該懲戒処分の期間及び当該直近の懲戒処分の期間がいずれも十日以上満たないときは、この限りでない。
(懲戒処分の不執行等)
第五十三条 懲戒権者は、懲戒処分の通知を受けた被収容者について、その通知の後における当該被収容者の態度その他の事情を考慮し、相当の理由があると認めるときは、当該懲戒処分の全部又は一部の執行をしないことができる。
(懲戒処分執行後の監視)
第五十四条 捕虜収容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為をしたことを理由に懲戒処分を受けた被収容者については、当該懲戒処分の執行が終了した後これを内閣府令で定める監視の下に置くことができる。
第六十条 捕虜収容所長は、被収容者が、次に掲げる物品で内閣府令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は摂取することを申請した場合には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。
(自弁の物品の使用等)
第五十九条 捕虜収容所長は、被収容者が、次に掲げる物品で内閣府令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は摂取することを申請した場合には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。
一 衣類及び寝具
二 食料品及び飲料
三 日用品、文房具その他の捕虜収容所における日常生活用いる物品
四 し好品
五 その他内閣府令で定める物品
(書籍の閲覧の機会及び時事の報道に接する機会)
第六十一条 捕虜収容所長は、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、被収容者に対し、書籍の閲覧の機会及び時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない。
(日課)
第五十七条 捕虜収容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するため必要な便益を与えないなければならない。
第六十二条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者に対し、知的、教育的及び娛樂的活動、運動競技その他の活動について、援助を与えるものとする。
2 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者のうち、将校、准士官又は下士官として指定された者に対し、自己契約作業を(これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契約により行う)物品の製作その他の作業を行う)について、援助を与えるものとする。
(活動等への援助)
第七節 被収容者の処遇
(物品の貸与等の原則)
第五十八条 被収容者には、捕虜収容所における日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し、並びに食事及び湯茶を支給する。
2 被収容者には、前項に定めるもののほか、日常生活のために必要な物品を貸与し、又は支給することができる。
3 前二項の規定により貸与し、又は支給される物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適当と認められるものでなければならない。
(被収容者の健康)
第五十九条 捕虜収容所長は、被収容者が、次に掲げる物品で内閣府令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は摂取することを申請した場合には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。
(業務の種類)
第六十条 捕虜収容所長は、次に掲げる業務を捕虜に行わせることができる。
一 捕虜収容所の維持運営に関する業務
二 通訳又は翻訳の業務
三 被収容者に対する医療に関する業務
四 被収容者の宗教上の行為の補助その他の宗教活動に関する業務
(将校及び准士官の業務)
第六十一条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することができる。
(下士官の業務)
第六十二条 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務として指定された捕虜に、その希望により、前条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することができる。
(監督者として行うものに限る)に従事させることができる。
2 捕虜収容所長は、下士官として指定された捕

虜に、その希望により、第六十四条第一号又は第二号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

#### (兵の業務)

第六十七条 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、第六十四条第一号に掲げる業務に従事させることができる。

2 捕虜収容所長は、兵として指定された捕虜に、その希望により、第六十四条第一号に掲げる業務に従事する業務に従事することを許すことができる。

#### (医療に関する業務)

第六十八条 捕虜収容所長は、捕虜に、その希望により、第六十四条第三号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

#### (宗教上の行為の補助等に関する業務)

第六十九条 捕虜収容所長は、捕虜のうち、宗教、祈禱又は祭祀の職にあつた者に、その希望により、第六十四条第四号に掲げる業務に従事することを許すことができる。

第七十条 捕虜の業務は、できる限り、その年齢、性別、階級等、身体的適性及び健康状態その他的事情を考慮した上、実施するものとする。

#### (業務の条件)

第七十一条 捕虜収容所長は、業務を行う捕虜の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 捕虜は、捕虜収容所長が前項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならぬ。

3 第一項の規定により捕虜収容所長が講すべき措置及び前項の規定により捕虜が守らなければならぬ事項は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講すべき措置及び労働者が守らなければならない事項の例により、長官が定める。

(内閣府令への委任)

第七十二条 この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (捕虜等抑留給付金)

第九節 捕虜等抑留給付金

第七十三条 捕虜収容所における捕虜、衛生要員及び宗教要員(以下この節において「給付対象捕虜等」という。)に対しては、捕虜等抑留給付金として、この節に定めるところにより、基礎的給付金(第三条第六十条に規定する俸給の前払に相当するものをいう。以下同じ。)及び業務従事報奨金(前節の規定により従事した業務に対応する給付金をいう。以下同じ。)を支給するものとする。

2 捕虜収容所長は、給付対象捕虜等から、自弁より、給付金台帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して、これを管理しなければならない。

#### (捕虜等抑留給付金の額及び加算)

第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに内閣府令で定める月額

2 前二項の規定により捕虜等抑留給付金を支給した場合には、その支給額を給付金計算高から減額する。

#### (捕虜等抑留給付金の加算の制限)

第七十六条 第五十八条第二項の規定により給付対象捕虜等に物品が貸与され、又は支給された場合には、その貸与又は支給の月の基礎的給付金の全部又は一部を給付金計算高に加算しないことができる。

(抑留終了時の捕虜等抑留給付金の支給等)

第七十七条 捕虜収容所長は、給付対象捕虜等が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該給付対象捕虜等に対し、基礎的給付金の全額を支給するものとする。

2 捕虜が業務を行つた日の属する月の月額の全額、業務従事報奨金にあつてはその前の月の前月における金額の全額を給付金計算高に加算するものとする。

(捕虜等抑留給付金の支給等)

第七十五条 捕虜収容所長は、給付対象捕虜等か

ら、第五十九条の規定により使用し、又は摸取することを許された物品の購入(次項において「自弁物品の購入」という。)のため、捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつたときは、基礎的給付金にあつては当該申出のあつた日の属する月の月額及び業務従事報奨金にあつては当該申出のあつた日の属する月の前月における金額の合計額の範囲内で支給するものとする。

2 捕虜収容所長は、給付対象捕虜等から、自弁物品の購入以外の目的で、又は前項に規定する合計額を超えて捕虜等抑留給付金の支給を受けることを希望する旨の申出があつた場合において、その支給が抑留業務の効率的かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該給付対象捕虜等に係る給付金計算高の範囲内で、当該申出の額の全部又は一部を支給することができる。

3 前二項の規定により捕虜等抑留給付金を支給した場合には、その支給額を給付金計算高から減額する。

#### (利益保護国代表等による面会)

第七十八条 給付対象捕虜等、捕虜代表又は利益保護国代表は、内閣府令で定めるところにより、第七十三条第二項に規定する給付金台帳を閲覧することができる。

#### (内閣府令への委任)

第七十九条 この節に定めるもののほか、捕虜等抑留給付金の支給、給付金台帳の管理及び記録その他捕虜等抑留給付金の取扱いに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (第十節 外部との交通)

##### 第一款 面会

第八十条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。この場合において、捕虜収容所の職員による立会いは、行わない。

##### (利益保護国代表)

##### 二 指定赤十字国際機関の代表

三 被収容者の刑事案件における弁護人

2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、内閣府令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

##### (その他の者との面会)

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可する

ことが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、長官の定めるところにより、これを許可することができる。

2 前項の面会には、面会の相手方の用務の処理

四 第百四十九条の規定により放免されるとき。

の目的に反しない限り、捕虜収容所の職員による立会いを行ふものとする。

3 面会の立会いに当たる捕虜収容所の職員は、

被収容者又は面会の相手方が面会の許可に係る用務の処理のために必要な範囲を明らかに逸脱する行為又は発言を行つたときは、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、面会の場所から被収容者又は面会の相手方を退出させることその他必要な処置をとることができる。

4 捕虜収容所長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。  
(面会の停止等)

第八十二条 長官は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が國の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 長官は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなったと認めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制限又は停止の解除を命じなければならない。

## 第二款 信書及び電信等の発受

(信書の発受)

第八十三条 被収容者については、この節の規定によるもののほか、信書を発し、又はこれを受けることを差し止め、又は制限することができる。  
(信書に関する制限)

第八十四条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領及び通数並びに被収容者の信書の発受の方法について、抑留業務の円滑な実施のため必要な制限をることができる。ただし、捕虜代表又

は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する信書であつて、第三

条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、被収容者が発する信書の通数を制限するときは、当該通数は、毎月、

第三条約第七十一条第一項に規定する手紙に相

当するものとして内閣府令で定めるものにあつては二通、同項に規定する葉書に相当するものとして内閣府令で定めるものにあつては四通を下回ることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、宗教要員等が第

四十二条の規定により被収容者の宗教上の行為を補助し、又は宗教上の儀式行事を行うために必要な宗教団体に対して発する信書について

は、抑留業務の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、その通数についての制限をすることができない。

4 第一項の規定にかかるとおり、被収容者が信書及び受け取る信書について、その内容の検査を行うときは、速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかるとおり、被収容者が國又は地方公共団体の機関から受ける信書について

は、その旨を確認するため必要な限度において、これを検査するものとする。

(信書の検査)

第八十五条 捕虜収容所長は、被収容者が発する

信書及び受け取る信書について、その内容の検査を行うときは、速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかるとおり、被収容者が國又は

地方公共団体の機関から受ける信書について

は、その旨を確認するため必要な限度において、これを検査するものとする。

(信書の内容による差止め等)

第八十六条 捕虜収容所長は、前条第一項の検査

の結果、被収容者が発する信書又は受け取る信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発信若しくは受信を差し止め、又はその該

当箇所を削除し、若しくは抹消することができない。

4 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に対

して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかるとおり、被収容者が発する

信書の規定による差止め等)

第八十七条 捕虜収容所長は、被収容者が信書によつてはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の内閣府令で定める場合には、電信その他の内閣府令で定められた電気通信役務を利用して行う通信(以下「電信等」という)を被収容者が発することを許可することができる。

(被収容者が発する電信等)

第八十八条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について、抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができます。

2 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところによつてはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の内閣府令で定める場合には、電信その他の内閣府令で定められた電気通信役務を利用して行う通信(以下「電信等」という)を被収容者が発することを許可することができる。

3 第八十五条第一項及び前条第一項の規定は、

被収容者が発する電信等について準用する。

4 前三项の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國若しくは地方公共団体の機

三 その発信又は受信によつて、刑罰法令にされることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

四 その発信又は受信によつて、逃走その他被

収容者の取扱いに際しての規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

五 被収容者の処遇その他の被収容者の取扱いの状況に關し、明らかに虚偽の記述があるとき。

三 その発信又は受信によつて、刑罰法令に触れることがあります。その発信又は受信を差し止めることができない。

四 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に対

して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

5 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

6 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

7 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

8 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

9 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

10 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

11 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

12 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

13 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

14 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

15 第一項の規定にかかるとおり、捕虜代表又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び捕虜代表又は捕虜代表補助者が利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体との間で発受する信書であつて、第三

条約又は第一追加議定書の規定による捕虜代

表、捕虜代表補助者又は捕虜代表補助者が國又は地方公共団体の機関に對して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

(被収容者が受ける電信等)

捕虜資格認定等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第八十八条 被収容者が受ける電信等について  
は、被収容者が受ける電信等についてのみなして、第八十  
三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第八  
十六条の規定を適用する。

(内閣府令への委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、信書及  
び電信等の発受に關し必要な事項は、内閣府令  
で定める。

## 第十一節 苦情

(捕虜収容所長に対する苦情の申出)

第九十条 被収容者は、自己に対する捕虜収容所  
長の措置その他自己が受けた處遇について、捕  
虜収容所長に対し、口頭又は書面で、苦情の申  
出をすることができる。

(長官等に対する苦情の申出)

第九十一条 被収容者は、自己に対する捕虜収容  
所長の措置その他自己が受けた處遇について、捕  
虜収容所長又は長官の定める幕僚長(自衛隊法第九条  
に規定する幕僚長をいう。)に対し、書面で、苦  
情の申出をすることができる。2 前項の苦情の申出は、被収容者が自ら作成  
し、封をした書面を捕虜収容所長を経由して提  
出することによって行う。3 捕虜収容所長は、前項の書面を検査してはな  
らない。4 捕虜収容所長は、被収容者が自己に対する捕  
虜収容所長の措置その他自己が受けた處遇につ  
いて、捕虜代表又は利益保護団代表に対し連絡  
することを妨げてはならない。(内閣府令への委任)  
第九十二条 この節に定めるもののほか、苦情の  
申出及びその処理の手続に關し必要な事項は、  
内閣府令で定める。

## 第四章 審査請求

## 第一節 捕虜資格認定等審査会の組織

(捕虜資格認定等審査会)

第九十三条 資格認定審査請求及び懲戒審査請求  
の事件を取り扱うため、防衛庁本庁に、臨時に  
に該当するときは、その委員会を開く。

ならない。

いて「委員会議」という。の議決によるものとす  
る。第一百条 審査会に会長を置き、委員の互選により  
委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があると  
きにその職務を代理する委員を定めておかなければ  
ならない。

2 委員は、非常勤とする。

## (委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全  
保障に関する識見を有し、かつ、第二条約その  
他の国際的な武力紛争において適用される国際  
人道法又は防衛に關する法令に学識経験を有す  
る者のうちから、長官が任命する。

## (職権の行使)

第九十六条 委員は、独立してその職権を行う。

## (任期)

第九十七条 委員の任期は、三年とする。ただ  
し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

## (委員の再任)

3 委員は、再任されることができる。

## (身分保障)

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

## (審査請求事件)

5 審査会が廃止される場合には、委員の任期  
は、第一項の規定にかかわらず、その廃止の時  
に満了する。

## (合議体)

6 審査会は、委員のうちから審査会が指  
名する者三人をもつて構成する合議体で、資格  
認定審査請求及び懲戒審査請求の事件(以下「審  
査請求事件」という。)を取り扱う。

## (議事)

7 審査会は、独立してその職権を行う。

## (議事)

8 審査会は、委員のうちから審査会が指  
名する者三人をもつて構成する合議体で、資格  
認定審査請求及び懲戒審査請求の事件(以下「審  
査請求事件」という。)を取り扱う。

## (議事)

9 審査会は、独立してその職権を行う。

## (議事)

10 審査会は、独立してその職権を行う。

## (議事)

11 審査会は、独立してその職権を行う。

## (議事)

12 審査会は、独立してその職権を行う。

## (議事)

## (議事)

## (議事)

第一百一十条 審査会に会長を置き、委員の互選により  
委員のうちからこれを定める。2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席  
がなければ、これを開き、議決をすることがで  
きない。3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数を  
もつて決する。4 審査会が第九十八条第三号の規定による認定  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。5 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。6 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。7 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。8 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。9 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。10 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。11 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。12 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。13 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。14 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。15 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。16 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。17 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。18 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。19 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。20 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。21 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。22 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。23 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。24 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。25 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。26 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。27 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。28 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。29 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。30 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。31 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。32 審査会は、会長を含む過半数の委員の出席  
をするには、前項の規定にかかわらず、出席し  
た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけれ  
ばならない。

に資格認定審査請求があつたものとみなす。

(却下)

第百七条 資格認定審査請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査会は、裁決をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第百八条 資格認定審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、審査会は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査会は、資格認定審査請求をした者(以下「資格認定審査請求人」という。)が前項の期間内に補正をしないときは、裁決をもつて、資格認定審査請求を却下することができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(審理の期日及び場所)

第百九条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、あらかじめ資格認定審査請求人及び捕虜収容所長に通知しなければならない。

2 捕虜収容所長は、前項の規定により通知された審理の期日及び場所に資格認定審査請求人を出頭させなければならぬ。

3 資格認定審査請求人は、前項の場合において、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができる。

(通訳の求め)

第百十条 資格認定審査請求人は、通訳人の立会いを必要とするときは、審査会に対してもこれを求めることができる。

(審理の公開)

第百十一条 審理は、公開しなければならない。

ただし、資格認定審査請求人又は第百四十四条第二項第一号に規定する参考人の申立てがあつたときは、これを公開しないことができる。

(審理の指揮)

第百十二条 審理期日における審理の指揮は、審査長が行う。

(口頭による意見の陳述等)

第百十三条 審査会は、審理期日において、資格認定審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 資格認定審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査会に対し意見書を提出することができます。

2 (審理のための処分)  
第百十四条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、資格認定審査請求人を審問することができる。

2 審査会は、審理を行うため必要があるときは、資格認定審査請求人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。  
一 参考人の出頭を求めて審問し、又はその意見若しくは報告を徴すこと。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對し、当該物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。  
三 鑑定人に鑑定させること。

3 審査会は、審査員に、前項第一号に掲げる処分をさせることができる。

(調書)

第百十五条 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 資格認定審査請求人は、審査会の許可を得て、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第百十六条 審査会の合議は、公開しない。

(資格認定審査請求の取下げ)

第百十七条 資格認定審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも資格認定審査請求を取り下げることができる。

2 資格認定審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第百十八条 審査会は、審理を終えたときは、資格認定審査請求を棄却し、又は抑留資格認定を取り消し、若しくは変更する裁決をしなければならない。

ならない。ただし、資格認定審査請求人の不利益に当該認定を変更することはできない。

(裁決の方式)

第百十九条 裁決は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、合議に関与した審査員が、これに署名押印しなければならない。合議に関与した審査員が署名押印することができないときは、合議に関与した他の審査員が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

2 裁決の送達は、資格認定審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。  
2 裁決の送達は、裁決書の謄本を送付することによって行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないときは、公示の方法によつて見若しくは報告を徴すこと。

2 裁決は、資格認定審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。  
2 裁決の送達は、裁決書の謄本を送付することによって行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないときは、公示の方法によつて見若しくは報告を徴すこと。

(裁決の効力発生)

第百二十条 裁決は、資格認定審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、裁決書の謄本を送付することによって行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないときは、公示の方法によつて見若しくは報告を徴すこと。

(裁決の効力発生)

第百二十一条 第十四条第一項又は第十七条第四項の資格認定審査請求が、第百七条若しくは第百八条第二項の規定により裁決で却下され、第百十七条第一項の規定により取り下げられ、又は第百十八条の規定により裁決で棄却されたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人を直ちに放免しなければならない。

2 第百六条第一項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定が変更され、当該認定に係る抑留資格と異なる抑留資格が認められたときは、捕虜収容所長は、速やかに、当該資格認定審査請求人に發付されている抑留令書を訂正しなければならない。

3 前項の規定による抑留令書の訂正は、裁決書の写しを当該抑留令書に添付することにより行うものとする。この場合において、捕虜収容所長の指定する自衛官は、その訂正された抑留令書を当該資格認定審査請求人に示さなければならぬ。

定審査請求人に対する速やかに、第四項の規定による抑留令書を發付しなければならない。

3 第十七条第四項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定又は第十六条第二項の規定による抑留する必要性がない旨の判定が変更され、抑留資格が認められたときは、前項と同様とする。

4 前二項の抑留令書は、捕虜収容所長の指定する自衛官が、当該資格認定審査請求人にこれを示すことにより執行する。

5 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜収容所長がこれに記名押印しなければならない。  
一 拘束の日時及び場所  
二 資格認定審査請求人の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

(捕虜収容所長の処置)

3 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜収容所長がこれに記名押印しなければならない。  
一 拘束の日時及び場所  
二 資格認定審査請求人の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

(捕虜収容所長の処置)

4 発付年月日

5 その他内閣府令で定める事項

第百二十二条 第百六条第一項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定が取り消され、抑留資格が認められなかつたときは、捕虜収容所長は、当該資格認定審査請求人を直ちに放免しなければならない。

2 第百六条第一項の資格認定審査請求について、第百十八条の規定により裁決で抑留資格認定が変更され、当該認定に係る抑留資格と異なる抑留資格が認められたときは、捕虜収容所長は、速やかに、当該資格認定審査請求人に發付されている抑留令書を訂正しなければならない。

3 前項の規定による抑留令書の訂正は、裁決書の写しを当該抑留令書に添付することにより行うものとする。この場合において、捕虜収容所長の指定する自衛官は、その訂正された抑留令書を当該資格認定審査請求人に示さなければならぬ。

(文書その他の物件の返還)

第一百二十三条 審査会は、裁決をしたときは、速やかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(裁決書の更正)

第一百二十四条 裁決書に誤記その他明白な誤りがあるときは、審査会は、資格認定審査請求人の申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 審査会は、前項の規定により裁決書を更正したときは、その旨を裁決書の原本に付記するとともに、当該資格認定審査請求人にこれを通知しなければならない。

## 第三節 懲戒審査請求の手続

(懲戒審査請求)

第一百五十五条 被収容者は、第四十八条の規定による懲戒処分に不服があるときは、内閣府令で定めるところにより、書面で、審査会に対し懲戒審査請求をすることができる。

(懲戒処分の執行の停止等)

第一百二十六条 懲戒審査請求は、懲戒処分の執行を停止しない。ただし、審査会は、審理に必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

2 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消しは、文書により、かつ、理由を付し、懲戒権者に通知することによって行う。

(審理の方法)

第一百二十七条 懲戒審査請求の審理は、書面により行うものとする。ただし、審査会は、懲戒審査請求をした者(以下「懲戒審査請求人」といふ。)の申立てがあつたときは、懲戒審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。(審理の期日及び場所等)

第一百二十八条 審査会は、前条ただし書の規定により懲戒審査請求人に意見を述べさせ、又は第百二十九条

百三十条第一項の規定により懲戒審査請求人若しくは参考人を審問するときは、その審理の期

日及び場所を定めるものとする。

2 審査会は、前項の審理(懲戒審査請求人に係るものに限る。)の期日及び場所を定めたときは、あらかじめ懲戒審査請求人及び捕虜収容所長に通知しなければならない。

3 捕虜収容所長は、前項の規定により通知された期日及び場所に懲戒審査請求人を出頭させなければならぬ。

4 審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができる。

5 第一項の審理は、公開しない。

(手続の併合又は分離)

第一百二十九条 審査会は、必要があると認めるとされられた数個の懲戒審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第一百三十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、懲戒審査請求人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

1 懲戒審査請求人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すこと。

2 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。

3 鑑定人の鑑定させること。

2 審査会は、審査員に、前項第一号に掲げる処分をさせることができる。

(本件の裁決)

3 鑑定人の鑑定させること。

2 審査会は、審理終了後でなければ、提起することができない。

(内閣府令への委任)

第一百三十五条 この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の手続は、内閣府令で定める。

第五章 抑留の終了

(第一節 通則)

1 第百三十六条 抑留の終了事由

被収容者の抑留は、死亡又は第百三十六条

(裁決の結果となるべき措置)

第一百三十二条 捕虜収容所長は、第四十九条第一項各号に掲げる懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決があつたときは、その処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらなければならぬ。

2 審査会が、前項の規定により通知された期日及び場所に懲戒審査請求人を出頭させなければならぬ。

3 捕虜収容所長は、前項の規定により通知された期日及び場所に懲戒審査請求人を出頭させなければならぬ。

4 審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができる。

5 第一項の審理は、公開しない。

(懲戒審査請求に関する手続の準用)

第一百三十三条 第百六条第二項から第四項まで、

第一百三十四条 第百八条、第一百十条、第一百十二条、

第一百三十五条 第二項、第一百五十五条から第百七十七条まで、

第一百三十六条 第百二十三条、第百二十三条、

第一百三十七条 第百二十九条、第百二十条、第百二十二条、

第一百三十八条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百三十九条 第二項、第百五十五条から第百七十七条まで、

第一百四十条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十一条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十二条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十三条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十四条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十五条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十六条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十七条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十八条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百四十九条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十一条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十一条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十一条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十一条 第百二十九条、第百二十九条、

第一百五十一条 第百二十九条、第百二十九条、

二十二条第一項の規定による放免のほか、この章に定めるところにより終了する。

第二節 送還基準等

第一百三十七条 長官は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

第一重傷病認定基準(抑留されている捕虜、衛生要員又は宗教要員が送還対象重傷病者(第三条約第百十一条第一項(1)から(3)までに掲げる者に該当し、かつ、移動に適する状態にあるもの)をいう。以下同じ。)に該当するかどうかの認定の基準をいう。(以下同じ。)

二 衛生要員送還基準(被収容者の人数に応じて抑留することができる衛生要員の人数の上限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる衛生要員の人数の上限並びにこれらとの上限を超える場合における衛生要員の送還に関する基準並びに抑留すべき衛生要員の交代に伴う送還に関する基準をいう。以下同じ。)

三 宗教要員送還基準(被収容者の人数に応じて抑留することができる宗教要員の人数の上限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる宗教要員の人数の上限並びにこれらとの上限を超える場合における宗教要員の送還に関する基準並びに抑留すべき宗教要員の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

四 長官は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行つべき地(以下「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(以下「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。

五 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一 宣誓解除送還基準(第三条約第二十一条第一項に規定するもの)

1 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

2 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

3 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

二項に規定する宣誓又は約束に基づく捕虜の解放のための送還に関する基準をいう。以下同じ。)

二 捕虜交換等送還基準(敵国軍隊等の属する外国の政府その他これに準ずるものとの間ににおける捕虜の交換のための送還その他我が國の防衛上抑留の必要性がないと認められるに至つた捕虜の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

三 前三项に規定するもののほか、長官は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行つてない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し(以下「移出」という。)に関する基準(以下「移出基準」という。)を作成することができます。

四 二 第三条約第百九条第二項の規定による当該締約国における入院又は抑留

五 一 第三条約第十二条第二項の規定による当該締約国への移送

六 6 送還等諸基準は、第三条約その他の国際約束の内容に適合するものでなければならない。(重傷病捕虜等の送還)

第七百三十九条 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、捕虜收容所に收容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者

大臣が同意したときは、長官が行うものとする。

(重傷病捕虜等の送還)

第八百三十九条 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、捕虜收容所に收容されている捕虜、衛生要員と交代してその任務を行つたために入国する者(次項において「交代要員」という。)に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合に

に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する

場合には送還される旨の通知をしなければならない。

二 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

三 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

四 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

五 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

六 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

七 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

八 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

九 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十一 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十二 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十三 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十四 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十五 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十六 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十七 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十八 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

十九 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十一 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十二 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十三 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十四 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十五 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

二十六 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

は、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

一 送還される被收容者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 国籍

三 送還の理由

四 送還地

五 送還地までの交通手段その他の執行方法

六 発付年月日

七 その他内閣府令で定める事項

(送還令書の執行)

八 第百四十四条 送還令書は、長官の定めるところにより、捕虜收容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとする。

九 第百四十五条 送還令書は、長官の定めるところにより、捕虜收容所に勤務する自衛官は、送還令書を執行するときは、送還される被收容者に対する命令書又はその写しを示して、速やかに、その者を前条第四号の送還地において敵国軍隊等が属する外国の政府その他これに準ずるものを(同条第五号の執行方法として外国の政府その他これに準ずるもの以外の機関が指定されている場合にあつては、当該機関)の代表者に引き渡すものとする。

十 第百四十六条 送還令書は、送還令書を執行する自衛官は、送還令書を發付された被收容者の体調の変化、送還地までの交通機関の運航の停止その他の送還令書に記載された執行方法による送還を困難とすることにより送還すべき要件に該当する被收容者については、速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を發付するものとする。

十一 第百四十七条 送還等の実施

(送還令書の方式)

十二 第百四十三条 第百三十九条第二項、第一百四十一条第一項(第四項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第一百四十二条第二項又は前条の規定により発付される送還令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、捕虜收容所長がこれ

に記名押印するものとする。

一 送還される被收容者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等

二 国籍

三 送還の理由

四 送還地

五 送還地までの交通手段その他の執行方法

六 発付年月日

七 その他内閣府令で定める事項

(送還の特例)

八 第百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第

三章第四号口、へ又はチに掲げる者に該当し、

かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、長官は、その者の希望に

第二類第五号 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十六年四月十三日
---------------------------------------------

より、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が國から退去することを許可することができます。

2 前項の規定により我が國から退去することを許可された者については、内閣府令で定めるところにより、我が國から退去した時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。

(移出)

第一百四十七条 捕虜収容所長は、第一百三十七条第五項の規定により移出基準の通知を受けたときは、当該移出基準に従い、移出をすべき捕虜に該当すると認める者の移出をすることができ

る。

2 前項の規定により移出基準に定められた第三条約の締約国に移出として捕虜を引き渡したときは、その者に係る抑留令書は、当該引渡しの時に失効するものとする。

(捕虜代表への通知等)

第一百四十八条 捕虜収容所長は、第一百三十七条第五項の規定により送還実施計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、捕虜代表にこれを通知するものとする。

2 捕虜収容所長は、第一百四十二条第一項の規定により送還実施計画を作成し、又は変更したときは、その都度、捕虜代表にこれを通知するものとする。

3 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置を講ずるものとする。

4 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者に対し、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害するものと認める特段の事情があるときは、捕虜収容所

所長による放免) 第百四十九条 長官は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害するものと認める特段の事情があるときは、捕虜収容所

長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2 前項の規定により被収容者が放免されたときは、当該被収容者に係る送還令書は、その放免の時に失効するものとする。

(抑留の取消)

第一百五十条 長官は、抑留令書の発付を受けた被収容者であつて現に刑事案件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事案件等被拘束者」という。)以外のすべての被収容者について送還等(送還その他の事由による抑留の終了を除く)次条において同じ。)が完了したときは、捕虜等警備自衛官に対する抑留令書は、当該送還等の拘束者に対する抑留令書に係る抑留の処分の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定により再拘束されていないと判明した場合は、その者に係る抑留令書は、当該送還等の完了の日に失効するものとする。

(第六章 補則)

第一節 武器の使用

第一百五十二条 出動自衛官は、第四条の規定により拘束をする場合においては、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

二 その本人が、その者に対する捕虜等警備自衛官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして捕虜等警備自衛官に抵抗する場合において、これを防ぐために他に手段がないと当該捕虜等警備自衛官において信するに足りる相当の理由があるとき。

二 その本人が、その者に対する捕虜等警備自衛官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして捕虜等警備自衛官に抵抗する場合において、これを防ぐために他に手段がないと当該捕虜等警備自衛官において信するに足りる相当の理由があるとき。

(第二節 領置)

(自衛隊の部隊等における領置)

第一百五十三条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による引渡しを受けた被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品(以下「金品」という。)を領置することができる。ただし、次に掲げる物品については、領置してはならない。

一 ヘルメット、防毒マスクその他の専ら身体の防護のために用いられる物品

二 制服、身分証明書、階級章その他の地位又は身分を示す記章及び勲章その他の功績を示す記章

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める私用の物品

2 前項の規定により金品を領置するときは、同項に規定する引渡しを受けた者に対し、受領証を発給しなければならない。ただし、領置した

2 抑留令書、仮収容令書若しくは送還令書の執行、抑留令書若しくは送還令書による再拘束、被拘束者若しくは被収容者の拘束、収容、護送若しくは送還又はこれらの者の収容のための施設の警備に係る職務に従事する自衛官(以下「捕虜等警備自衛官」という。)は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。

2 その本人が、その者に対する捕虜等警備自衛官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃走しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして捕虜等警備自衛官に抵抗する場合において、これを防ぐために他に手段がないと当該捕虜等警備自衛官において信するに足りる相当の理由があるとき。

(捕虜収容所における領置)

第一百五十四条 捕虜収容所長は、被収容者がその収容の際に所持する金品及び次条の規定により許されて交付を受けた金品(前条第一項第二号又は第三号に掲げるものを除く。)その他の収容中に取得した金品を領置する。ただし、その物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、

領置することを要しない。

一 保管に不便なものであるとき。

二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

四 価値のないものであるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により金品を領置する場合について準用する。

3 捕虜収容所長は、前条において準用する前条第一項の規定により発給する受領証について、その控えを作成し、これを保存しなければならない。

4 被収容者又は利益保護国代表は、内閣府令で定めるところにより、前項の受領証の控えを開覧することができる。

5 捕虜収容所長は、第一項の規定により領置した領置武器等については、これを領置している間、いつでも廃棄することができる。

(同項第一号に掲げるものを除く。)及び軍用書類をいう。以下同じ。)については、この限りでない。

3 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第一項の規定により領置した領置武器等については、これを領置している間、いつでも廃棄することができる。

4 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第九条第三項、第十三項又は第十七条第二項の規定により被拘束者を放免するときは、その領置

て被収容者が被収容者以外の者への交付その他の相当の処分をしない場合には、捕虜収容所長は、これを売却してその代金を領置する。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

7 第一項の規定により物品を領置すべき場合において、その被収容者の物品が著しく多量であるため捕虜収容所における被収容者の物品の適正な管理に支障を生ずるおそれがあるときは、捕虜収容所長は、同項の規定にかかわらず、その全部又は一部を領置しないことができる。

8 第六項の規定は、前項の規定により領置しない物品について準用する。

(差入物の取扱い)

第一百五十五条 捕虜収容所長又はその指定する職員は、被収容者以外の者が被収容者に交付するため捕虜収容所に持参し、又は送付した金品については、内閣府令で定めるところにより、その内容の検査を行うことができる。

2 捕虜収容所長は、前項の規定により検査を行つた金品が第五十九条各号に掲げる物品又は現金である場合には、被収容者がその交付を受けたことを許さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 その物品が前条第一項ただし書又は同条第七項の規定により領置しないものであるとき。

二 その金品の交付を受けることを許さないとき。

3 前項の規定により交付を受けることを許さない金品又は被収容者が交付を受けることを拒んだ金品については、その金品を持参し、又は送付した被収容者以外の者にその旨を通知して、その金品を引き取るよう求めるものとする。

4 前項の金品を引き取るべき者の所在が分からぬことその他の事由により、その金品を引き取らざることができない場合には、現金を除

き、これを廃棄することができる。

5 刑事訴訟法(昭和二十二年法律第百三十一号)第四百九十九条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する事由により現金を引き取らせることができない場合について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官」とあるのは、「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

(領置金の使用)

第一百五十六条 捕虜収容所長は、被収容者から、第五十九条の規定により使用し、又は損取することを許された物品の購入のため、領置されている現金を使用する旨の申出があつたときは、当該物品の購入に必要な金額の現金の領置を解いて、その使用を許すものとする。

(領置物の返還)

第一百五十七条 捕虜収容所長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、領置している金品(領置武器等を除く。次条において同じ。)を当該被収容者に返還しなければならない。

一 第百四十四条の規定により送還されるとき。

二 第百四十六条の規定により許可されて退去するとき。

三 第百四十七条の規定により移出をされるとき。

四 第百四十九条の規定により放免されるとき。

(死亡者等の遺留物)

第一百五十八条 被拘束者又は被収容者の死亡その他内閣府令で定める場合において、当該被拘束者又は被収容者から領置していた現金又は物品であつて遺留されたものがあるときは、内閣府令で定めるところにより、これを返還しなければならない。ただし、当該物品が腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は価値のないものであるときは、廃棄することができる。

(領置武器等の帰属)

第一百五十九条 領置武器等については、武力攻撃

事態の終了の時までに廃棄されていないときには、同日に国庫に帰属する。

(内閣府令への委任)

第一百六十条 この節に定めるもののほか、領置に

関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(第三節 逃走時の措置)

2 前項の規定により建物、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は管理者に通知しなければならない。

3 捕虜等警備自衛官は、再拘束しようとして追跡中の逃走捕虜等が土地等に入った場合において、これを再拘束するためやむを得ないと認めたときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。

4 何人も、正当な理由がなく、第一項又は前項の規定による立入りを拒んではならない。

(逃走捕虜等の再拘束)

第一百六十二条 押留令書又は送還令書(以下この節において「諸令書」という。)の発付を受けて収容されている者が逃走したときは、捕虜等警備自衛官は、その逃走したときは、捕虜等警備自衛官は、諸令書を所持しないときは、その使用を許すものとする。

(再拘束の手続)

第一百六十三条 捕虜等警備自衛官は、前条の規定により再拘束をするときは、当該諸令書を逃走捕虜等に示さなければならぬ。

2 捕虜等警備自衛官は、諸令書を所持しない場合において同様に、当該諸令書により再拘束することができる。

(証票の携帯)

第一百六十五条 捕虜等警備自衛官が、前条第一項の規定により立ち入り、質問をし、若しくは文書の提示の求めをし、又は同条第三項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(権限の解釈)

第一百六十六条 第百六十四条第一項及び第三項の規定により立ち入り、質問をし、若しくは文書の提示の求めをし、又は同条第三項の規定による捕虜等警備自衛官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第四節 捕虜等情報の取扱い)

第一百六十七条 押留資格認定官は、長官の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、長官に定期的に報告しなければならない。

2 捕虜等警備自衛官は、長官の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、長官に定期的に報告しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、捕虜等警備自衛官は、内閣府令で定める。

(立入り等)

第一百六十四条 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入り等)

2 捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入り等)

3 前項に規定するもののほか、捕虜等警備自衛官は、内閣府令で定める。

(第五節 混成医療委員の指定)

第一百六十八条 長官は、武力攻撃事態に際して、

若しくは文書の提示を求めることができる。

被収容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他の措置をとるとともに第百三十二条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者（以下「混成医療委員」という。）として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの（以下「外国混成医療委員」という。）二名を指定するものとする。

2 長官は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指定することができないときは、これに代えて、混成医療委員として日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。

第三百六十九条 外国混成医療委員は、医師法第七条の規定にかかるらず、被収容者に対し、医業をすることができる。

2 医師法第二十条及び二十四条の規定は、外国混成医療委員について準用する。

第三百七十三条 自衛隊の部隊等の長は、被拘束者に對し、出動自衛官の例により、食事を無料で支給することができる。

2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院（自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。）又は内閣府令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

第三百七十四条 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、精神薬取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第十七条第三項の規定にかかるらず、自衛隊病院等のうち同法第三条第一項の規定により指定を受けた覚せい剤使用機関（以下「自衛隊精神薬取締法」）の開設者に麻薬（同法第二条第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一項及び第二項に規定する麻薬を除いたものをいう。以下同じ。）を譲り渡すことができる。

2 自衛隊覚せい剤使用機関は、覚せい剤取締法第十七条第二項の規定にかかるらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から覚せい剤を譲り受けけることができる。

3 前二項の場合において、覚せい剤取締法第八条第一項の規定は、適用しない。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかるらず、自衛隊病院等の開設者に医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができる。

5 自衛隊病院等の開設者は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかるらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けけることができる。

6 前二項の場合において、覚せい剤取締法第三十条の十第一項の規定は、適用しない。

7 医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等又は薬剤師相当衛生要員等が自衛隊病院等において医業若しくは歯科医業をし、又は授与の目的で調剤を行ふに当たつては、当該医師相当衛生要員等にあつては覚せい剤取締法第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、

第三百七十七条 税関長は、関税定率法（明治四十年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する敷じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被収容者にあてられたものに係る関税法（昭和二十九年法律第六十一

2 者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。

2 長官は、被収容者を収容する捕虜収容所の施設の設置に関する基準を定めるものとする。

2 （被拘束者への食事等の提供）  
第三百七十三条 自衛隊の部隊等の長は、被拘束者に對し、出動自衛官の例により、食事を無料で支給することができる。

2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院（自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。）又は内閣府令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

第三百七十五条 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第十七条第三項の規定にかかるらず、自衛隊病院等のうち同法第三条第一項の規定により指定を受けた覚せい剤使用機関（以下「自衛隊精神薬取締法」）の開設者に麻薬（同法第二条第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一項及び第二項に規定する麻薬を除いたものをいう。以下同じ。）を譲り渡すことができる。

2 自衛隊覚せい剤使用機関は、覚せい剤取締法第十七条第二項の規定にかかるらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から覚せい剤を譲り受けけることができる。

3 前二項の場合において、覚せい剤取締法第八条第一項の規定は、適用しない。

4 捕虜、衛生要員及び宗教要員は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかるらず、自衛隊病院等の開設者に医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができる。

5 自衛隊病院等の開設者は、覚せい剤取締法第三十条の九の規定にかかるらず、捕虜、衛生要員及び宗教要員から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けけることができる。

6 前二項の場合において、覚せい剤取締法第三十条の十第一項の規定は、適用しない。

7 医師相当衛生要員等若しくは歯科医師相当衛生要員等又は薬剤師相当衛生要員等が自衛隊病院等において医業若しくは歯科医業をし、又は授与の目的で調剤を行ふに当たつては、当該医師相当衛生要員等にあつては覚せい剤取締法第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、

第三百七十七条 税関長は、関税定率法（明治四十年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する敷じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被収容者にあてられたものに係る関税法（昭和二十九年法律第六十一

号)第六十九条第二項の許可又は同法第九十八条第一項の承認を受けた者が同法第一百条第三号又は第四号の規定により納付すべき手数料については、免除する。

(入管法の特例)

第一百七十八条 入管法第六十三条第一項の規定は、入管法第二十四条各号(第一号及び第二号を除く。)のいずれかに該当する外国人について捕虜収容所において抑留令書による抑留の手続が行われる場合について準用する。

第一百四十四条の規定により送還され、第一百六条の規定により許可されて我が国から退去し、又は第一百四十七条の規定により移出をされて出国した被収容者に対して入管法第五十一条に規定する退去強制令書が発付されていた場合には、当該被収容者は、入管法第五条第一項第五号の二、第九号及び第十号の規定の適用については、当該退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。

第一百七十九条 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。  
(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第一百八十条 この法律の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(刑事案件等との関係)

第一百八十二条 被拘束者又は被収容者に対する法の規定によりその身体を拘束することを妨げない。

被捕虜収容所長は、被収容者が刑事案件に関する裁判手続に出頭することについて、必要な協力をするものとする。

第一百八十二条 自衛官がこの法律の規定による被拘束者又は被収容者の抑留、送還その他の措置を講ずるに当たっては、当該自衛官と関係のある

号)第六十九条第二項の許可又は同法第九十八条第一項の承認を受けた者が同法第一百条第三号又は第四号の規定により納付すべき手数料については、免除する。

(入管法の特例)

第一百七十八条 入管法第六十三条第一項の規定は、入管法第二十四条各号(第一号及び第二号を除く。)のいずれかに該当する外国人について捕虜収容所において抑留令書による抑留の手続が行われる場合について準用する。

第一百四十四条の規定により送還され、第一百六条の規定により許可されて我が国から退去し、又は第一百四十七条の規定により移出をされて出国した被収容者に対して入管法第五十一条に規定する退去強制令書が発付されていた場合には、当該被収容者は、入管法第五条第一項第五号の二、第九号及び第十号の規定の適用については、当該退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。

第一百八十三条 第三十八条及び第一百七十二条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 (施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(防衛厅設置法の一部改正)

第二条 防衛厅設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改める。

第十六条の二中「防衛施設中央審議会」を「捕虜等の取扱いの権限」に改める。

第二章第二節第二款中第十六条の四の次に次の二条を加える。

(捕虜資格認定等審査会)

第十六条の五 捕虜資格認定等審査会については、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第号。この二条を加える。

(捕虜資格認定等審査会)

る警察機関、出入国管理機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 罰則

第一条

第一百八十三条 第三十八条及び第一百七十二条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、長官の定める事務を行う。

2 捕虜収容所に、所長を置き、自衛官(三等陸尉、三等海尉又は二等空尉以上の者に限り)をもつて充てる。

3 所長は、長官の定めるところにより、所務を掌理する。

して捕虜収容所を置くことができる。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(捕虜収容所)

第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、長官の定める事務を行う。

2 捕虜収容所に、所長を置き、自衛官(三等陸尉、三等海尉又は二等空尉以上の者に限り)をもつて充てる。

3 所長は、長官の定めるところにより、所務を掌理する。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百条の九を削る。

第一百条の十第一項中「(前条第一項の適用があるものを除く。)」を削り、同条第二項中「(前条第二項の適用があるものを除く。)」を削り、同条を第二百条の九とし、同条の次に次の二条を加える。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第二百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊(アメリカ合衆国軍の軍隊をいう。以下次条までにおいて同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第二百条の十一 本部として、自衛隊の共同訓練を行なう合衆国軍隊の軍隊をいう。以下次条までにおいて同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

第二百条の十二 辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアーリカ合衆国軍の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号及び第四号において同じ。)

一 自衛隊との共同訓練を行なう合衆国軍隊周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアーリカ合衆国軍の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号及び第四号において同じ。)

二 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊であつて、第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

三 部隊等が第二百条の八第一項に規定する外国ににおける緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 前三号に掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊



方支援、物品又は役務を提供することができ  
る。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支  
援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係る  
ものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃  
料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、  
基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部  
品・構成品、修理・整備、空港・港湾業務及  
び弾薬

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は  
役務については、付表1において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊によ  
る武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による  
武器システムの提供が含まれるものと解して  
はならない。

4 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメ  
リカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役  
務の提供を要請される場合には、日本国の自  
衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方  
支援、物品又は役務の提供は、付表2に定め  
る日本国法律の規定であつて現に有効なも  
のに従つて行われるものと了解される。

第七条 改正された協定第五条から第十条までを「一条す  
つ繰り下げる。新たな第八条中「第八条」を「第十  
一条」に改める。

第六条 改正された協定の新たな第十二条の次に次の  
前条までの規定の適用を受ける活動以外の活  
動であつて、國際の平和及び安全に寄与する  
ための國際社会の努力の促進、大規模災害へ  
の対処その他の目的のために日本国の自衛隊  
又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の方  
令に従つて行うもののために必要な後方支  
援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府  
に対してこの協定に基づいて要請する場合に  
は、当該他方の当事国政府は、その権限の範  
囲内で、要請された後方支援、物品又は役務  
を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支  
援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係る  
付表2を改正された協定に付表2として加える。

ものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃  
料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、  
基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部  
品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は  
役務については、付表1において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊によ  
る武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆  
国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提  
供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメ  
リカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役  
務の提供を要請される場合には、日本国の自  
衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方  
支援、物品又は役務の提供は、付表2に定め  
る日本国法律の規定であつて現に有効なも  
のに従つて行われるものと了解される。

付表1

区分	分
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯藏室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

#### 第十一条

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府  
から日本国がこの協定を承認した旨の書面による  
通告を受領した日の後三十日目の日に効力を有す  
た。

日本国政府のために  
川口順子

アメリカ合衆国政府のために  
ハワード・H・ベーカー・Jr

二千四年二月二十七日に東京で、ひとしく正文  
である日本語及び英語により本書二通を作成し  
た。

第三類第五号 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第二号 平成十六年四月十三日

付表2

日本国 の 法 律 の 規 定

第二部 医療上の輸送	第二十一条 医療用車両	第四十五条 敌対行為に参加した者の保護
第二十二条 病院船及び沿岸救助艇	第二十四条 医療用航空機の保護	第四十六条 間諜
第二十三条 他の医療用船舶及び他の医療用舟艇	第二十五条 敵対する紛争当事者が支配していない区域における医療用航空機	第四十七条 傭兵
第二十六条 接触地帯又は類似の地域における医療用航空機	第二十七条 敵対する紛争当事者が支配している区域における医療用航空機	第四编 文民たる住民
第二十八条 医療用航空機の運航の制限	第二十九条 医療用航空機に関する通報及び合意	第一章 基本原則及び適用範囲
第三十条 医療用航空機の着陸及び検査	第三十一条 中立国その他の紛争当事者でない国	第二章 文民及び文民たる住民
第三十二条 行方不明者及び死者	第三十三条 行方不明者	第三章 民用物
第三十四条 遺体	第三十五条 基本原則	第四章 予防措置
第三編 戰闘の方法及び手段	第一部 戰闘の方法及び手段	第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯
第一部分 戰闘の地位	第三十六条 新たな兵器	第五十七条 攻撃の際の予防措置
第三十七条 背信行為の禁止	第三十七条 認められた標章	第五十八条 攻撃の影響に対する予防措置
第三十八条 国の標章	第六章 文民保護	第六章 占領地域における文民保護
第四十条 助命	第六十一条 定義及び適用範囲	第六十二条 一般的保護
第四十一条 戰闘外にある敵の保護	第六十三条 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国	第六十三条 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国
第四十二条 航空機の搭乗者	第六十四条 その他の紛争当事者でない他の紛争当事者でない	第六十四条 その他の紛争当事者でない他の紛争当事者でない
第四十三条 軍隊	第六十五条 行う團体	第六十五条 行う團体
第四十四条 戰闘員及び捕虜	第六十六条 保護の消滅	第六十六条 保護の消滅

			第六十七条 文民保護組織に配属される 軍隊の構成員及び部隊	第六編 最終規定
			第二部 文民たる住民のための救済	第六章 危険な力を内蔵する工作物及び施設
			第六十八条 占領地域における基本的な 適用範囲	第十七条 國際的な特別の標章
			第六十九条 基本的な 必要な 適用範囲	附属書II 職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書
			第七十条 救済活動	前文
			第七十一条 救済活動に参加する要員	道関係者のための身分証明書
			第三部 紛争当事者の権力内にある者の待遇	第九十五条 この議定書の効力発生の後 の条約関係
			第七十二条 適用範囲並びに人及び物の保護	第九十六条 効力発生
			第七十三条 難民及び無国籍者	第九十七条 改正
			第七十四条 離散した家族の再会	第九十八条 付属書I の改正
			第七十五条 基本的な保障	第九十九条 廃棄
			第七十六条 女子及び児童の保護	第一百条 通報
			第七十七条 児童の保護	第一百一条 登録
			第七十八条 児童の避難	第一百二条 正文
			第七十九条 報道関係者	附属書I 識別に関する規則
			第五編 諸条約及びこの議定書の実施	第一条 身分証明書
			第一部 総則	第二条 軍の医療要員以外の常時の医療
			第八十条 実施のための措置	要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書
			第八十一条 赤十字その他の人道的団体 の活動	第三条 軍の医療要員以外の臨時の医療
			第八十二条 軍隊における法律顧問	要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書
			第八十三条 周知	第四条 形状
			第八十四条 細目手続	第五条 使用
			第二部 諸条約及びこの議定書に対する違反 行為の防止	第六条 使用
			第八十五条 この議定書に対する違反行 為の防止	第七条 発光信号
			第八十六条 指揮官の義務	第八条 無線信号
			第八十七条 刑事問題に関する相互援助 不作為	第九条 電子的な識別
			第九十条 協力	第四章 通信
			第九十一条 国際事実調査委員会 責任	第十条 無線通信
			第五章 文民保護	第十一條 國際的な符号の使用
			第十五章 身分証明書	第十二条 他の通信手段
				第一編 総則
				1 締約国は、すべての場合において、この議定書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保することを約束する。
				2 文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際
				3 この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約を補完するものであり、同諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態について適用する。
				4 3に規定する事態には、国際連合憲章並びに国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対する戦う武力紛争を含む。
				(a) 「第一条約」、「第二条約」、「第三条約」及び「第四条約」とは、それぞれ、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約、海上に於ける軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約及び戰時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約をいう。「諸条約」とは、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日の四のジュネーブ条約をいう。
				(b) 「武力紛争の際に適用される国際法の諸規則」とは、紛争当事者が締約国となつてゐる国際取極に定める武力紛争の際に適用される諸規則並びに一般的に認められた国際法の諸規則及び諸規則であつて武力紛争について適用されるものをいう。
				(c) 「利益保護国」とは、一の紛争当事者によつて指定され、かつ、敵対する紛争当事者に



の以外のものであるかを問わず、医療上の目的、すなわち、傷者、病者及び難船者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療（心急治療を含む）又は疾病的予防のために設置された施設その他の組織をいう。これらのものは、例えば、病院その他の類似の組織、輸血施設、予防医療に関する施設及び研究所、医療資材庫並びにこれらの組織の医薬品の保管所を含む。医療組織は、固定されたものであるか移動するものであるか、また、常時ものであるか臨時のものであるかを問わない。

（1）「特殊標章」とは、医療組織、医療用輸送手段、医療要員、医療機器、医療用品、宗教員、宗教上の器具及び宗教上の用品の保護のため使用される場合における白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る識別性のある標章をいう。

含む。

（m）「特殊信号」とは、専ら医療組織又は医療用輸送手段の識別のためにこの議定書の附属書Iに規定する信号又は通報をいう。

第九条 適用範囲

この編の規定は、傷者、病者及び難船者の状態を改善することを目的としたものであり、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別をすることなく、第一条に規定する事態によって影響を受けるすべての者について適用する。

特に、1に規定する者に対し次の行為を行うこと（1に定める条件によって正当とされる場合を除く）は、本人の同意がある場合であつても、禁止する。

（1）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。

（2）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者の権限の下に、軍のもの以外のものであるか臨時のものであるかを問わず、専ら医療上の輸送に充てられ、かつ、紛争当事者の権限のある当局の監督の下にある輸送手段をいう。

（3）医療用車両」とは、陸路による医療用輸送手段をいう。

（4）「医療用船舶及び医療用舟艇」とは、水路による医療用輸送手段をいう。

（5）「医療用航空機」とは、空路による医療用輸送手段をいう。

（6）「常時の医療要員」、「常時の医療組織」及び「常時の医療用輸送手段」とは、期間を限定することなく専ら医療目的に充てられた医療要員、医療組織及び医療用輸送手段をいう。

（7）「臨時の医療要員」、「臨時の医療組織」及び「臨時の医療用輸送手段」とは、限られた期間につきその期間を通じて専ら医療目的に充てられた医療要員、医療組織及び医療用輸送手段をいう。別段の定めがない限り、「医療要員」、「医療組織」及び「医療用輸送手段」には、それぞれ、常時のもの及び臨時のものを

（1）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。

（2）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。

（3）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（4）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（5）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（6）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（7）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（8）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（9）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（10）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（11）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（12）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（13）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（14）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（15）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（16）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（17）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（18）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（19）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（20）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（21）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（22）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（23）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（24）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（25）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（26）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（27）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（28）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（29）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（30）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（31）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（32）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（33）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（34）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（35）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（36）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（37）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（38）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（39）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（40）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（41）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（42）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（43）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（44）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（45）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（46）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（47）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（48）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（49）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（50）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（51）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（52）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（53）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（54）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（55）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（56）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（57）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（58）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（59）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（60）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（61）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（62）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（63）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（64）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（65）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（66）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（67）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（68）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（69）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（70）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（71）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（72）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（73）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

（74）医療組織は、常に尊重され、かつ、保護され

る者のとし、また、これを攻撃の対象としては

ならない。

第十五条 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員の保護	
1 軍の医療要員以外の医療要員は、戦闘活動のため、保護される。	2 軍の医療要員以外の医療要員は、尊重され、かつ、保護される。
(a) 軍の医療組織以外の医療組織の要員が自分又はその責任の下にある傷者及び病者の防護のために軽量の個人用の武器を装備していること。	3 軍の医療要員以外の医療要員は、戦闘活動のため、保護される。
(b) 哨兵又は護衛兵によって警護されていること。	4 軍の医療要員以外の医療要員は、占領地域において、必要なときは、すべての利用可能な援助を与えられる。
(c) 傷者及び病者から取り上げた小型武器及び弾薬であつてまだ適当な機関に引き渡されていないものが軍の医療組織以外の医療組織の中にあること。	5 占領国は、占領地域の軍の医療要員以外の医療要員に対し、その軍の医療要員以外の医療要員が最善を尽くして人道的任務を遂行することができるようにするためにすべての援助を与える。占領国は、当該軍の医療要員以外の医療要員がその任務を遂行するに当たり、医療上の理由に基づく場合を除くほか、いずれかの者の治療を優先させるよう求めてはならない。軍の医療要員以外の医療要員は、その人道的使命と両立しない任務を遂行することを強要されない。
第十四条 軍の医療組織以外の医療組織に対する徵発の制限	6 軍の医療要員以外の医療要員は、関係紛争当事者が必要と認める監督及び安全のための措置に従うことを条件として、当該軍の医療要員以外の医療要員の役務を必要とするいすれの場所にも立ち入ることができる。
1 占領国は、占領地域の文民たる住民の医療上の必要が常に満たされることを確保する義務を負う。	7 この条の規定は、平時に於いて第一条第四章に規定する使用よりも広範な特殊標章の使用を認めるものではない。
2 占領国は、文民たる住民に対する適当な医療の提供並びに既に治療中の傷者及び病者の治療の継続に必要な限り、軍の医療組織以外の医療組織、その設備、その物品又はその要員の役務を徵発してはならない。	8 特殊標章の使用についての監督並びに特殊標章の濫用の防止及び抑止に関する諸条約及びこの議定書の規定は、特殊信号について適用する。
3 占領国は、2に定める一般的な規則が遵守されている限り、次に掲げる条件に従つて2に規定する資源を徵発することができる。	9 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
(a) 当該資源が占領国の軍隊の構成員であつて傷者及び病者であるもの又は捕虜の適切かつ迅速な治療のために必要であること。	10 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを強要されず、また、これらの諸規則及び
(b) 徵発が(a)に規定する必要のある間に限り行わること。	11 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
(c) 文民たる住民の医療上の必要並びに徵発によつて影響を受ける治療中の傷者及び病者の医療上の必要が常に満たされることを確保するため直ちに措置をとること。	12 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
第十六条 医療上の任務の一般的保護	
1 いづれの者も、いかなる場合においても、医療上の倫理に合致した医療活動(その受益者のいかなを問わない)を行つたことを理由として处罚されることはない。	13 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
2 医療活動に従事する者は、医療上の倫理に於いて受けける治療中の傷者及び病者のために作成された他の医療上の諸規則又は諸条約若しくはこの議定書の規定に反する行為又は作業を行うことを強要されず、また、これらの諸規則及び	14 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
1 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを強保するよう努める。	15 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
第十七条 文民たる住民及び救済団体の役割	16 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
1 文民たる住民は、傷者、病者及び難船者が敵に対する紛争当事者に属する場合においても、これらの人を尊重し、また、これらの者に対するいかななる暴力行為も行つてはならない。文民たる住民及び各国の赤十字社、赤新月社又は赤のライオン及び太陽社のような救済団体は、自発的に行う場合であつても、侵略され又は占領された地域においても、傷者、病者及び難船者を収容及び看護することを許される。いづれの者も、このような人道的な行為を理由として危害を加えられ、訴追され、有罪とされ又は处罚されることはない。	17 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
2 紛争当事者は、1に規定する文民たる住民及び救済団体に対しても、要請に応じた者に対し、保護及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者的位置を報告するよう要請することができる。紛争当事者は、要請に応じた者に対し、保護及び救済団体に対しても、傷者、病者及び難船者を収容し及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者的位置を報告するよう要請することができる。紛争当事者は、要請に応じた者に対し、保護及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者的位置を報告するよう要請することができる。紛争当事者は、要請に応じた者に対し、保護及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者的位置を報告するよう要請することができる。	18 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
3 第十八条 識別	19 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國
1 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを強保するよう努める。	20 紛争当事者は、中立国その他の紛争当事者でない國

及びこれらの国によつて発見される紛争当事者の死者について、この議定書の関連規定を適用する。

#### 第二十条 復仇の禁止

この編の規定によつて保護される者及び物に対する復仇は、禁止する。

#### 第二部 医療上の輸送

##### 第二十一条 医療用車両

医療用車両は、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。

##### 第二十二条 病院船及び沿岸救助艇

1 次の(a)から(d)までに掲げるものに関する諸条約の規定は、(a)及び(b)に規定する船舶が第二条約第十三条に規定するいすれの部類にも属しない文民たる傷者、病者及び難船者を輸送する場合についても適用する。もつとも、これらの者は、自國以外の締約国に引き渡され又は海上において捕らえられない。これらの者が自國以外の紛争当事者の権力内にある場合には、これらの者は、第四条約及びこの議定書の対象となる。

##### 第二十三条 第二十二条、第二十四条、第二十

##### 五条及び第二十七条に規定する船舶

##### (a) 船舶の救命艇及び小舟艇

##### (b) 船舶の要員及び乗組員

##### (c) 船舶上の傷者、病者及び難船者

##### (d) 船舶上の傷者、病者及び難船者

##### 2 第一条約第二十一条に規定する船舶に對し諸条約によつて与えられる保護は、次の(a)及び(b)に掲げるものが人道的目的で紛争当事者の利用に供した病院船に及ぶものとする。

(a) 中立国その他の紛争当事者でない国  
(b) 公平で國際的な人道的団体

ただし、いずれの場合にも、同条の要件が満たされることを条件とする。

3 第二条約第二十七条规定する小舟艇は、同条に定めるところによる通告が行われなかつた場合にも、保護される。もつとも、紛争当事者は、当該小舟艇の識別を容易にする要目を相互に通報するよう求められる。

に通報するよう求められる。

#### 第二十三条 他の医療用船舶及び他の医療用舟艇

1 医療用船舶及び医療用舟艇であつて前条及び第二条約第三十八条に規定するもの以外のものは、海上であるか他の水域であるかを問わず、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。その保護は、当該医療用船舶及び医療用舟艇として識別されることができるとのみ実効的となるので、当該医療用船舶及び医療用舟艇は、特殊標章によつて表示され、かつ、できる限り第二条約第四十三条第二項の規定に従うべきである。

2 1に規定する医療用船舶及び医療用舟艇は、戦争の法規の適用を受ける。自己の命令に直ちに従わせることのできる海上の軍艦は、当該医療用船舶及び医療用舟艇に対し、停船若しくは退去を命ずること又は航路を指定することができる。当該医療用船舶及び医療用舟艇は、これらのすべての命令に従う。当該医療用船舶及び医療用舟艇が船舶上にある傷者、病者及び難船者のために必要とされる限り、その医療上の任務は、他のいかなる方法によつても変更することができない。

3 1に規定する保護は、第二条約第三十四条及び第三十五条に定める条件によつてのみ消滅する。2の規定による命令に従うことを明確に拒否することは、同条約第三十四条に規定する敵に有害な行為とする。

4 紛争当事者は、敵対する紛争当事者に対し、1に規定する医療用船舶又は医療用舟艇(特に総トン数二千トンを超える船舶)の船名、要目、予想される出航時刻、航路及び推定速度を出航のできる限り前に通報すること並びに識別を容易にする他の情報を提供することができると。敵対する紛争当事者は、そのような情報の受領を確認する。

5 第二条約第三十七条の規定は、1に規定する医療用船舶及び医療用舟艇に規定するいすれの部類にも属しない文民たる傷者、病者及び難船者は、海上では自國以外のいすれの締約国にも引き渡されず、また、当該医療用船舶又は医療用舟艇から移動させられない。これらの者が自國以外の紛争当事者の権力内にある場合には、これらの者は、第四条約及びこの議定書の対象となる。

医療用船舶又は医療用舟艇における医療要員及び宗教要員について適用する。

6 第二条約は、同条約第十三条及びこの議定書の第四十四条に規定する部類に属する傷者、病者及び難船者であつて1に規定する医療用船舶及び医療用舟艇にあるものについて適用する。

#### 第二十七条 敵対する紛争当事者が支配している区域における医療用航空機の保護

1 敵対する紛争当事者が支配していない区域における医療用航空機は、敵対する紛争当事者が実際に支配している地域又は海域の上空を飛行している間、敵対する紛争当事者の権限のある当局からその飛行に対する事前の同意を得ていることを条件として、引き続き保護される。

2 医療用航空機であつて航行上の過誤又は飛行の安全に影響を及ぼす緊急事態のため1に規定する紛争当事者が実際に支配している地域の上空を飛行するものは、自分が識別され及びその状況を敵対する紛争当事者に通報するようあらゆる努力を払う。当該敵対する紛争当事者は、当該医療用航空機を識別した場合には直ちに、第三十条1に規定する着陸若しくは着水を命令し又は自國の利益を保護するため他の措置をとるよう、及びいすれの場合にも当該医療用航空機に対して攻撃を加える前にその命令又は措置に従うための時間を与えるよう、すべての合理的な努力を払う。

3 第二十八条 医療用航空機の運航の制限

1 紛争当事者が敵対する紛争当事者に對して軍事的利益を得ることを企図して自國の医療用航空機を使用することは、禁止する。医療用航空機の所在は、軍事目標が攻撃の対象とならないようにして利用してはならない。

2 医療用航空機は、情報データを収集し又は伝達するために使用してはならず、また、このような目的に使用するための機器を備えてはならない。医療用航空機が第八条(1)の定義に該当し

であると識別された後は尊重される。

「接触地帯」とは、敵対する軍隊の前線部隊が相互に接觸している地域、特に前線部隊が地上から直接の砲火にさらされている地域をいう。

#### 第二十九条 敵対する紛争当事者が支配している区域における医療用航空機

1 紛争当事者の医療用航空機は、敵対する紛争当事者が実際に支配している地域又は海域の上空を飛行している間、敵対する紛争当事者の権限のある当局からその飛行に対する事前の同意を得ていることを条件として、引き続き保護される。

2 「接触地帯」とは、敵対する軍隊の前線部隊が相互に接觸している地域、特に前線部隊が地上から直接の砲火にさらされている地域をいう。



親者の運命を知る権利に基づいて促進される。

第三十三條 行方不明者

- 1 紛争当事者は、事情が許す限り速やかに、遅くとも現実の敵対行為の終了の時から、敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者を捜索する。当該敵対する紛争当事者は、その捜索を容易にするため、これらの者に関するすべての関連情報、報を伝達する。
- 2 紛争当事者は、1の規定に基づき情報の収集を容易にするため、諸条約及びこの議定書に基づく一層有利な考慮が払われない者について、次のことを行う。
- (a) 敵対行為又は占領の結果二週間以上抑留され、投獄され若しくは他の方法で捕らわれた場合又は捕らわれている期間中に死亡した場合には、第四条約第三百三十八条に規定する情報を記録すること。
- (b) 敵対行為又は占領の結果他の状況において死亡した場合には、その者に関する情報の収集及び記録を、できる限り、容易にし及び必要な場合に行うこと。

3 1の規定に基づき行方不明であると報告された者に関する情報及びその情報についての要請は、直接に又は利益保護団、赤十字国際委員会の中央安否調査部若しくは各國の赤十字社、赤新月社若しくは赤のライオン及び太陽社を通じて伝達する。紛争当事者は、赤十字国際委員会及びその中央安否調査部を通じ情報伝達しない場合には、当該情報を中央安否調査部に対して提供することを確保する。

4 紛争当事者は、死者を捜索し、識別し及び戦場から収容するための調査團に関する取扱い適切な場合には、敵対する紛争当事者の支配している地域において調査團がその任務を行つている間、当該敵対する紛争当事者の要員に伴われるためのものを含む。に合意するよう努める。調査團の要員は、専らその任務を行つている間、尊重され、かつ、保護される。

第三十四条 遺体

- 1 占領に関する理由のために死亡し又は占領若しくは敵対行為に起因して捕らわれている期間中に死亡した者及び敵対行為の結果自国外の国で死亡した者の遺体又は墓地に対しても諸条約及びこの議定書に基づく一層有利な考慮が払われない場合には、これらの者の遺体は、尊重されるものとし、また、これらの者の墓地は、第四条約第一百三十条に定めるところにより尊重され、維持され、かつ、表示される。
- 2 締約国は、敵対行為の結果として又は占領中若しくは捕らわれている期間中に死亡した者の墓その他遺体のある場所が自国の領域にある場合には、事情及び敵対する紛争当事者との関係が許す限り速やかに、次のことを行うため取極を締結する。
- (a) 死亡した者の近親者及び公の墳墓登録機関の代表による墓地への入りを容易にすること並びに当該入りのための実際的な手続を定めること。
- (b) 墓地を永続的に保護し、かつ、維持すること。
- (c) 本国の要請又は本国が反対しない限り近親者の要請に基づいて遺体及び個人用品を本国へ返還することを容易にすること。

3 自国の領域に墓地のある締約国は、2(b)又は(c)の規定に係る取扱いのない場合及び死亡した者の本国が自国の費用で墓地の維持を行う意思を有しない場合には、本国への遺体の返還を容易にするよう提案することができる。締約国は、

その提案が受諾されなかつた場合には、当該提案の日から五年を経過した後に、かつ、本国への適当な通報を行つた後に、墓地及び墓に関する自国の法律に定める手続をとることができるものとし、

4 この条に規定する墓地が自国の領域にある締約国は、次のいずれかの場合にのみ、遺体を発掘することを許される。

(a) 休戦旗を掲げて交渉の意図を表すこと、又は投降を表すこと。

(b) 負傷又は疾病による無能力を表すこと。

2(c) 及び3の規定による場合

- (a) (b) (c) 発掘が優先的な公共上の必要事項である場合(衛生上及び調査上必要な場合を含む。)。
- 締約国は、この場合において、常に遺体を尊重し、並びに遺体を発掘する意図及び再埋葬予定地の詳細を本国へ通報する。
- 第二編 戰闘の方法及び手段
- 捕虜の地位
- 第一部 戰闘の方法及び手段
- 第三十五条 基本原則
- 戦闘の方針及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。

3 第三十六条 新たな兵器

締約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは

その使用がこの議定書又は当該締約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又はすべての場合に禁止されているか否かを決定する義務を負う。

第三十七条 背信行為の禁止

1 背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する。武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく保護を受ける権利を有するか又は保護を与える義務があると敵が信ずるよう敵の信頼を説く行為であつて敵の信頼を裏切る意図をもつて行われるものは、背信行為を構成する。背信行為の例として、次の行為がある。

(a) 休戦旗を掲げて交渉の意図を表すこと、又は投降を表すこと。

(b) 負傷又は疾病による無能力を表すこと。

2(c) 文民又は非戦闘員の地位を装うこと。

- (d) 国際連合又は中立国その他の紛争当事者でない国の標章又は制服を使用して、保護されている地位を装うこと。
- 奇計は、禁止されない。奇計とは、敵を欺くこと又は無謀に行動させることを意図した行為であつて、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に違反せず、かつ、そのような国際法に基づく保護に関して敵の信頼を説くことがないために背信的ではないものをいう。奇計の例として、偽装、匿、陽動作戦及び虚偽の情報の使用がある。
- 第三十八条 認められた標章
- 1 赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の特殊標章又は諸条約若しくはこの議定書に規定する他の標章若しくは信号を不当に使用することは、禁止する。
- 2 自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いることは、禁止する。
- 3 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは、禁止する。
- 第三十九条 國の標章
- 1 中立国その他の紛争当事者でない國の旗、軍の標章、記章又は制服を武力紛争において使用することは、禁止する。
- 2 攻撃を行つてゐる間、又は軍事行動を掩護し、有利にし、保護し若しくは妨げるため、敵に対する紛争当事者の旗、軍の標章、記章又は制服を使用することは、禁止する。
- 3 この条及び第三十七条1(d)の規定は、諜報活動又は海上の武力紛争における旗の使用に適用される現行の一貫に認められた国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。
- 第四十条 助命
- 生存者を残さないよう命令すること、そのような命令で敵を威嚇すること又はそのような方針で敵対行為を行うことは、禁止する。

**第四十一条 戰闘外にある敵の保護**

戦闘外にあると認められる者はその状況において戦闘外にあると認められるべき者は、攻撃の対象としてはならない。

2 次者は、戦闘外にある。

(a) 敵対する紛争当事者の権力内にある者  
(b) 投降の意図を明確に表明する者  
(c) 既に無意識状態となっており又は負傷若しくは疾病により無能力となつてゐるため自己を防御することができない者

ただし、いずれの者も、いかなる敵対行為も差し控え、かつ、逃走を企てないことを条件とす。3 捕虜としての保護を受ける権利を有する者が通常と異なる戦闘の状態の下で敵対する紛争当事者の権力内に陥った場合には、そのような権利を有する者を解放し、及びその者の安全を確保するためにすべての実行可能な予防措置をとる。

**第四十二条 航空機の搭乗者**

1 遺難航空機から落下傘で降下する者は、降下中は攻撃の対象としてはならない。  
2 遺難航空機から落下傘で降下した者は、敵対する紛争当事者が支配する地域に着地したときは、その者が敵対行為を行つてゐることが明白でない限り、攻撃の対象とされる前に投降の機会を与えられる。  
3 空挺部隊は、この条の規定による保護を受けない。

**第二部 戰闘員及び捕虜の地位****第四十三条 軍隊**

1 紛争当事者の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る（当該紛争当事者を代表する政府又は当局が敵対する紛争当事者によつて承認されているか否かを問わないのである）。このよう軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争

の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。

2 紛争当事者の軍隊の構成員（第三条約第三十条に規定する衛生要員及び宗教要員を除く。）は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。

3 紛争当事者は、準軍事的な又は武装した法執行機関を自国の軍隊に編入したときは、他の紛争当事者にその旨を通報する。

**第四十四条 戰闘員及び捕虜**

1 前条に規定する戦闘員であつて敵対する紛争当事者の権力内に陥つたものは、捕虜とする。  
2 すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これららの諸規則の違反は、3及び4に規定する場合を除くほか、戦闘員である権利又は敵対する紛争当事者の権力内に陥つた場合に捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。

3 戰闘員は、文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行つてゐる間、自己と文民たる住民との区別する義務を負う。もつとも、武装した戦闘員は、武力紛争において敵対行為の性質のため自己と文民たる住民とを区別することができない状況があると認められるので、当該状況において次に規定する間武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持する。

(a) 交戦の間  
敵に目撃されている間に先立つ軍事展開中にこの3に定める条件に合致する行為は、第三十七条1(c)に規定する背信行為とは認められない。  
4 3中段に定める条件を満たすことなく敵対する紛争当事者の権力内に陥つた戦闘員は、捕虜となる権利を失う。もつとも、第三条約及びこの議定書によつて保護する。この議定書が捕虜に与える保護と同等のものを与えられる。この保護には、当該戦闘員が行つた犯罪のため裁判され及び処罰される場合に、第

三条約が捕虜に与える保護と同等のものを含む。

5 攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行つていない間に敵対する紛争当事者の権力内に陥つた戦闘員は、それ以前の活動を理由として戦闘員である権利及び捕虜となる権利を失うことはない。

6 この条の規定は、いずれかの者が第三条約第四条の規定に基づいて捕虜となる権利を害するものではない。

7 この条の規定は、紛争当事者の武装し、かつ、制服を着用した正規の部隊に配属された戦闘員について、その者が制服を着用することに關する各國の慣習であつて一般に受け入れられているもの変更することを意図するものではない。

8 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

9 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

10 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

11 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

12 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

13 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

14 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

15 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

16 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

17 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

18 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

19 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

20 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

21 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

22 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

23 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

24 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

25 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

26 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

27 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

28 第一条約第十三条及び第二条約第十三条に規定する部類に属する者に加え、前条に規定する紛争当事者の軍隊のすべての構成員は、傷者若しくは病者又は海その他他の水域における難船（ただし、難船者については、第二条約に係るもの）である場合には、これらの条約に基づく保護を受ける権利を有する。

による裁判を受けるときは、その者は、司法裁判所において捕虜となる権利を有することを主張及びその問題について決定を受ける権利を有する。この決定については、適用される手続に従つて可能なときはいつでも、当該犯罪についての裁判の前に行う。利益保護国の代表者は、その問題が決定される手続に立ち会う権利を有する。ただし、例外的に手続が国の安全のために非公開で行われる場合は、この限りでない。この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

5 敵対行為に参加した者であつて、捕虜となる権利を有せず、また、第四条約に基づく一層有利な待遇を受けないものは、常にこの議定書の第七十五条に規定する保護を受ける権利を有する。いずれの者も、占領地域においては、間諜として捕らえられない限り、第四条約第五条の規定にかかわらず、同条約に基づく通信の権利を有する。

6 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

7 敵対行為に参加した者であつて、捕虜となる権利を有せず、また、第四条約に基づく一層有利な待遇を受けないものは、常にこの議定書の第七十五条に規定する保護を受ける権利を有する。

8 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

9 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

10 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

11 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

12 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

13 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

14 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

15 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

16 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

17 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

18 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

19 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

20 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

21 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

22 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

23 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

24 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

25 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

26 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

27 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

28 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

29 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

30 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

31 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

32 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

33 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

34 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

35 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

36 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

37 この場合には、抑留国は、利益保護国にその旨を通知する。

4	敵に対する紛争当事者が占領している地域の居住者でない紛争当事者の軍隊の構成員であつて、当該地域において諜報活動を行つたものは、その者の属する軍隊に復帰する前に捕らえられる場合を除くほか、捕虜となる権利を失らず、また、間諜として取り扱われない。
1	第四十七条 傭兵
2	傭兵は、戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない。
3	傭兵とは、次のすべての条件を満たす者をいう。
4	(a) 武力紛争において戦うために現地又は国外で特別に採用されていること。 (b) 実際に敵対行為に直接参加していること。 (c) 主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者により又は紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の階級に属し及び類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を実際に約束されていること。 (d) 紛争当事者の国民でなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと。 (e) 紛争当事者の軍隊の構成員でないこと。 (f) 紛争当事者でない国が自國の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと。
5	第四編 文民たる住民
6	第一部 敵対行為の影響からの一般的保護
7	第一章 基本原則及び適用範囲
8	第四十八条 基本原則

1	「攻撃」とは、攻勢としてあるか防御としてあるかを問わず、敵に対する暴力行為をいう。
2	この議定書の攻撃に関する規定は、いずれの地域(紛争当事者に属する領域であるが敵対する紛争当事者の支配の下にある地域を含む。)で行われるかを問わず、すべての攻撃について適用する。
3	この部の規定は、陸上の文民たる住民、個々の文民又は民用物に影響を及ぼす陸戦、空戦又は海戦について適用するものとし、また、陸上の目標に対して海又は空から行われるすべての攻撃についても適用する。もつとも、この部の規定は、海上又は空中の武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。
4	この部の規定は、第四条特にその第二編及び締約国を拘束する他の国際取極に含まれる人道的保護に関する諸規則並びに陸上、海上又は空中の文民及び民用物を敵対行為の影響から保護することに関する他の国際法の諸規則に追加される。

1	第五十条 文民及び文民たる住民の定義
2	文民とは、第三条約第四条A(1)から(3)まで及び(6)並びにこの議定書の第四十三条规定する部類のいずれにも属しない者をいう。いずれの者も、文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなす。
3	文民の定義に該当しない者が文民たる住民の中には、文民とみなす。
4	紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。
5	第五十一条 文民たる住民

1	第五十二条 民用物の一般的保護
2	民用品は、攻撃又は復仇の対象としてはならない。文民又は個々の文民の移動を命じてはならない。紛争当事者は、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護することを企図して利用してはならない。
3	この条に規定する禁止の違反があつたときに、紛争当事者は、文民たる住民及び個々の文民に関する法的義務第五十七条の予防措置をとる義務を含む。)を免除されない。
4	第三章 民用物
5	第五十三条 文化財及び礼拝所の保護
6	千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約その他の関連する国際文書の規定の適用を妨げることなく、次のこととは、禁止する。
7	(a) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと。 (b) (a)に規定する物を軍事上の努力を支援するために利用すること。 (c) (a)に規定する物を復仇の対象とすること。

第五十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護	戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。
1 戰闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するため注意を払う。その保護には、自然環境に対してそのような損害を与える、それにより住民の健康又は生存を害す。	畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備、食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物をこれらが生命を維持する手段としての価値を有するが故に文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与え置き又は退去させるという動機によるかその他動機によるかを問わず、禁止する。

第五十五条 自然環境の保護	1 危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。これらは、他の軍事目標は、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらす場合には、攻撃の対象としてはならない。
2 戰闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するため注意を払う。そのための唯一の実行可能な方法である場合は、文民たる住民及び個々の文民は、すべての場合において、国際法によつて与えられるすべて	2 戰闘の手段として自然環境を攻撃することは、禁止する。

第五十六条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護	1 1に規定する工作物、施設又は軍事目標を復仇の対象とすることは、禁止する。
3 戰闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するため注意を払う。そのための唯一の実行可能な方法である場合は、文民たる住民及び個々の文民は、すべての場合において、国際法によつて与えられるすべて	2 戰闘の手段として自然環境を攻撃することは、禁止する。

第五十七条 攻撃の際の予防措置	の保護(次条の予防措置による保護を含む。)を受ける権利を有する。特別の保護が消滅し、1に規定する工作物、施設又は軍事目標が攻撃される場合には、危険な力の放出を防止するためにすべての実際的な予防措置をとる。
1 戰闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するため注意を払う。そのための唯一の実行可能な方法である場合は、文民たる住民及び個々の文民は、すべての場合において、国際法によつて与えられるすべて	3 (b) 同様の軍事的利益を得るために複数の軍事目標の中で選択が可能な場合には、選択する目標は、攻撃によって文民の生命及び民用物にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならぬ。

## 第五十八条 攻撃の影響に対する予防措置

紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。

(a) 第四条約第四十九条の規定の適用を妨げる

ことなく、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。

(b) 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。

(c) 自己の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。

## 第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯

### 第五十九条 無防備地区

1. 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。

2. 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であつて敵対する紛争当事者による占領に対しても開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものとする。

(a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。

(b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。

(c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。

(d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

3. 諸条約及びこの議定書によつて特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が非武装地帯に存在することは、その拡大が当該合意に反する場合には、禁止する。

### 第六十条 非武装地帯

1. 紛争当事者がその合意によつて非武装地帯の地位を与えた地帯に軍事行動を拡大することは、その拡大が当該合意に反する場合には、禁止する。

2. 合意は、明示的に行う。合意は、直接に又は口頭又は文書によつて、また、相互的なかつて致した宣言によつて行うことができる。合意

は、2に定める条件に反するものではない。

2. 許す。合意の対象である地帯は、通常、次のすべての条件を満たしたものとする。

(a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。

(b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。

(c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。

(d) 軍事上の努力に関連する活動が終了すること。

3. 紛争当事者は、(d)に定める条件についての解釈及び4に規定する者以外の者であつて非武装地帯に入ることを認められるものについて合意する。

4. 諸条約及びこの議定書によつて特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が非武装地帯に存在することは、3に定める条件に反するものではない。

5. 非武装地帯を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標章によつて当該非武装地帯を表示するものとし、この標章は、明瞭に見ることができるものとし、この標章は、明瞭に見ることができる場所、特に当該地区的外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。

6. 2に定める条件又は5に規定する合意に定める条件を満たさなくなつた地区は、無防備地区としての地位を失う。そのような場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

は、平時に及び敵対行為の開始後に行なうことができるものとし、また、できる限り正確に非武装地帯の境界を定め及び記述したものとする。その宣言が向けられた紛争当事者は、その受領を確認し、2に定める条件が満たされていない場合に限り、当該地区を無防備地区として取り扱う。

条件が実際に満たされていない場合には、その旨を直ちに、宣言を行つた紛争当事者に通報する。2に定める条件が満たされていない場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保

護を引き続き受ける。

## 第六章 文民保護

### 第六十一条 定義及び適用範囲

(a) 「文民保護」とは、文民たる住民を敵対行為又は災害の危険から保護し、文民たる住民が敵対行為又は災害の直接的な影響から回復することを援助し、及び文民たる住民の生存のために必要な条件を整えるため次の人の道的任務の一部又は全部を遂行することをいう。

(i) 警報の発令  
(ii) 避難の実施  
(iii) 避難所の管理  
(iv) 灯火管制に係る措置の実施  
(v) 救助  
(vi) 消火  
(vii) 防護の実施  
(viii) 危険地域の探知及び表示  
(ix) 汚染の除去及びこれに類する防護措置の実施  
(x) 緊急時の収容施設及び需品の提供  
(xi) 被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助  
(xii) 不可欠な公益事業に係る施設の緊急の修復  
(xiii) 生存のために重要な物の維持のための援

助  
(xiv) (xv) (i)から(xiv)までに掲げる任務のいずれかを遂行するために必要な補完的な活動(計画立案及び準備を含む。)

(xvi) 「文民保護組織」とは、(a)に規定する任務を遂行するためには、紛争当事者の権限のある当

によつて組織され又は認められる団体その他の組織であつて、専らこれらの任務に充てられ、從事するものをいう。

(c)

文民保護組織の「要員」とは、紛争当事者に充てられる者(当該紛争当事者の権限のある

当局により専ら当該文民保護組織を運営する

こと)に充てられる者を含む。)をいう。

文民保護組織の「物品」とは、当該文民保

護組織が(a)に規定する任務を遂行するために使

用する機材、需品及び輸送手段をいう。

第六十二条 一般的保護

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びそ

の要員は、この議定書の規定、特にこの部の規

定に基づき尊重され、かつ、保護される。これ

らの者は、絶対的な軍事上の必要がある場合を

除くほか、文民保護の任務を遂行する権利を有

する。

2 1の規定は、軍の文民保護組織以外の文民保

護組織の構成員ではないが、権限のある当局の

要請に応じて当該権限のある当局の監督の下に

文民保護の任務を遂行する文民についても適用

する。

3 文民保護のために使用される建物及び物品並

びに文民たる住民に提供される避難所は、第五

十二条の規定の適用を受ける。文民保護のため

に使用される物は、破壊し又はその本来の使用

目的を変更することができない。ただし、その

物が属する締約国によつて行わられる場合を除

く。

第六十三条 占領地域における文民保護

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占  
領地域において、その任務の遂行に必要な便益  
を当局から与えられる。軍の文民保護組織以外  
の文民保護組織の要員は、いかなる場合において  
ても、その任務の適正な遂行を妨げるような活  
動を行うことを強要されない。占領国は、軍の  
文民保護組織以外の文民保護組織の任務の効率  
的な遂行を妨げるような方法で当該軍の文民保  
護組織以外の文民保護組織の任務の遂行が軍人た  
る犠牲者特

民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者

でない國のものによる援助については、敵対す

る紛争当事者に対する限り速やかに通報す

る。この活動については、いかなる場合にはい

ても、紛争への介入とみなしてはならない。

もつとも、この活動については、關係紛争当事

者の安全保障上の利益に妥当な考慮を払つて行

うべきである。

2 1に規定する援助を受ける紛争当事者及び當

該援助を与える締約国は、適当な場合には、文

民保護の活動の国際的な調整を容易なものとす

べきである。その場合には、関連する国際的な

団体は、この章の規定の適用を受ける。

3 占領国は、占領地域において、自國の資源又

は当該占領地域の資源により文民保護の任務の

適切な遂行を確保することができる場合にの

み、軍の文民保護組織以外の文民保護組織で

あつて中立国その他の紛争当事者でない國のも

の及び国際的な調整を行つた團体の活動を排除し

又は制限することができる。

4 軍の文民保護組織以外の文民保護組織におい

て軍隊に類似した編成がとられており又は強制

的な役務が課されていることは、この章の規定

に基づく保護をこれらの軍の文民保護組織以外

の文民保護組織から奪うものではない。

3 文民保護の文民たる要員が秩序の維持又は自衛のため輕量の個人用の武器を携行すること

も、敵に有害な行為と認められない。もつと

も、紛争当事者は、陸上における戦闘が現に行

われており又は行われるおそれのある地域にお

いては、文民保護の要員と戦闘員との区別に資

するようにそのような武器をピストル又は連發

けん銃のようなけん銃に制限するための適當な

措置をとる。文民保護の要員は、そのような地

域において他の軽量の個人用の武器を携行する

場合であつても、文民保護の要員であると識別

されたときは、尊重され、かつ、保護される。

4 軍の文民保護組織の要員は、そのような地

域において他の軽量の個人用の武器を携行する

場合であつても、文民保護の要員であると識別

されることがある。

5 占領国は、4に定める一般的な規則が遵守さ

れている限り、次の特別の条件に従い、4に規

定する資源を徵発し又はその使用目的を変更す

ることができる。

(a) 建物又は物品が文民たる住民の他の要求に

とつて必要であること。

(b) 徵発又は使用目的の変更が(a)に規定する必

要のある間に限り行われること。

6 占領国は、文民たる住民の使用のために提供

され又は文民たる住民が必要とする避難所の使

用目的を変更し又はこれらを徵発してはならな

い。

第六十四条 軍の文民保護組織以外の文  
民保護組織であつて中立國  
その他の紛争当事者でない  
國のもの及び国際的な調整  
を行つ團体

1 前二条、次条及び第六十六条の規定は、紛  
争当事者の領域において、当該紛争当事者の同意  
を得て、かつ、その監督の下に第六十一条に規  
定する文民保護の任務を遂行する軍の文民保護  
組織以外の文民保護組織であつて中立國その他  
の紛争当事者でない國のものの要員及び物品に  
ついても適用する。軍の文民保護組織以外の文  
民保護の任務の遂行が軍人たる犠牲者特

に戦闘外にある者に付隨的に利益を与えるこ

と。

3 文民保護の文民たる要員が秩序の維持又は自

衛のために輕量の個人用の武器を携行すること

も、敵に有害な行為と認められない。もつと

も、紛争当事者は、陸上における戦闘が現に行

われており又は行われるおそれのある地域にお

いては、文民保護の要員と戦闘員との区別に資

するようにそのような武器をピストル又は連發

けん銃のようなけん銃に制限するための適當な

措置をとる。文民保護の要員は、そのような地

域において他の軽量の個人用の武器を携行する

場合であつても、文民保護の要員であると識別

されたときは、尊重され、かつ、保護される。

4 軍の文民保護組織の要員は、そのような地

域において他の軽量の個人用の武器を携行する

場合であつても、文民保護の要員であると識別

されることがある。

5 紛争当事者は、自國の文民保護組織並びにそ

の要員、建物、避難所及び物品が受けること

ができる保護は、これらのものが本来の任務か

ら逸脱して敵に有害な行為を行い又は行うため

に使用される場合を除くほか、消滅しない。た

だし、この保護は、適当な場合にはいつでも合

理的な期限を定める警告が発せられ、かつ、そ

の警告が無視された後においてのみ、消滅させ

ることができる。

第六十五条 保護の消滅

1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織並びにそ

の要員、建物、避難所及び物品が受けること

ができることを確保するよう努め

されることのできる間、これらのものが識別

されることのできる間、これらが識別

3 文民保護の文民たる要員については、占領地

域及び戦闘が現に行われおり又は行われるお

それある地域においては、文民保護の国際的

な特殊標章及び身分証明書によって識別される

ことができるようすべきである。

4 文民保護の国際的な特殊標章は、文民保護組

織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに

文民のための避難所のために入居するときは、オレンジ色地に青色の正三角形とする。
5 紛争当事者は、特殊標章に加えて文民保護に係る識別のための特殊信号を使用することについて合意することができる。
6 1から4までの規定の適用は、この議定書の附属書I第五章の規定によつて規律される。
7 4に規定する標章は、平時において、権限のある国内当局の同意を得て、文民保護に係る識別のために使用することができる。
8 締約国及び紛争当事者は、文民保護の国際的な特殊標章の表示について監督し並びにその濫用を防止し及び抑止するために必要な措置をとる。

9 文民保護の医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段の識別は、第十八条の規定によつても規律される。
10 第六十七条 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊
1 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊は、次のこととを条件として、尊重され、かつ、保護される。
(a) 要員及び部隊が第六十一条に規定する任務のいずれかの遂行に常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること。
(b) (a)に規定する任務の遂行に充てられる要員が紛争の間他のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと。
(c) 文民保護の国際的な特殊標章であつて適當な大きさのものを明確に表示することにより、要員が他の軍隊の構成員から明瞭に区別されることができること及び要員にこの議定書の附属書I第五章に規定する身分証明書が与えられていること。
(d) 要員及び部隊が秩序の維持又は自衛のために輕量の個人用の武器のみを装備していること。第六十五条の規定は、この場合についても準用する。

1 文民保護組織に配属される部隊の建物並びに主要な設備及び輸送手段は、文民保護の国際的な特殊標章によつて明確に表示する。この特殊標章は、適当な大きさのものとする。
2 文民保護組織に常に配属され、かつ、専ら文民保護の任務の遂行に従事する部隊の物品及び建物は、敵対する紛争当事者の権力内に陥つたときは、戦争の法規の適用を受ける。そのような物品及び建物については、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務の遂行にとって必要とされる間、文民保護上の使用目的を変更することができない。ただし、文民たる住民の必要に適切に対応するためにあらかじめ措置がとられている場合は、この限りでない。
3 文民保護組織に配属される部隊の建物並びに主要な設備及び輸送手段は、文民保護の国際的な特殊標章によつて明確に表示する。この特殊標章は、適当な大きさのものとする。
4 文民保護組織に常に配属され、かつ、専ら文民保護の任務の遂行に従事する部隊の物品及び建物は、敵対する紛争当事者の権力内に陥つたときは、戦争の法規の適用を受ける。そのような物品及び建物については、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務の遂行にとって必要とされる間、文民保護上の使用目的を変更することができない。ただし、文民たる住民の必要に適切に対応するためにあらかじめ措置がとられている場合は、この限りでない。

第二部 文民たる住民のための救済
第六十八条 適用範囲
この部の規定は、この議定書に定める文民たる住民について適用するものとし、また、第四条の規定は、第二十三条、第五十五条及び第五十九条から第六十二条までの規定その他の関連規定を補完する。
(b) 含む)を定める権利
(a) 通過を許可するための技術的条件(検査を援助の分配が利益保護国による現地での監

(e) (d) (c)	人質をとる行為
(a) から(d)までに規定する行為を行うとの脅迫	集団に科する刑罰
(b) (c) (d)	武力紛争に関連する行為のためには、これらが理解する言語で直ちに知らされるものとする。これらの者は、犯罪を抑留され又は収容される者は、これらの措置がとられた理由をその者が理解する言語で直ちに知らされるものとする。これらの者は、犯罪を抑留され又は収容される場合を除くほか、できる限り遅滞なく釈放されるものとし、いかなる場合においてもその逮捕、抑留又は収容を正当化する事由が消滅したときは、直ちに釈放される。
(e) (d) (c)	武力紛争に關連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される場合は、その者が理解する言語で直ちに知らされるものとする。これらの者は、犯罪を抑留され又は収容される場合を除くほか、できる限り遅滞なく釈放されるものとし、いかなる場合においてもその逮捕、抑留又は収容を正当化する事由が消滅したときは、直ちに釈放される。
(f)	を受ける権利を有する。
(g)	いずれの者も、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない。
(h)	罪に問われている者は、自己に不利な証人を尋ねし又はこれに対し尋ねさせる権利並びに自己に不利な証人と同じ条件での自己のための証人の出席及びこれに対する尋ねを求める権利を有する。
(i)	いずれの者も、無罪又は有罪の確定判決が既に言い渡された犯罪について、同一の締約国により同一の法律及び司法手続に基づいて訴追され又は処罰されない。
(j)	訴追された者は、公開の場で判決の言渡しを受ける権利を有する。
(k)	有罪の判決を受ける者は、その判決の際に、司法上その他の救済措置及びこれらの救済措置をとることのできる期限について告知される。
(l)	武力紛争に關連する理由で自由を制限されている女子は、男子の区画から分離した区画に収容され、かつ、女子の直接の監視の下に置かれる。ただし、家族が抑留され又は収容される場合には、これらの者は、できる限り同一の場所に家族単位で置かれる。
(m)	紛争当事者は、実行可能な限り、妊婦又は存する幼児を有する母に対し武力紛争に關連する犯罪を理由とする死刑の判決を言い渡すことを避けるよう努める。武力紛争に關連する犯罪を理由とする死刑は、これらの女子に執行してはならない。
(n)	第七十七条 児童の保護
(o)	1 児童は、特別の尊重を受けるものとし、あらゆる形態のわいせつ行為から保護される。紛争当事者は、児童に対し、年齢その他の理由によつて必要とされる保護及び援助を与える。
(p)	2 紛争当事者は、十五歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとるものとし、特にこれらの児童を自國の軍隊に採用することを差し控える。紛争当事者は、十五歳以上十八歳未満の者の中から採用するに当たつては、最年長者を優先させるよう努める。
(q)	3 十五歳未満の児童は、2の規定にかかわらず、敵対行為に直接参加して敵対する紛争当事者の権力内に陥った例外的な場合にも、これらの児童が捕虜であるか否かを問わず、この条の規定によつて与えられる特別の保護を受ける。
(r)	4 児童は、武力紛争に關連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される場合には、第七十
(a) (b) (c) (d)	敵対行為の開始前に、関係締約国が受諾した関連する国際文書又は避難国若しくは居住国の国内法令により無国籍者又は難民と認められていた者については、すべての場合において、かつ、不利な差別をすることなく、第四条約第一編及び第三編に定める被保護者とする。
(e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r)	第七十四条 離散した家族の再会 締約国及び紛争当事者は、武力紛争の結果離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で容易にするものとし、また、特に、諸条約及びこの議定書の規定並びに自國の安全上の諸規則に従つてこの任務に従事する人道的団体の活動を奨励する。
(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r)	第七十五条 基本的な保障 紛争当事者の権力内にある者であつて諸条約又はこの議定書に基づく一層有利な待遇を受けないものは、第一条に規定する事態の影響を受ける限り、すべての場合において人道的に取り扱われるものとし、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別を受けることなく、少なくともこの条に規定する保護を受ける。紛争当事者は、これらのすべての者の身体、名前、信条及び宗教上の実践を尊重する。
(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r)	2 次の行為は、いかなる場合においても、また、いかなる場所においても、文民によるものか軍人によるものかを問わず、禁止する。 (a) 人の生命、健康又は心身の健全性に対する暴力、特に次の行為 (i) 殺人 (ii) あらゆる種類の拷問(身体的なものであるか精神的なものであるかを問わない。) (iii) 身体刑 (iv) 身体の切断 (b) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇、強制売春及びあらゆる形態のわいせつ行為

五条の規定により家族単位で置かれる場合を除くほか、成人の区画から分離した区画に置かれる。

5 武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑は、その犯罪を実行した時に十八歳未満であつた者に執行してはならない。

#### 第七十八条 児童の避難

いかなる紛争当事者も、児童の健康若しくは治療又は児童の安全（占領地域における場合は、その犯罪を実行した時に十八歳未満であつた者に執行してはならない。

第七十九条 児童の避難

いかなる紛争当事者も、児童の健康若しくは治療又は児童の安全（占領地域における場合は、その犯罪を実行した時に十八歳未満であつた者に執行してはならない。

第八十条 実施のための措置

1 紛争当事者は、諸条約及びこの議定書の実施に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる。

2 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に遵守するために命令及び指示を与え、並びにその実施について監督する。

第三章 報道関係者

第七十一条 報道関係者のための保護措置

1 武力紛争の行われている地域において職業上の危険な任務に従事する報道関係者は、第五十一条に規定する文民と認められる。

2 報道関係者は、諸条約及びこの議定書に基づき文民として保護される。ただし、その保護は、文民としての地位に不利な影響を及ぼす活動を行わないことを条件とするものとし、また、軍隊の認可を受けている従軍記者が第三条約第四条A(4)に規定する地位を与えられる権利を害するものではない。

3 報道関係者は、この議定書の附属書IIのひな型と同様の身分証明書を取得することができ

第八十二条 軍隊における法律顧問

1 締約国は、平時において武力紛争の際に自國において、できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること、特に、諸条約及びこの議定書を自國の軍隊及び民間たる住民に周知させるため、軍隊の教育の課題に諸条約及びこの議定書についての学習を取り入れ並びに文民たる住民によるその学習を奨励することを約束する。

2 武力紛争の際に諸条約及びこの議定書の適用について責任を有する軍当局又は軍当局以外の当局は、諸条約及びこの議定書の内容を熟知していないなければならない。

第八十三条 周知

1 締約国は、寄託者及び適当な場合には利益保護団を通じて、この議定書の自國の公の訳文及びその適用を確保するために自國が制定する法令をできる限り速やかに相互に通知する。

第二部 諸条約及びこの議定書に対する違反行為の防止

第八十四条 細目手続

1 この部の規定によって補完される違反行為及び重大な違反行為の防止に関する諸条約の規定は、この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止について適用する。

2 諸条約において重大な違反行為とされている行為は、敵対する紛争当事者の権力内にある者であつて第四十四条、第四十五条及び第七十三

条の規定によつて保護されるもの、敵対する紛争当事者の傷者、病者及び難船者であつてこの議定書によつて保護されるもの又は敵対する紛争当事者の支配の下にある医療要員、宗教要員、医療組織若しくは医療用輸送手段であつてこの議定書によつて保護されるものに対して行わられる場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

3

第十一條に規定する重大な違反行為のほか、次の行為は、この議定書の関連規定に違反して故意に行われ、死亡又は身体若しくは健康に対する重大な傷害を引き起こす場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

(a) 文民たる住民又は個々の文民を攻撃の対象とすること。

(b) 第五十七條2(a)に規定する文民の過度な死亡若しくは傷害又は民用物の過度な損傷を引き起こすことを知りながら、文民たる住民又は民用物に影響を及ぼす無差別な攻撃を行うこと。

(c) 第五十七條2(a)に規定する文民の過度な死亡若しくは傷害又は民用物の過度な損傷を引き起こすことを知りながら、危険な力を内蔵する工作物又は施設に対する攻撃を行うこと。

(d) 無防備地区及び非武装地帯を攻撃の対象とすること。

(e) 戰闘外にある者であることを知りながら、その者を攻撃の対象とすること。

(f) 赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の特殊標章又は諸約款若しくはこの議定書によつて認められている他の保護標章を第三十七條の規定に違反して背信的に使用すること。

4 2及び3並びに諸約款に定める重大な違反行為のほか、次の行為は、諸約款又はこの議定書に違反して故意に行われる場合には、この議定書に対する重大な違反行為とする。

(a) 占領国が、第四條約第四十九條の規定に違

反して、その占領地域に自國の文民たる住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移送すること。

(b) 捕虜又は文民の送還を不当に遅延させること。

(c) 基づき個人の尊厳に対する侵害をもたらす非人道的で体面を汚す慣行

(d) 明確に認められてゐる歴史的建造物、芸術品又は礼拝所であつて、国民の文化的又は精神的遺産を構成し、かつ、特別の取扱(例えば、権限のある国際機関の枠内におけるもの)によつて特別の保護が与えられているものについて、敵対する紛争当事者が第五十三條(b)の規定に違反しているという証拠がなく、かつ、これらの歴史的建造物、芸術品及び礼拝所が軍事目標に極めて近接して位置していない場合において、攻撃の対象とし、その結果広範な破壊を引き起こすこと。

(e) 諸約款によつて保護される者又は2に規定する者から公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと。

5 諸約款及びこの議定書に対する重大な違反行為は、これらの文書の適用を妨げることなく、戦争犯罪と認める。

第六十一条 不作為

1 締約国及び紛争当事者は、作為義務を履行しなかつたこととの結果生ずる諸約款又はこの議定書に対する重大な違反行為を防止し、及び作為

義務を履行しなかつたこととの結果生ずる諸約款又はこの議定書に対する重大な違反行為を行おうとしており又は行つたことを認識しているものに対し、諸約款又はこの議定書に対するそのような違反行為を防止するために必要な措置を開始するよう、及び適当な場合にはそのような違反行為を行つた者に対する懲戒上又は刑事上の手続を開始するよう求めれる。

第六十二条 刑事問題に関する相互援助

1 締約国は、諸約款又はこの議定書に対する重大な違反行為についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助を与える。

2 締約国は、諸約款及び第八十五條1に定める権利及び義務に従うことを条件として、事情が許すときは、犯罪人引渡しに関する事項について協力する。締約国は、犯罪が行われたとされる領域の属する国の要請に妥当な考慮を払う。

3 すべての場合において、相互援助の要請を受けた締約国の法令が適用される。もつとも、1及び2の規定は、刑事問題についての相互援助

行為を防止し又は抑止するためにしてすべての実可行的な措置をとらなかつたときは、当該違反行為が当該部下によつて行われたと、いう事実により場合に応じた刑事上又は懲戒上の責任を免れない。

#### 第八十七条 指揮官の義務

1 締約国及び紛争当事者は、軍の指揮官に対し、その指揮の下にある軍隊の構成員及びその監督の下にあるその他の者による諸約款及びこの議定書に対する違反行為を防止するよう、並びに必要な場合にはこれらの違反行為を抑止し及び権限のある当局に報告するよう求める。

2 締約国及び紛争当事者は、違反行為を防止し及び抑止するため、指揮官に対し、その指揮の下にある軍隊の構成員が諸約款及びこの議定書に基づく自己の義務について了知していることをその責任の程度に応じて確保するよう求めること。

3 締約国及び紛争当事者は、指揮官であつてその部下又はその監督の下にあるその他の者が諸約款又はこの議定書に対する違反行為を行おうとしており又は行つたことを認識しているものに対し、諸約款又はこの議定書に対するそのような違反行為を防止するためには、これらの結果によって指名された者(これらの締約国は、それぞれ一人を指名することができる)の名簿に、委員会の委員を選出するためには、これらの会議において、これらの締約国に従つて委員会の権限を受け入れることに同意したときは、その時に及びその後五年ごとに、委員会の委員を選出するためには、これらの締約国は、その会議において、これらの締約国に

下「委員会」ということを設置する。

(b) 寄託者は、二十以上の締約国が2の規定に従つて委員会の権限を受け入れることに同意したときは、その時に及びその後五年ごとに、委員会の委員を選出するためには、これらの締約国は、その会議において、これらの締約国に

下「委員会」ということを設置する。

(c) 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、次回の会議において新たな委員が選出されるまで在任する。

(d) 締約国は、選出に当たり、委員会に選出される者が必要な能力を個々に有していること及び委員会全体会として衡平な地理的代表が保證されることを確保する。

(e) 委員会は、臨時の空席が生じたときは、(a)から(d)までの規定に妥当な考慮を払つてその空席を補充する。

(f) 寄託者は、委員会がその任務の遂行のために必要な運営上の便益を利用することのできるようにする。

(g) 締約国は、この議定書の署名若しくは批准されたときには、犯罪人引渡しに関する事項について協力する。締約国は、犯罪が行われたとされる

に關する事項の全部又は一部を現在規律しておる又は将来規律する他の二国間又は多数国間の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第八十九条 協力

締約国は、諸約款又はこの議定書に対する著しい違反がある場合には、国際連合と協力して、かつ、国際連合憲章に従つて、単独で又は共同して行動することを約束する。

第九十条 國際事実調査委員会

(a) 徳望が高く、かつ、公平と認められる十五人の委員で構成する国際事実調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(b) 寄託者は、二十以上の締約国が2の規定に従つて委員会の権限を受け入れることに同意したときは、その時に及びその後五年ごとに、委員会の委員を選出するためには、これらの締約国は、その会議において、これらの締約国に

下「委員会」ということを設置する。

(c) 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、次回の会議において新たな委員が選出されるまで在任する。

(d) 締約国は、選出に当たり、委員会に選出される者が必要な能力を個々に有していること及び委員会全体会として衡平な地理的代表が保證されることを確保する。

(e) 委員会は、臨時の空席が生じたときは、(a)から(d)までの規定に妥当な考慮を払つてその空席を補充する。

(f) 寄託者は、委員会がその任務の遂行のため

に必要な運営上の便益を利用することのできるようにする。

(g) 締約国は、この議定書の署名若しくは批准されたときには、犯罪人引渡しに関する事項について協力する。締約国は、犯罪が行われたとされる



しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。

4 寄託者は、採択された改正を締約国及び諸条約の締約国に通報する。改正は、その通報の後一年以内に三分の一以上の締約国が寄託者に対してその改正を受諾しない旨の宣言を通知しない限り、その通報の後一年の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。

5 4の規定により受諾されたものとみなされる改正は、同規定により受諾しない旨の宣言を行つた締約国以外のすべての締約国についてその受諾の後三箇月で効力を生ずる。受諾しない旨の宣言を行つた締約国は、当該宣言をいつでも撤回することができるものとし、改正は、その撤回の後三箇月で当該締約国について効力を生ずる。

6 寄託者は、締約国及び諸条約の締約国に対し、改正の効力発生、改正に拘束される締約国、改正がそれぞれの締約国について効力を生ずる日、4の規定によって行われる受諾しない旨の宣言及びその宣言の撤回を通報する。

### 第九十九条 廃棄

1 いづれかの締約国がこの議定書を廃棄する場合には、その廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄は、廃棄を行う締約国が当該一年の期間の満了の時において第一条に規定する事態にある場合には、武力紛争又は占領の終了の時まで効力を生じず、また、いかなる場合においても、諸条約又はこの議定書によつて保護されている者の最終的解放、送還又は居住地の設定に関連する活動が終了する時まで効力を生じない。

2 廃棄は、書面により寄託者に通告するものと報する。寄託者は、その通告をすべての締約国に通し、寄託者は、その通告をするものと有する。

3 廃棄は、廃棄を行う締約国についてのみ効力を有する。

4 1に規定する廃棄は、廃棄が効力を生ずる前に行われた行為について、廃棄を行う締約国がこの議定書に基づいて負つてゐる武力紛争に係

る義務に影響を及ぼすものではない。

### 第一百条 通報

寄託者は、締約国及び諸条約の締約国(この議定書の署名国であるか否かを問わない)に対して次の事項を通報する。

(a) この議定書への署名並びに第九十三条及び第九十四条の規定による批准書及び加入書の

(b) 第九十五条の規定によりこの議定書が効力を生ずる日

(c) 第八十四条、第九十条及び第九十七条の規定によって受領した通知及び宣言

(d) 第九十六条の規定によつて受領した宣言。この宣言は、最も速やかな方法で通報されなければならない。

(e) 前条の規定による廃棄

### 第一百一条 登録

1 寄託者は、この議定書の効力発生の後、国際連合憲章第百二十二条の規定に従い、この議定書を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

### 第二百二十二条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、その認証臘本を諸条約のすべての締約国に送付する。

### 附属書I 識別に関する規則

#### 第一条 総則

1 この附属書の識別に関する規則により、諸条約及びこの議定書の関連規定を実施する。この規則は、諸条約及びこの議定書によつて保護される要員、物品、組織、輸送手段及び施設の識別を容易にすることを目的とする。

2 識別に関する規則それ自体は、保護を受ける

権利を設定するものではない。保護を受ける権利は、諸条約及びこの議定書の関連規定によつて規定される。

3 権限のある当局は、諸条約及びこの議定書の関連規定に従うことの条件として、いつでも、特殊標章及び特殊信号の使用、表示、照明及び探知可能性について定めることができる。

4 締約国、特に紛争当事者は、いつでも、識別可能性を向上させ及びこの分野における技術の進歩を十分に利用する追加的な又は他の信号、方法又はシステムについて合意するよう求められる。

#### 第一章 身分証明書

##### 第二条 軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書

1 議定書第十八条の規定による軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書は、次の要件を満たすべきである。

(a) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(b) 受領するすべての批准書、加入書及び廃棄書について国際連合事務局に通報する。

(c) 自国語又は公用語及び適当な場合には関連地域の現地の言語で書かれていること。

(d) 氏名、生年月日(生年月日が明らかでないときは、身分証明書の発給時の年齢)及び所持者の識別のための番号がある場合にはその番号が記載されていること。

(e) 所持者がいかなる資格において諸条約及びこの議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。

(f) 所持者の写真及び署名若しくは押印又はその双方が付されていること。

(g) 権限のある当局の印章が押され、及び当該当局の署名が付されていること。

(h) 身分証明書の発給年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。

(i) 可能な限り、身分証明書の裏面に所持者の血液型が記載されていること。

2 身分証明書は、締約国の領域を通じて同一の形式のものとし、また、できる限り、すべての紛争当事者について同様の形式のものとする。

3 紛争当事者は、第一図に示す单一の言語による見本を相互に送付する。身分証明書は、可能な場合は、二通作成るものとし、そのうちの一通は、発給当局が保管する。当該発給当局は、発給した身分証明書の管理を行うべきである。

4 いかなる場合においても、軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員は、その身分証明書を奪われない。身分証明書を紛失した場合には、その複本の発給を受ける権利を有する。

#### 第三条 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員の身分証明書

##### 第四条 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員の身分証明書

1 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員以外の臨時の宗教要員の身分証明書は、可能な限り、前条に規定する身分証明書と同様のものとすべきである。紛争当事者は、第一図に示すひな型に倣うことができる。

2 軍の医療要員以外の臨時の宗教要員は、前条に規定する身分証明書と同様の身分証明書の発給を受けることができない場合には、これらの者が臨時の要員としての任務を遂行していることを証明し並びにその任務を遂行している期間及び特殊標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であつて、権限のある当局が署名するもの

の発給を受けることができる。この証明書は、所持者の氏名、生年月日(生年月日が明らかでないときは、証明書の発給時の年齢)、任務及び識別のための番号がある場合にはその番号を記載すべきである。当該証明書には、所持者の署名若しくは押印又はその双方を付する。

## 表面



(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白)

## 身分証明書



軍の	医療	常時の	医療
宗教	要員以外の	臨時の	要員用

氏名.....

生年月日（又は年齢）.....

識別のための番号.....

この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。

## 裏面

身長.....

眼の色.....

頭髪の色.....

その他の特徴又は情報

.....
.....
.....
.....
.....
.....

## 所持者の写真

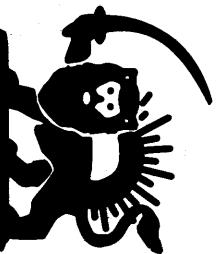
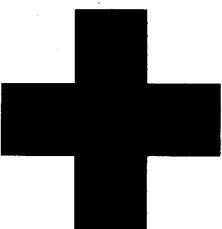
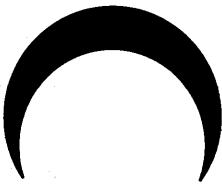
印	所持者の署名若しくは 押印又はその双方
發給年月日..... 證明書番号..... 發給当局の署名..... 有効期間の満了日.....	.....

第1図 身分証明書のひな型（様式 横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

## 第二章 特殊標章

## 第四条 形状

特殊標章(白地に赤色)は、状況に応じて適當な大きさとする。締約国は、十字、新月又はライオン及び太陽(注)の形状について、第二図に示すひな型に倣つゝことができる。



第2図 白地に赤色の特殊標章

注 いづれの国も、千九百八十年以降ライオン及び太陽の標章を使用していない。

## 第五条 使用

1 特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることが可能である。可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適當な方法によつて表示する。

2 夜間又は可視度が減少したときは、特殊標章は、点灯し又は照明することができる。

3 特殊標章は、探知に関する技術的な方法によつてこれを識別することができるようにする材料で作ることができる。赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗るべきである。

4 戰場で任務を遂行する医療要員及び宗教要員は、特殊標章を付した帽子及び衣服をできる限り着用する。

## 第三章 特殊信号

## 第六条 使用

1 医療組織又は医療用輸送手段は、この章に規定するすべての特殊信号を使用するにじができない。

2 特殊信号については、専ら医療組織又は医療用輸送手段が使用することができるものとし、他のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、発光信号の使用については、この限りでない(3参照)。

3 青色のせん光灯の使用を医療用車両並びに医療用船舶及び医療用舟艇の識別の目的に限定する紛争当事者間の特別の合意が存在しない場合には、他の車両、船舶及び舟艇は、青色のせん光灯の使用を禁止されない。

4 時間的余裕がないこと又はその特性から特殊

標章を付することができない臨時の医療用航空機は、この章において認められた特殊信号を使用することができる。

## 第七条 発光信号

1 國際民間航空機関(I.C.A.O.)の航空性に関する技術手引書(文書第九〇五一号)に定義する青色のせん光灯から成る発光信号については、医療用航空機の識別に使用するため設定する。

他のいかなる航空機も、この信号を使用してはならない。青色のせん光灯を使用する医療用航空機は、発光信号ができる限り様々な方向から識別されることができるよう、必要に応じてそのせん光灯を表示すべきである。

2 諸条約及びこの議定書によつて保護される船舶は、國際海事機関(I.M.O.)の國際信号書第十団4の規定に従い、あらゆる方向から識別されねばならない。又は二以上の青色のせん光灯を表示すべきである。

3 医療用車両は、できる限り遠方から識別されねばならない。又は二以上の青色のせん光灯を表示すべきである。他の色のせん光灯を使用する締約国、特に紛争当事者は、これを通報すべきである。

4 望ましい青色は、その色度が國際照明委員会(I.C.I.)の色度図の次の方程式によつて定義される境界の内側にあるときに得られる。

$$\text{緑色の境界 } y = 0.065 + 0.805x$$

$$\text{白色の境界 } y = 0.400 - x$$

$$\text{紫色の境界 } x = 0.133 + 0.600y$$

青色灯の望ましいせん光の頻度は、一分間に六回から百回もよい。

## 第八条 無線信号

1 無線信号は、国際電気通信連合（I.T.U.）の無線通信規則（同規則第四十条及び第N四十条）に規定する緊急信号及び特殊信号から成る。

2 無線による通報は、1に規定する緊急信号及び特殊信号を前置するものとし、この目的のために無線通信規則に定める周波数により、適当な間隔を置いて、英語で送信する。無線による通報は、関係する医療用輸送手段に関する次の情報を伝達する。

(a) 呼出符号その他の認められた識別方法

(b) 位置

(c) 輸送手段の数及び種類

(d) 予定の経路

(e) 適当な場合には、予定所要時間並びに出発及び到着の予定期刻

(f) その他の情報（例えば、飛行高度、保護無線周波数、使用言語並びに二次監視レーダーのモード及び符号）

3 締約国及び紛争当事者は、1及び2に規定する通信並びに議定書第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第三十一条までに規定する通信を容易にするため、合意に基づき又は単独で、これらの通信のために自国が使用することを選択した周波数を国際電気通信条約に附属する無線通信規則の周波数割当て表に従つて指定し、及び公表することができる。これらの周波数は、世界無線通信主管庁会議が承認する手続に従つて国際電気通信連合に通報する。

第九条 電子的な識別

1 千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に

関するシカゴ条約第十附屬書（隨時改正されたもの）に規定する二次監視レーダー・システム

は、医療用航空機の進路を識別し及び追跡するために使用することができる。締約国及び紛争当事者は、合意に基づき又は単独で、国際民間航空機が勧告する手続に従い、専ら医療用航空機による使用に限定される二次監視レーダーのモード及び符号を設定する。

2 保護される医療用輸送手段は、識別され及び自己の位置が確認されるよう、標準的な航空用のレーダー・トランスポンダ又は海上における捜索及び救助のためのレーダー・トランスポンダを使用することができる。

保護される医療用輸送手段は、当該医療用輸送手段に設置されたレーダー・トランスポンダが例えばモード三又はモードAに対して発信する符号により、二次監視レーダーを装備する他の船舶又は航空機によって識別されるようにすべきである。

医療用輸送手段のトランスポンダが発信する符号は、権限のある当局によって当該医療用輸送手段に割り当てられるべきであり、また、すべての紛争当事者に通報されるべきである。

3 医療用輸送手段は、当該医療用輸送手段が発信する適當な水中音波信号により、潜水艦によつて識別されるようすべきである。

水中音波信号は、適當な音波周波数（例えば五キロヘルツ）のモールスで発信される单一の集合Y-Y-Yを前置する船舶の呼出符号（又は医療用輸送手段のその他の認められた識別方法）から成る。

## 第十二条 他の通信手段

双方の無線通信が不可能な場合には、国際海事機関が採択した国際信号書又は千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に関するシカゴ条約の附屬書（隨時改正されたもの）に定める信号を使用することができる。

### 第十三条 飛行計画

議定書第二十九条に規定する飛行計画に関する合意及び通報は、可能な限り国際民間航空機が定める手続に従つて行われる。

### 第十四条 医療用航空機の要撃のための信号及び手続

飛行中の医療用航空機が医療用航空機であることを確認するため又は議定書第三十条及び第三十一条の規定に従い当該飛行中の医療用航空機に着陸するよう求めるため要撃用航空機が使用される場合には、要撃用航空機及び医療用航空機は、千九百四十四年十二月七日の国際民間航空に関するシカゴ条約第二附屬書（隨時改正されたもの）に定める視覚又は無線による要撃のための標準的な手続を使用すべきである。

## 第十一条 無線通信

### 1 議定書第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第三十一条までの規定に従つてとられる手続の適用に当たり、医療組織及び医療用輸送手段による適當な無線通信は、第八条に規定する緊急信号及び特殊信号を前置することができる。

2 国際電気通信連合の無線通信規則第四十条（第二節第三二〇九号）及び第N四十条（第三節第三二一四号）に規定する医療用輸送手段は、また、移動衛星業務に関する国際電気通信連合の無線通信規則第三十七条、第N三十七条及び第五十九条の規定に従い、衛星システムによる通信を発信することができる。

3 医療用輸送手段は、当該医療用輸送手段が発信する適當な水中音波信号により、潜水艦によつて識別されるようすべきである。

### 第十五章 文民保護

1 議定書第六十六条第3項に規定する文民保護の要員の身分証明書は、この附屬書の第二条の関連規定によつて規定される。

2 文民保護の要員の身分証明書は、第三回に示すひな型に倣うことができる。

3 文民保護の要員が軽量の個人用の武器を携行することを認められる場合には、身分証明書にその旨を記載すべきである。

表面

(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白)

## 身分証明書

氏名.....

.....

識別のための番号がある場合にはその番号

この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四

この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。

発給年月日 証明書番号

発給当局の署名

有効期間の欄] 日.....

裏面

身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報	・	・
武器	・	・

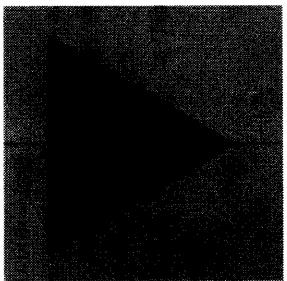
### 所持者の写真

第3図 文民保護の要員用の身分証明書のひな型（様式 横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

印章	所持者の署名若しくは 押印又はその双方
----	------------------------

第十六条 国際的な特殊標章

1 議定書第六十六条に規定する文民保護の国際的な特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とする。ひな型については、第四図に示す。



第4図 オレンジ色地に青色の三角形

2 文民保護の国際的な特殊標章については、次の条件を満たすことが望ましい。

(a) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地は、オレンジ色の旗、腕章又は制服とすること。

(b) 三角形の一の角が垂直に上に向てこなすこと。

(c) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接してこなすこと。

3 國際的な特殊標章は、状況に応じて適當な大きさとする。この特殊標章は、やむを得ない限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示する。文民保護の要員は、権限のある当局の指示に従つて、國際的な特殊標章を付した帽子及び衣服をできる限り着用する。夜間又は可視度が減少したときは、この特殊標章は、点灯し又は照明することができる。また、この特殊標章は、探知に関する技術的な方法によつてこれを識別することができるものにする材料で作ることができる。

第六章 危険な力を内蔵する工作物及び施設

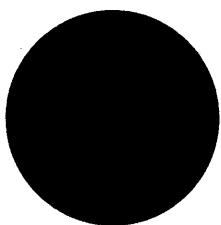
第十七条 國際的な特別の標章

1 議定書第五十六条に規定する危険な力を内蔵する工作物及び施設のための国際的な特別の標章は、第五図に示すように、一列に並べられた同一の大きさの三個の明るいオレンジ色の円から成るものとし、それぞれの円の間隔は、一半径とする。

2 國際的な特別の標章は、状況に応じて適當な大きさとする。広範囲の面に表示する場合には、状況に応じて適當な数だけ繰り返し表示することができる。この標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示する。

3 國際的な特別の標章を旗に表示する場合には、標章の外縁といふに隣接する旗の辺との間の距離は、円の一半径とする。旗は、白地の長方形とする。

4 夜間又は可視度が減少したときは、国際的な特別の標章は、点灯し又は照明することができる。また、この標章は、探知に関する技術的な方法によつてこれを識別することができるようとする材料で作ることができる。



第5図 危険な力を内蔵する工作物及び施設のための国際的な特別の標章

附屬書四 職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

表面

注 意

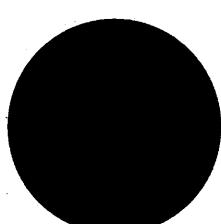
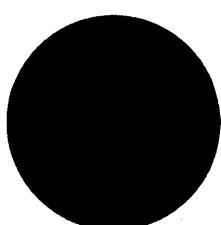
この証明書は、武力紛争の地域において職業上の危険な任務に従事する報道関係者に対して発給する。所持者は、一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び同諸条約の追加議定書に基づく文民として取り扱われる権利を有する。所持者は、常にこの証明書を携帯しなければならない。所持者は、捕らわれた場合には、その身分を証明するため、この証明書を直ちに抑留当局に提出しなければならない。

職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

1 議定書第五十六条に規定する危険な力を内蔵する工作物及び施設のための国際的な特別の標章は、第五図に示すように、一列に並べられた同一の大きさの三個の明るいオレンジ色の円から成るものとし、それぞれの円の間隔は、一半径とする。

2 國際的な特別の標章は、状況に応じて適當な大きさとする。広範囲の面に表示する場合には、状況に応じて適當な数だけ繰り返し表示することができる。この標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別される能够であるよう、可能な限り、平面又は旗に表示する。

3 國際的な特別の標章を旗に表示する場合には、標章の外縁といふに隣接する旗の辺との間の距離は、円の一半径とする。旗は、白地の長方形とする。



## 裏面

発給當局 (権限のある當局) .....	身長 ..... 眼の色 .....
所持者の 発給地 .....	体重 ..... 頭髪の色 .....
写真   発給年月日 .....	血液型 ..... Rh因子 .....
(発給當局印)	
..... (所持者の署名)	
姓 ..... 名 ..... 出生地及び生年月日 ..... 報道機関名 ..... 具体的な職業 ..... 有効期間 .....	指紋 (任意とする。) (左示指) (右示指) 特徴 .....

千九百四十九年八月十一日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件  
 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 目次

## 前文

## 第一編 この議定書の適用範囲

## 第一条 適用範囲

## 第二条 人的適用範囲

## 第三条 不介入

## 第二編 人道的待遇

## 前文

## 締約国は、

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について規定す

## 第四条 基本的な保障

第五条 自由を制限されている者

## 第六条 刑事訴追

## 第三編 傷者、病者及び難船者

## 第七条 保護及び看護

## 第八条 捜索

## 第九条 医療要員及び宗教要員の保護

## 第十条 医療上の任務の一般的保護

## 第十一条 医療組織及び医療用輸送手段の保

## 第十二条 特殊標章

## 第十四条 文民たる住民

## 第十五条 文民たる住民の生存に不可欠な物

## 第十六条 文化財及び礼拝所の保護

## 第十七条 文民の強制的な移動の禁止

## 第十八条 救済団体及び救済活動

## 第五編 最終規定

## 第十九条 周知

## 第二十条 署名

## 第二十一条 批准

## 第二十二条 加入

## 第二十三条 効力発生

## 第二十四条 改正

## 第二十五条 廃棄

## 第二十六条 通報

## 第二十七条 登録

## 第二十八条 正文

さらに、人権に関する国際文書が人間に基本的な保護を与えていたことを想起し、

国際的性質を有しない武力紛争の犠牲者のためにより良い保護を確保することが必要であることを強調し、

下に置かれていることを想起して、

次のとおり協定した。

## 第一編 この議定書の適用範囲

## 第一条 適用範囲

1 この議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条と共に地から有意義である。よって、この追加議定書を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

2 この議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他のこれらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

## 第二条 人的適用範囲

1 この議定書は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による不利な差別(以下「不利な差別」という)をすることなく、前条に規定する武力紛争によつて影響を受けるすべての者について適用する。

		2 武力紛争の終了時に武力紛争に関連する理由で自由を奪われ又は制限されているすべての者及び武力紛争の後に同様の理由で自由を奪われ又は制限されるすべての者は、その自由のはく奪又は制限が終了する時まで、第五条及び第六条に規定する保護を受ける。	
		<b>第三条 不介入</b>	
1 この議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法及び秩序を維持し若しくは復しあらゆる形態のわいせつ行為を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。			
2 この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国の中問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。			
<b>第二編 人道的待遇</b>			
1 敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなつたすべての者は、その自由が制限されれているか否かにかかわらず、身体、名譽及び信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。これらの者は、すべての場合において、不利な差別を受けることなく、人道的に取り扱われる。生存者を残さないよう命令することは、禁止する。			
2 1の原則の適用を妨げることなく、1に規定する者に対する次の行為は、いかなる場合においても、また、いかなる場所においても禁止する。			
(a) 人の生命、健康又は心身の健全性に対する暴力、特に、殺人及び虐待(拷問、身体の切断、あらゆる形態の身体刑等)			
(b) 集団に科する刑罰			
(c) 人質をとる行為			
(d) テロリズムの行為			
1 (e) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇、強姦、強制売春及びあらゆる形態のわいせつ行為			
(f) あらゆる形態の奴隸制度及び奴隸取引略奪			
(g) (h) から(g)までに規定する行為を行うとの脅迫			
3 (a) 児童は、その父母の希望又は父母がない場合には児童の保護について責任を有する者の希望に沿つて、教育(宗教的及び道徳的教育を含む)を受ける。			
(b) 一時に離散した家族の再会を容易にするために、すべての適当な措置がとられなければならない。			
(c) 十五歳未満の児童については、軍隊又は武装した集団に採用してはならず、また、敵対行為に参加することを許してはならない。			
(d) 十五歳未満の児童は、(c)の規定にかかわらず敵対行為に直接参加し、捕らえられた場合には、この条の規定によって与えられる特別の保護を引き続き受けれる。			
(e) 児童については、必要な場合には、その父母又は法律若しくは慣習によりその保護について主要な責任を有する者の同意を可能な限り得て、敵対行為が行われている地域から国内の一層安全な地域へ一時的に移動させる措置並びにその安全及び福祉について責任を有する者の同行を確保するための措置がとられなければならない。			
<b>第五条 自由を制限されている者</b>			
1 武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者(収容されているか抑留されているかを問わない。以下この条において「自由を奪われた者」という。)については、前条の規定のほか、少なくとも次の規定を尊重する。			
(a) 傷者及び病者は、第七条の規定に従つて取り扱われる。			
(b) 自由を奪われた者は、個人又は集団であつて救済品を受領することができる。			
(c) 自由を奪われた者は、地域の文民たる住民と同じ程度に、食糧及び飲料水を提供され、並びに保健上及び衛生上の保護並びに気候の厳しさ及び武力紛争の危険からの保護を与える。			
(d) 自由を奪われた者は、自己の宗教を実践することができるものとし、また、要請しかつ適當である場合には、聖職者等の宗教上の任務遂行する者から宗教上の援助を受けることができる。			
(e) 自由を奪われた者は、労働させられる場合には、地域の文民たる住民が享受する労働条件及び保護と同様の労働条件及び保護の利益を享受する。			
2 (a) 自由を奪われた者の収容又は抑留について責任を有する者は、可能な範囲内で、自由を奪われた者に関する次の規定を尊重する。			
(b) 家族である男子及び女子が共に収容される場合を除くほか、女子は、男子の区画から分離した区画に収容され、かつ、女子の直接の監視の下に置かれる。			
(c) 自由を奪われた者は、手紙及び葉書を送付し及び受領することができる。権限のある当局は、必要と認める場合には、手紙及び葉書の数を制限することができます。			
(d) 収容及び抑留の場所は、戦闘地帯に近接して設けてはならない。自由を奪われた者については、収容され又は抑留されている場所が特に武力紛争から生じる危険にさらされることがとなつた場合において、安全に関する適切な条件の下で避難を実施することができるときは、避難させる。			
(e) 自由を奪われた者は、健康診断の利益を享受する。			
<b>第六条 刑事訴追</b>			
1 この条の規定は、武力紛争に関連する犯罪の訴追及び処罰について適用する。			
2 不可欠な保障としての独立性及び公平性を有する裁判所が言い渡す有罪の判決によるところ、犯罪について有罪とされる者に刑を言い渡してはならず、また、刑を執行してはならない。特に、			
(a) 司法手続は、被告人が自己に対する犯罪の容疑の詳細を遅滞なく知らされることを定めるものとし、被告人に対し裁判の開始前及び裁判の期間中すべての必要な防護の権利及び手段を与える。			
(b) いずれの者も、自己の刑事責任に基づく場合を除くほか、犯罪について有罪の判決を受けない。			
(c) いずれの者も、自己の刑事责任に基づく構成しなかつた作為又は不作為を理由として有罪とされない。いずれの者も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後に一層軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合は、当該犯罪を行つた者は、その利益を享受する。			

(d) 罪に問われている者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。	第九条 医療要員及び宗教要員の保護
(e) 罪に問われている者は、自ら出席して裁判を受ける権利を有する。	第十条 医療上の任務の一般的保護
(f) いずれの者も、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない。	第十二条 特殊標章
3 有罪の判決を受ける者は、その判決の際に、司法上その他の救済措置及びこれらの救済措置をとることのできる期限について告知される。	医療要員及び宗教要員、医療組織並びに医療用輸送手段は、権限のある関係当局の監督の下で、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の特殊標章を表示する。特殊標章は、すべての場合において尊重するものとし、また、不当に使用してはならない。
4 死刑の判決は、犯罪を行った時に十八歳未満であった者に対して言い渡してはならない。また、死刑は、妊娠又は幼児の母に執行してはならない。	第十三条 文民たる住民の保護
5 敵対行為の終了の際に、権限のある当局は、武力紛争に参加した者又は武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者（収容されているか抑留されているかを問わない。）に対して、できる限り広範な恩赦を与えるよう努力する。	第十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護
第六編 傷者・病者及び難船者	第十五条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護
第七条 保護及び看護	第十六条 文化財及び礼拝所の保護
1 すべての傷者、病者及び難船者は、武力紛争に参加したか否かを問わず、尊重され、かつ、保護される。	第十七条 文民の強制的な移動の禁止
2 傷者、病者及び難船者は、すべての場合において、人道的に取り扱われるものとし、また、実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受ける。医療上の理由以外のいかなる理由によつても、これらの者の間に差別を設けてはならない。	第十八条 救済団体及び救済活動
第八条 捜索	第十九条 周知
事情が許す場合には、特に交戦の後に、傷者、病者及び難船者を捜索し及び収容し、これらの者を看護を確保し並びに死者を捜索し、死者がはく奪を受けることを防止し及び死者を丁重に処理するため、遅滞なくすべての可能な措置がとられなければならない。	この議定書については、できる限り広い範囲において周知を図る。
1 医療組織及び医療用輸送手段は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これらを攻撃の対象としてはならない。	果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。
2 医療組織及び医療用輸送手段が受けることのできる保護は、当該医療組織及び医療用輸送手段がその人道的任務から逸脱して敵対行為を行ふために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつ	千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約の規定の適用を妨げるのことなく、国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと及びこれらの物を軍事上の努力を支援するために利用することは、禁止する。

**第二十条 署名**

この議定書は、最終議定書の署名の六箇月後に諸条約の締約国による署名のために開放し、その後十二箇月の間開放しておく。

**第二十一条 批准**

この議定書は、できる限り速やかに批准されなければならない。批准書は、諸条約の寄託者であるスイス連邦政府に寄託する。

**第二十二条 加入**

この議定書は、これに署名しなかつた諸条約の締約国による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

**第二十三条 効力発生**

1 この議定書は、二の批准書又は加入書が寄託された後六箇月で効力を生ずる。  
2 この議定書は、その後にこの議定書を批准し又はこれに加入する諸条約の締約国については、当該締約国による批准書又は加入書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

**第二十四条 改正**

1 いづれの締約国も、この議定書の改正を提案することができます。改正案は、寄託者に通知されるものとし、寄託者は、すべての締約国及び赤十字国際委員会と協議した後、当該改正案を検討するために会議を招集すべきか否かを決定する。

2 寄託者は、すべての締約国及び諸条約の締約国(この議定書の署名国であるか否かを問い合わせる)を1の会議に招請する。

**第二十五条 廃棄**

1 いづれかの締約国がこの議定書を廃棄する場合には、その廃棄は、廃棄書の受領の後六箇月で効力を生ずる。ただし、廃棄は、廃棄を行う締約国が当該六箇月の期間の満了の時において第一条に規定する事態にある場合には、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。もつとも、武力紛争に関連する理由で自由を奪われ又は制限されている者は、最終的解放の時まで、この議定書の規定による利益を引き続き享受する。

**第二十六条 通報**

寄託者は、締約国及び諸条約の締約国(この議定書の署名国であるか否かを問わない)に対して次の事項を通報する。

**第二十二条の規定による批准書及び加入書の寄託**

(a) この議定書への署名並びに第二十一条及び第二十二条の規定による批准書及び加入書の寄託者

**第二十四条の規定によって受領した通知及び宣言**

(b) 第二十三条の規定によりこの議定書が効力を生ずる日

**第二十七条 登録**

1 寄託者は、この議定書の効力発生の後、国際連合憲章第百二条の規定に従い、この議定書を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

**第二十八条 正文**

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、その証明書を諸条約のすべての締約国に送付する。





平成十六年四月十九日印刷

平成十六年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局